

平成 26 年度改定において見直しを行った機能評価係数Ⅱについて

「地域医療指数・体制評価指数」に係る対応

- (1) 新型インフルエンザ等対策にかかる地方公共機関の指定について
- 平成 26 年度診療報酬改定において、下記の通り新たに「新型インフルエンザ等対策にかかる地方公共機関の指定」を受けた医療機関を評価することとなった。

(参考) 平成 25 年 12 月 13 日 中医協 総－１－１ 抜粋

【「⑤災害時における医療」新型インフルエンザ等対策にかかる指定地方公共機関の指定（平成 27 年度からの導入を検討）】

- 体制評価指数の「⑤災害時における医療」において、災害拠点病院に加え、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき都道府県から指定地方公共機関に指定された医療機関を評価することとする（平成 27 年度からの導入について平成 26 年度以降に検討）。

① 現状報告

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 2 条第 7 号に基づき、各都道府県において指定地方公共機関の指定が進んでいるところである。

② 対応（案）

- 指定地方公共機関の地域における役割は現時点では把握できない点も多いため、平成 27 年度の評価の導入については見送ることとしてはどうか。
- 地域における役割を明確化された場合には、その動向を踏まえ次回改定以降の導入を検討してはどうか。

【考え方】

- 法人単位で指定を受ける場合もあるため、実際に個別の医療機関が機能を持つか把握することができない。
- 指定公共機関、指定地方公共機関、地方公共団体の医療機関のうち、都道府県対策本部長の総合調整の下、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施する医療機関を、別途「都道府県知事の認定を受ける」等の方法にて決定することが検討される見込みである。

- (2) 地域がん診療病院、特定領域がん診療連携拠点病院の指定について

- 平成 25 年 12 月 13 日中医協総会において、下記の通り新たに「地域がん診療病院」および「特定領域がん診療連携拠点病院」の指定を受けた医療機関を評価することとなった。

(参考) 平成 25 年 12 月 13 日 中医協 総-1-1 抜粋

【「⑧がん拠点病院」における地域がん診療病院、特定領域がん診療病院（平成 27 年度からの導入を検討）】

- 平成 26 年度以降に「地域がん診療病院」および「特定領域がん診療病院」の指定が予定されており、平成 27 年度以降は評価対象を当該指定病院に変更することを今後検討することとする。

(考え方)

- 都道府県が当該地域においてがん診療の中核的な役割を担うと認めた病院を評価対象（Ⅲ群に限る）としているが、平成 26 年度以降に「地域がん診療病院」および「特定領域がん診療病院」の指定が予定されており、平成 27 年度以降は評価対象を当該指定病院に変更することを今後検討することとしてはどうか。

① 現状報告

- ・ 「がん診療連携拠点病院等の指定」において、平成 26 年 8 月 6 日付けで、新たに「地域がん診療連携拠点病院」が 10 施設、「地域がん診療病院」が 1 施設、および「特定領域がん診療連携拠点病院」が 1 施設指定された。

② 対応（案）

- ・ 今後、機能評価係数Ⅱの評価においては、毎年 of 定例報告の時点（毎年 10 月 1 日時点）での指定状況により、「地域がん診療病院」および「特定領域がん診療連携拠点病院」を新たに評価対象とすることとしてはどうか。
- ・ 平成 28 年度の改定において、都道府県が当該地域においてがん診療の中核的な役割を担うと認めた病院の評価を、「地域がん診療病院」および「特定領域がん診療連携拠点病院」としての評価へ置き換えることとしてはどうか。

【考え方】

- 今回の指定において「地域がん診療病院」および「特定領域がん診療連携拠点病院」を新たに受けたのは合計 2 病院にとどまった。現時点では、都道府県が独自に認定しているがん診療連携拠点病院の評価を一律に「地域がん診療病院」および「特定領域がん診療連携拠点病院」としての評価へ置き換える段階には至っていないのではないか。

評価項目	DPC 病院Ⅰ群及び DPC 病院Ⅱ群	DPC 病院Ⅲ群
⑧がん拠点病院	<ul style="list-style-type: none">・ 「都道府県がん診療連携拠点の指定」又は「小児がん拠点病院の指定」を重点的に評価（1P）・ 「地域がん診療連携拠点病院の指定」（0.5P）	「がん診療連携拠点病院の指定」、「小児がん拠点病院の指定」、「 <u>地域がん診療病院</u> 」及び「 <u>特定領域がん診療連携拠点病院</u> 」、もしくはそれに準じた病院（※）としての指定を受けていることを評価（いずれかで 1P）

	<p>・ <u>「地域がん診療病院」、「特定領域がん診療連携拠点病院」としての指定は評価対象外</u> (OP)</p>	<p><u>※都道府県が当該地域においてがん診療の中核的な役割を担うと認めた病院。</u></p>
--	--	---

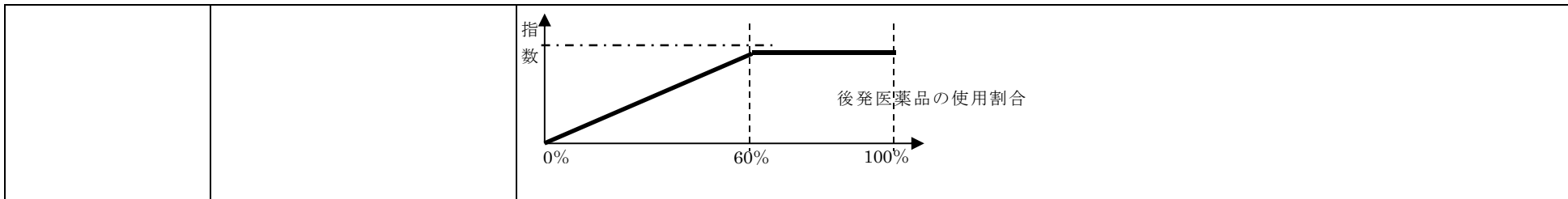
<機能評価係数Ⅱの具体的な評価内容（平成26年度）>（太字は平成26年改定における修正内容）

評価対象データは※平成24年10月1日～平成25年9月30日（12ヶ月間）のデータ

<項目>	評価の考え方	評価指標（指数）
1) 保険診療指数	DPC対象病院における、質が遵守されたDPCデータの提出を含めた適切な保険診療実施・取組を評価	<p>原則として1点だが、以下の基準に該当した場合はそれぞれ加算又は減算する。</p> <p>① 適切なDPCデータの提出（「部位不明・詳細不明コード」の使用割合による評価） 「部位不明・詳細不明のコード」の使用割合が「20%以上」の場合、当該評価を0.05点減算する。</p> <p>② 適切なDPCデータの提出（様式間の記載矛盾による評価） <u>当該医療機関において、以下のいずれかに該当するDPCデータの件数の全体の件数に占める割合が「1%以上」の場合、当該評価を0.05点減算する。</u></p> <p>i 様式1の親様式・子様式 <u>データ属性等（郵便番号、性別、生年月日等）の矛盾</u></p> <p>ii 様式1とEFファイル <u>様式1上の入院日数とEFファイルに出現する入院料の回数の矛盾</u></p> <p>iii 様式4とEFファイル <u>様式4の医科保険情報とEFファイルに出現する先進医療等の矛盾</u></p> <p>iv DファイルとEFファイル <u>記入されている入院料等の矛盾</u></p> <p>③ 適切な傷病名コードによるレセプトの請求 <u>当該医療機関における入院医療分のレセプトに記載されている傷病名数のうち、未コード化傷病名である傷病名の割合が「20%以上」の場合、当該評価を0.05点減算する。</u></p> <p>④ 適切な保険診療の普及のための教育に向けた取組の評価（I群のみ） <u>毎年10月1日時点において、当該医療機関において下記を満たす場合、当該評価を0.05点加算する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・規定の手順により、当該医療機関から出向して以降6か月以上指導医療官として勤務している者がいる場合（ただし、1年以上在籍しない場合は実績と見なさない） ・規定の手順により指導医療官として勤務後、大病院に復帰した日から1年以内の者がいる場合（ただし、復帰後に当該医療機関において保険診療の教育に携わっていない場合は実績と見なさない）

		<u>(※平成 27 年度は、募集開始の際に応募し採用された者がいる医療機関を評価対象とする)</u>
2) 効率性指数	各医療機関における在院日数短縮の努力を評価	〔全 DPC/PDPS 対象病院の平均在院日数〕 / 〔当該医療機関の患者構成が、全 DPC/PDPS 対象病院と同じと仮定した場合の平均在院日数〕 ※ 当該医療機関において、12 症例（1 症例/月）以上ある診断群分類のみを計算対象とする。 ※ 包括評価の対象となっている診断群分類のみを計算対象とする。
3) 複雑性指数	各医療機関における患者構成の差を 1 入院あたり点数で評価	〔当該医療機関の包括範囲出来高点数（一入院当たり）を、DPC（診断群分類）ごとに全病院の平均包括範囲出来高点数に置換えた点数〕 / 〔全病院の平均一入院あたり包括点数〕 ※ 当該医療機関において、12 症例（1 症例/月）以上ある診断群分類のみを計算対象とする。 ※ 包括評価の対象となっている診断群分類のみを計算対象とする。
4) カバー率指数	様々な疾患に対応できる総合的な体制について評価	〔当該医療機関で一定症例数以上算定している DPC 数〕 / 〔全 DPC 数〕 ※ 当該医療機関において、12 症例（1 症例/月）以上ある診断群分類のみを計算対象とする。 ※ すべて（包括評価の対象・対象外の両方を含む）の診断群分類を計算対象とする。
5) 救急医療指数	救急医療（緊急入院）の対象となる患者治療に要する資源投入量の乖離を評価	1 症例あたり〔以下の患者について、入院後二日間までの包括範囲出来高点数（出来高診療実績）と診断群分類点数表の設定点数との差額の総和〕 <u>救急医療管理加算 2 に相当する症例は、加算 1 に相当する症例の半分の比重によって評価</u> <u>【「A205 救急医療管理加算」の施設基準を取得している施設】</u> <u>「救急医療入院」かつ以下のいずれかを入院初日から算定している患者</u> ・「A205 救急医療管理加算」 ・「A300 救命救急入院料」 ・「A301 特定集中治療室管理料」 ・「A301-2 ハイケアユニット入院医療管理料」 ・「A301-3 脳卒中ケアユニット入院医療管理料」 ・「A301-4 小児特定集中治療室管理料」 ・「A302 新生児特定集中治療室管理料」 ・「A303 総合周産期特定集中治療室管理料」 <u>【「A205 救急医療管理加算」の施設基準を取得していない施設】</u> <u>「救急医療入院」の患者</u>

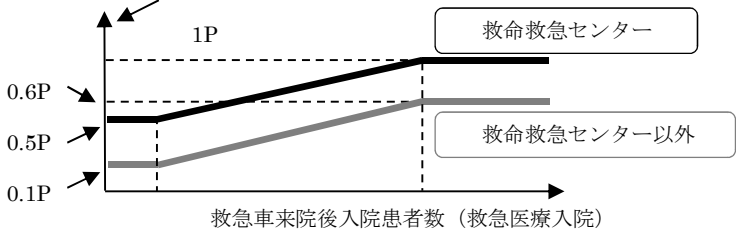
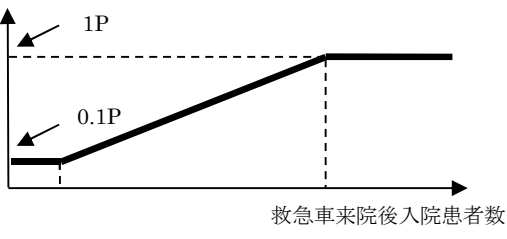
6) 地域医療指数	<p>地域医療への貢献を評価 (中山間地域や僻地において、必要な医療提供の機能を果たしている施設を主として評価)</p>	<p>以下の指数で構成する。</p> <table border="1" data-bbox="891 193 2011 517"> <thead> <tr> <th colspan="2">地域医療指数（内訳）</th> <th>評価に占めるシェア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">① 体制評価指数 計 12 項目（各 1 ポイント） <u>I・II 群は評価上限 10 ポイント</u> <u>III 群は評価上限 8 ポイント</u></td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">② 定量評価指数</td> <td>1) 小児（15 歳未満）</td> <td>1/4</td> </tr> <tr> <td>2) 上記以外（15 歳以上）</td> <td>1/4</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 体制評価指数（評価に占めるシェアは 1/2） 地域医療計画等における一定の役割をポイント制で評価（計 12 項目、詳細は次ページの別表 2 参照）。一部の項目において実績評価を加味する。 また、評価上限値を <u>I・II 群は 10 ポイント、III 群は 8 ポイント</u> とする。</p> <p>② 定量評価指数（評価に占めるシェアは 1) 2) それぞれ 1/4 ずつ） 〔当該医療機関の所屬地域における担当患者数〕 / 〔当該医療機関の所屬地域における発生患者数〕 を 1) 小児（15 歳未満）と 2) それ以外（15 歳以上）に分けてそれぞれ評価。</p> <p>【評価対象地域の考え方】 DPC 病院 I 群及び DPC 病院 II 群については、診療圏の広域性を踏まえ、3 次医療圏とし、DPC 病院 III 群については 2 次医療圏とする。</p> <p>【集計対象とする患者数の考え方】 DPC 対象病院に入院した患者とする。</p>	地域医療指数（内訳）		評価に占めるシェア	① 体制評価指数 計 12 項目（各 1 ポイント） <u>I・II 群は評価上限 10 ポイント</u> <u>III 群は評価上限 8 ポイント</u>		1/2	② 定量評価指数	1) 小児（15 歳未満）	1/4	2) 上記以外（15 歳以上）	1/4
地域医療指数（内訳）		評価に占めるシェア											
① 体制評価指数 計 12 項目（各 1 ポイント） <u>I・II 群は評価上限 10 ポイント</u> <u>III 群は評価上限 8 ポイント</u>		1/2											
② 定量評価指数	1) 小児（15 歳未満）	1/4											
	2) 上記以外（15 歳以上）	1/4											
7) 後発医薬品指数	<p>各医療機関における入院医療に用いる後発医薬品の使用を評価</p>	<p>当該医療機関における入院医療で用いられる薬剤について、後発医薬品の数量シェア（＝〔後発医薬品の数量〕 / 〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕 + 〔後発医薬品の数量〕）により評価。 （※数量とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。） ※数量ベースで 60% を評価上限とする。 ※計算には社会保険診療報酬支払基金の医薬品マスターを利用。</p>											



＜地域医療指数・体制評価指数別表 2＞（太字は平成 26 年改定における修正内容）

地域医療計画等における一定の役割を 12 項目で評価（「P」はポイントを表し、1 項目 1 ポイント、但し上限は I・II 群は 10 ポイント、III 群は 8 ポイント）。

評価項目（各 1P）	DPC 病院 I 群及び DPC 病院 II 群	DPC 病院 III 群
①脳卒中地域連携 （DPC 病院 I 群及び DPC 病院 II 群において実績評価を加味）	脳卒中を対象とした場合に限り評価。当該医療機関を退院した患者について、「B005-2 地域連携診療計画管理料」を算定した患者数 / [医療資源病名が脳卒中に関連する病名（例：脳梗塞等）である患者数] で評価（実績に応じて 0～1P）	脳卒中を対象とする。 「B005-2 地域連携診療計画管理料」、「B005-3 地域連携診療計画退院時指導料（I）」又は「B005-3-2 地域連携診療計画退院時指導料（II）」のいずれかの施設基準を取得していることを評価（1P）
②がん地域連携 （DPC 病院 I 群及び DPC 病院 II 群において実績評価を加味）	当該医療機関を退院した患者について、「B005-6 がん治療連携計画策定料」を算定した患者数 / [医療資源病名が悪性腫瘍に関連する病名（例：胃の悪性腫瘍等）である患者数] で評価（実績に応じて 0～1P）	「B005-6 がん治療連携計画策定料」又は「B005-6-2 がん治療連携指導料」のいずれかの施設基準を取得していることを評価（1P）
③地域がん登録 （実績評価を加味）	当該医療機関を退院した患者について、[医療機関所在都道府県地域がん登録事務局への登録件数（当該都道府県内の患者分に限る）] / [医療資源病名が悪性腫瘍に関連する病名（例：胃の悪性腫瘍等）である医療機関所在都道府県内の初発の患者数（同一患者の複数回受診は除いて計算）] で評価（実績に応じて 0～1P）	
④救急医療 （実績評価を加味）	医療計画上の体制評価を前提とし、実績の要素を加味した評価を導入。	
前提となる体制	右記のうち、救命救急センターの指定を重点的に評価（0.5P）、それ以外の体制に指定は右記と同等の評価（0.1P）。	二次救急医療機関であって病院群輪番制への参加施設、共同利用型の施設又は救命救急センターを評価（0.1P）

実績評価	<p>救急車で来院し、入院となった患者数（救急医療入院に限る） （0.5P）</p> 	<p>救急車で来院し、入院となった患者数（0.9P）</p> 
評価項目（各 1P）	DPC 病院 I 群及び DPC 病院 II 群	DPC 病院 III 群
⑤災害時における医療	<p>「災害拠点病院又は新型インフルエンザ等対策に係る指定地方公共機関（※）の指定」と「DMAT の指定」をそれぞれ評価（0.5P ずつ） （※）平成 27 年度以降に導入することを平成 26 年度以降検討する</p>	<p>「災害拠点病院又は新型インフルエンザ等対策に係る指定地方公共機関（※）の指定」又は「DMAT の指定」の有無を評価（いずれかで 1P） （※）平成 27 年度以降に導入することを平成 26 年度以降検討する</p>
⑥へき地の医療	「へき地医療拠点病院の指定」又は社会医療法人認可におけるへき地医療の要件を満たしていることを評価（いずれかで 1P）	
⑦周産期医療	<ul style="list-style-type: none"> 「総合周産期母子医療センターの指定」を重点的に評価（1P） 「地域周産期母子医療センターの指定」は 0.5P 	「総合周産期母子医療センターの指定」又は「地域周産期母子医療センターの指定」の有無を評価（いずれかで 1P）
⑧がん拠点病院	<ul style="list-style-type: none"> 「都道府県がん診療連携拠点の指定」又は「小児がん拠点病院の指定」を重点的に評価（1P） 「地域がん診療連携拠点病院の指定」（0.5P） 準じた病院（右欄※参照）としての指定は評価対象外（0P） 	<p>「がん診療連携拠点病院の指定」、「小児がん拠点病院の指定」もしくはそれに準じた病院（※）としての指定を受けていることを評価（いずれかで 1P） ※都道府県が当該地域においてがん診療の中核的な役割を担うと認めた病院。（今後「地域がん診療病院」及び「特定領域がん診療病院」の指定が予定されており、平成 27 年度以降は評価対象を当該指定病院に変更することを平成 26 年度以降検討する。）</p>
⑨24 時間 tPA 体制	「A205-2 超急性期脳卒中加算」を算定している医療機関を評価（1P）	
⑩EMIS（広域災害・救	EMIS（広域災害・救急医療情報システム）への参加の有無を評価（1P）	

急医療情報システム)	
①急性心筋梗塞の 24 時間診療体制	医療資源を最も投入した傷病名が「急性心筋梗塞」であり、予定外の入院であって時間外対応加算（特例を含む）・休日加算・深夜加算が算定され、入院 2 日目までに経皮的冠動脈形成術等（K546、K547、K548、K549、K550、K550-2、K551、K552、K552-2）のいずれかが算定されている症例の診療実績により評価（実績に応じて 0～1P）
②精神科身体合併症の受入体制	「A230-3 精神科身体合併症管理加算」又は「A311-3 精神科救急・合併症入院料」の施設基準を取得している医療機関を評価（1P）

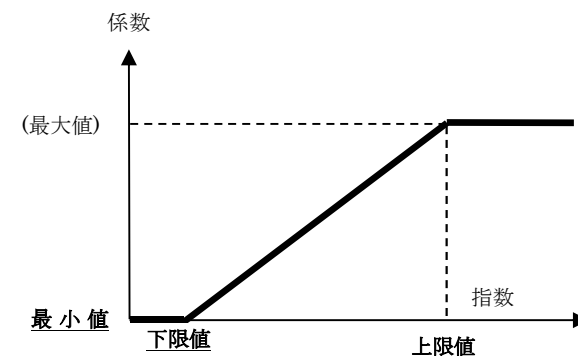
【補足】体制に係る指定要件については、平成 25 年 9 月 30 日までに指定を受けていること（平成 25 年 10 月 1 日付の指定を含む）を要件とする。

<評価定義域の下限値・上限値及び評価値域の最小値> (太字は平成26年改定における修正内容)

具体的な設定	指数		係数	評価の考え方
	上限値	下限値	最小値	
保険診療	(固定の係数値のため設定なし。)			各医療機関群で評価
効率性	97.5%tile 値	2.5%tile 値	0	全群共通で評価
複雑性	97.5%tile 値	2.5%tile 値	0	各医療機関群で評価
カバー率	1.0	0	0 (※1)	各医療機関群で評価
救急医療	97.5%tile 値	0 (※2)	0	全群共通で評価
地域医療 (定量)	1.0	0	0	各医療機関群で評価
(体制)	1.0	0	0	
後発医薬品	97.5%tile 値	2.5%tile 値	0	全群共通で評価

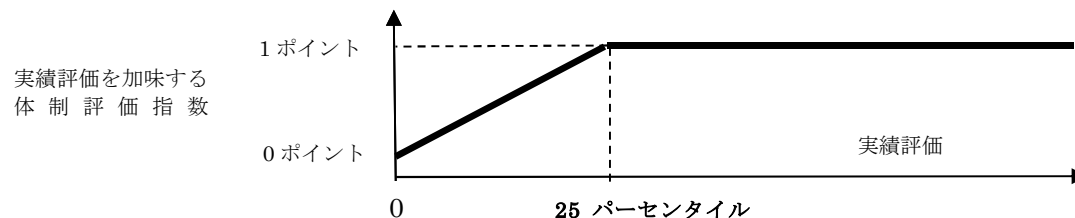
※1 専門病院・専門診療機能に配慮し、Ⅲ群では最小値を最大値の1/2とする

※2 報酬差額の評価という趣旨から設定する



<地域医療指数・体制評価指数のうち実績評価を加味する項目>

- ①脳卒中地域連携、②がん地域連携、③地域がん登録、④救急医療、⑪急性心筋梗塞の5項目が該当。
- 特に規定する場合を除き、下限値は0ポイント(指数)、実績を有するデータ(評価指標が0でないデータ)の25パーセンタイル値を上限値1ポイント(つまり、実績を有する施設の上から4分の3は満点(1ポイント))。



DPCにおける高額な新規の医薬品等への対応について（追加）

1 新規に薬価収載された医薬品等については、DPC/PDPSにおける診療報酬点数表に反映されないことから、一定の基準に該当する医薬品等を使用した患者については、包括評価の対象外とし、次期診療報酬改定までの間、出来高算定することとしている。

- 前年度に使用実績のない医薬品等は、当該医薬品等の標準的な使用における薬剤費（併用する医薬品を含む）の見込み額が、使用していない症例の薬剤費の84%tileを超えること。
- 包括評価の対象外とするか否かは、個別DPC（診断群分類）毎に判定するものとする。

2 平成26年5月23日、6月20日、7月4日に新たに効能が追加される医薬品、平成26年5月30日に公知申請が受理された医薬品及び平成26年9月2日薬価収載を予定している医薬品のうち以下に掲げるものは、上記基準に該当する。よって、これらの薬剤を使用した患者であって当該薬剤に対応する出来高算定対象診断群分類に該当する患者については、次期診療報酬改定までの間、出来高算定することとしてはどうか。

銘柄名	成分名	規格単位	薬価	効能効果	用法用量	1回投与当たりの標準的な費用(A)	出来高算定対象診断群分類	平均在院日数を加味した1入院当たり標準的費用		包括範囲薬剤の84%tile値
								仮想投与回数(日数)(B)	標準的費用(A×B)	
スンベプラカプセル 100mg	アスナプレビル	100mg 1カプセル	3,280.7円	セログループ1（ジェノタイプ1）のC型慢性肝炎又はC型代償性肝硬変における次のいずれかのウイルス血症の改善 （1）インターフェロンを含む治療法に不適格の未治療あるいは不耐容の患者 （2）インターフェロンを含む治療法で無効となった患者	1回100mgを1日2回経口投与する。	3,281円/回	060295 慢性C型肝炎			
							<u>060295xx97x0xx</u>	<u>26.26回</u>	<u>(※)413,496円</u>	<u>159,087円</u>
							060295xx97x1xx	23.61回	(※)371,755円	161,799円
							<u>060295xx99x0xx</u>	<u>11.86回</u>	<u>(※)186,806円</u>	<u>51,282円</u>
							060295xx99x1xx	11.36回	(※)178,928円	113,856円
(※)併用する医薬品の費用を含む										
ダクルインザ錠60mg	ダクラタスビル塩酸塩	60mg 1錠	9,186円	セログループ1（ジェノタイプ1）のC型慢性肝炎又はC型代償性肝硬変における次のいずれかのウイルス血症の改善 （1）インターフェロンを含む治療法に不適格の未治療あるいは不耐容の患者 （2）インターフェロンを含む治療法で無効となった患者	1回60mgを1日1回経口投与する。	9,186円/回	060295 慢性C型肝炎			
							<u>060295xx97x0xx</u>	<u>26.26回</u>	<u>(※)413,496円</u>	<u>159,087円</u>
							060295xx97x1xx	23.61回	(※)371,755円	161,799円
							<u>060295xx99x0xx</u>	<u>11.86回</u>	<u>(※)186,806円</u>	<u>51,282円</u>
							060295xx99x1xx	11.36回	(※)178,928円	113,856円
(※)併用する医薬品の費用を含む										

被災地特例措置の利用状況(その1)

中医協 総 - 6
26.9.10

被災地特例措置を利用している保険医療機関数(平成26年7月時点)

*【】内は、平成26年1月時点からの増減

合計:33保険医療機関【▲3】(うち特例措置の継続を希望する保険医療機関28)

岩手県 10(うち歯科4)【▲2】、宮城県 8【▲2】、福島県 13【+1】、
山形県 1【変化なし】、群馬県 1【変化なし】

(参考) 平成26年9月まで被災地特例措置を延長した際の対応

・福島県の保険医療機関については、特例措置について、厚生局に届出の上、平成26年9月30日まで利用可能

・その他の都道府県の保険医療機関については、現に利用している特例措置について、厚生局に届出の上、平成26年9月30日まで利用継続可能

特例措置の利用状況

医科	特例措置の概要	利用数
1 仮設の建物による保険診療等	保険医療機関、保険薬局の建物が全半壊等したため、これに代替する仮設の建物等において、引き続き当該保険医療機関、保険薬局として保険診療等を実施できることとする。(平成23年3月15日付け事務連絡)	4(岩手4)【▲1】
2 定数超過入院	医療法上の許可病床数を超過して患者を入院させた場合でも、当面、入院基本料及び特定入院料の減額措置の対象としない。(平成23年3月15日付け事務連絡)	11(岩手1、宮城5、福島3、山形1、群馬1)
3 月平均夜勤時間数	被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等し、入院基本料の施設基準のうち月平均夜勤時間数(72時間以下)について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。(平成23年3月15日付け事務連絡)	0
4 月平均夜勤時間数	被災地に職員を派遣したため一時的に職員数が不足し、入院基本料の施設基準のうち月平均夜勤時間数(72時間以下)について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。(平成23年3月15日付け事務連絡)	0

被災地特例措置の利用状況(その2)

医科	特例措置の概要	利用数
5 月平均夜勤時間数 * 岩手県、宮城県、福島県のみ利用可	震災の影響により、震災前に比して看護師及び准看護師又は看護補助者(以下「看護要員」という。)の数が減少した保険医療機関については、月平均夜勤時間数については、2割以内の変動の場合には、変更の届出を行わなくてもよいものとし、引き続き震災前の入院基本料を算定することができる。(平成23年9月6日付け事務連絡)	7(宮城1、福島6) 【+1】
6 看護配置	被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したため、1日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者(以下「看護要員」という。)の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。(平成23年3月15日付け事務連絡)	4(宮城1、福島2、山形1)【▲2】
7 看護配置	被災地に職員を派遣したため一時的に職員数が不足したため、1日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者(以下「看護要員」という。)の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当面、変更の届出を不要とする。(平成23年3月15日付け事務連絡)	0
8 看護配置 * 岩手県、宮城県、福島県のみ利用可	震災の影響により、震災前に比して看護師及び准看護師又は看護補助者(以下「看護要員」という。)の数が減少した保険医療機関については、1日当たり勤務する看護要員の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率について、2割以内の変動の場合には、変更の届出を行わなくてもよいものとし、引き続き震災前の入院基本料を算定することができる。(平成23年9月6日付け事務連絡)	6(宮城1、福島5)
9 病棟以外への入院	被災地の保険医療機関において、会議室等の病棟以外の場所に患者を入院させた場合、特例として、その保険医療機関が届出を行っている入院基本料のうち、当該患者が本来入院すべき病棟の入院基本料を算定する。(平成23年4月1日付け事務連絡)	0【▲1】
10 他の病棟への入院	被災地の保険医療機関において、医療法上、本来入院できない病棟に入院させた場合や、診療報酬上、その病棟の施設基準の要件を満たさない患者を入院させた場合、入院基本料について特例的な算定を可能とする。(平成23年4月1日付け事務連絡)	0【▲1】
11 他の病棟への入院	被災地以外の保険医療機関において、医療法上、本来入院できない病棟に入院させた場合や、診療報酬上、その病棟の施設基準の要件を満たさない患者を入院させた場合における特例的な入院基本料を算定する。(平成23年4月1日付け事務連絡)	0

被災地特例措置の利用状況(その3)

医科	特例措置の概要	利用数
12 平均在院日数	被災地の保険医療機関において、平均在院日数が入院基本料等の施設基準を満たさなくなった場合にも、特例的に従来の入院基本料等を算定する。(平成23年4月1日付け事務連絡)	0【▲1】
13 平均在院日数	被災地以外の保険医療機関において、被災地の保険医療機関から転院の受け入れを行った場合には、当該患者を除いて平均在院日数を計算する。(平成23年4月1日付け事務連絡)	0
14 平均在院日数	被災地の保険医療機関において、在院日数が延長した場合にも、震災前より算定していた入院基本料を算定できる。(平成23年4月8日付け事務連絡)	0【▲1】
15 平均在院日数 * 岩手県、宮城県、福島県のみ利用可	被災に伴い、退院後の後方病床等の不足により、やむを得ず平均在院日数が超過する場合には、平均在院日数について、2割以内の変動の場合には、変更の届出を行わなくてもよいものとし、引き続き震災前の入院基本料等を算定することができる。(平成23年9月6日付け事務連絡)	3(宮城2、福島1)【▲2】
16 特定入院料の取扱い	被災地及び被災地以外の保険医療機関において、災害等やむを得ない事情により、特定入院料の届出を行っている病棟に診療報酬上の要件を満たさない状態の患者が入院した場合には、当該患者を除いて施設基準の要件を満たすか否かを判断することができる。(平成23年4月1日付け事務連絡)	0
17 転院受け入れの場合の入院日	被災地及び被災地以外の保険医療機関において、被災地の他の保険医療機関が災害等の事情により診療の継続が困難となり、当該他の保険医療機関から転院の受け入れを行った場合に、特別の関係にあるか否かに関わらず、当該保険医療機関に入院した日を入院の日とする。(平成23年4月1日付け事務連絡)	3(宮城1、福島1、山形1)【▲1】
18 一般病棟入院基本料	被災地以外の保険医療機関において、被災地の保険医療機関から地震の発生日以降に転院を受け入れた場合は、施設基準における要件について当該患者を除いて計算する。(平成23年4月8日付け事務連絡)	0
19 看護必要度評価加算等	被災地の保険医療機関において、7対1、10対1入院基本料の一般病棟看護必要度評価加算及び急性期看護補助体制加算の重症度・看護必要度について患者数が基準を満たさない場合でも、特例的に従来の入院基本料等を算定する。(平成23年4月8日付け事務連絡)(平成23年4月20日付け事務連絡)	0

被災地特例措置の利用状況(その4)

医科	特例措置の概要	利用数
20 透析に関する他医療機関受診	被災地の保険医療機関から慢性透析患者を受け入れた場合に被災により透析設備が使用不可能となった場合に、特例的に、透析を目的とした他医療機関受診の際の入院基本料等の減額を行わない。(平成23年4月8日付け事務連絡)	0
21 平均入院患者数 * 岩手県、宮城県、福島県のみ 利用可	被災地の保険医療機関において、震災後に看護師等及び入院患者数が大幅に減少している場合に、震災後の入院患者数の平均をもって平均入院患者数とすることができる。(平成23年9月6日付け事務連絡)	0
22 外来機能の閉鎖 * 岩手県、宮城県、福島県のみ 利用可	入院診療や在宅医療を行う保険医療機関において、医師が不足している場合や、周囲に入院診療を行う保険医療機関が不足している場合等には、外来機能を閉鎖してもよいこととする。(平成23年9月6日付け事務連絡)	0
23 在宅医療・訪問看護の回数制限 * 岩手県、宮城県、福島県のみ 利用可	在宅患者訪問診療料や在宅患者訪問看護・指導料、訪問看護基本療養費について、入院可能な病床の不足によりやむをえない場合には、週3回を超えて算定できることとする。(平成23年9月6日付け事務連絡)	1(岩手1)
24 新薬の処方制限 * 岩手県、宮城県、福島県のみ 利用可	患者の周囲にあった保険医療機関が全て機能していない場合等やむを得ない場合には、新薬について14日を超えて処方することができる。(平成23年9月6日付け事務連絡)	0
25 180日超え入院	住居の損壊、その他の東日本大震災に起因するやむを得ない事情により保険医療機関からの退院に著しい困難を伴う患者は、入院期間が180日を超えた場合も、入院基本料の減額を行わないこととする。(平成24年厚生労働省告示第535号)	2(福島2)【▲1】
歯科	特例措置の概要	利用数
1 仮設の建物による保険診療等	保険医療機関、保険薬局の建物が全半壊等したため、これに代替する仮設の建物等において、引き続き当該保険医療機関、保険薬局として保険診療等を実施する。(平成23年3月15日付け事務連絡)	4(岩手4)【▲1】

被災地特例措置の利用状況(その5)

特例措置の継続の必要性、今後の見通し(特例措置を利用している保険医療機関からの報告(概要))

○新しい病院、診療所等の再建に着手しているが、完成まで時間がかかる[6件【▲3】(岩手6件【▲3】)]

- ・元の医院があった町に再建予定。町の復興計画では再建可能となっているが、平成27年度以降となる。現在、具体的な場所については町と打合せ中であり、年内には正確な土地・形状が報告される予定。報告次第、診療所の設計を進める。(岩手)

○医療機関・施設、家族の受入体制が不十分[15件【▲1】(宮城7件【▲1】、福島6件、山形1件、群馬1件)]

- ・現在残っている被災患者は病状不安定な患者、身体管理が必要な患者が中心で、転退院、地域移行が困難な患者である。また、市町村、医療機関、介護施設、支援者などの協力体制が十分とは言えない状況にあり、患者家族も被災者であることから、患者家族が受入を拒否しているケースもある。(福島)
- ・慢性的な定数超過は解消されつつも、不特定の周期で入院患者が集中することがある。特に、亘理町・山元町方面の太平洋沿岸地域の方は、まだ、生活基盤の整わない方が多く、退院がスムーズに行かない。(宮城)

○看護師等の確保が困難[7件【▲1】(宮城1件【▲1】、福島6件)]

- ・職業安定所に看護師・准看護師・看護補助者の求人を提出しているが、依然として応募が少なく、今後も継続した特例措置が必要。(福島)
- ・東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故による退職者の増加、さらには採用予定者が減少したこと、県外からの採用者が減少したことが影響し、人員不足となった。(福島)

○平成26年10月以降、特例措置を利用しない見込み[5件(岩手4件【+1】、福島1件【+1】)]

- ・平成26年4月時点では、最低必要看護師数がギリギリであったが、7月に3名の看護職員、8月に1名の看護職員の採用が決定している。(福島)
- ・平成26年4月に新診療所を開設した。(岩手)

被災地特例措置の今後の取扱いについて(案)

論点

○被災地特例措置は、平成26年9月30日までとなっているが、平成26年10月1日以降、どのように取り扱うか。

【利用状況の報告結果】

○平成26年7月時点で、33保険医療機関が特例措置を利用しており、そのうちの28保険医療機関が平成26年10月以降も特例措置を継続して利用することを希望。

※平成26年3月時点では36保険医療機関等が利用

○特例措置を利用する保険医療機関は減少しているが、被災3県を中心に利用されている。例えば、岩手県は被災医療機関の再建が徐々に進んでいるが、完成まで時間がかかっている状況、宮城県は福島県から受け入れた患者の転院・退院が進んでいない状況、福島県は原発の影響等で看護師確保が進んでいない状況がうかがえる。

【対応案】

○上記のような状況を踏まえ、被災地特例措置については、以下の取扱いとしてはどうか。

- ・福島県の保険医療機関については、特例措置について、厚生局に届出の上、平成27年3月31日まで利用することができる。
- ・その他の都道府県の保険医療機関については、現に利用している特例措置について、厚生局に届出の上、平成27年3月31日まで利用を継続することができる。

※ ただし、岩手県及び宮城県の被災者や被災医療機関等の状況に変化があり、必要があれば、その際に対応を検討

- ・また、特例措置の必要性を把握するため、特例措置を利用する保険医療機関には、その利用状況、今後の取組等を報告していただく。

Press Release



政府統計

報道関係者 各位

平成 26 年 8 月 26 日

【照会先】保険局調査課

課長 秋田 倫秀 (内線 3291)

数理企画官 鎌田 真隆 (内線 3293)

担当係 医療機関医療費係 (内線 3298)

電話：03(5253)1111 (代表)

03(3595)2579 (直通)

平成 25 年度 医療費の動向 ～概算医療費の年度集計結果～

厚生労働省では、医療費の動向を迅速に把握するために、医療機関からの診療報酬の請求に基づいて、医療保険・公費負担医療分の医療費を集計し、毎月、「最近の医療費の動向」として公表しています。

このたびは、平成 25 年度分の集計結果がまとまりましたので、「平成 25 年度 医療費の動向」として公表します。

本資料における医療費は、速報値であり、労災・全額自費等の費用を含まないことから概算医療費と呼称しています。概算医療費は、医療機関などを受診し傷病の治療に要した費用全体の推計値である国民医療費の約 98%に相当しています。

【調査結果のポイント】

- 平成 25 年度の医療費は、前年度比約 0.8 兆円増の 39.3 兆円となった。(表 1-1)
- 医療費の内訳を診療種別にみると、入院 15.8 兆円(構成割合 40.2%)、入院外+調剤 20.6 兆円(52.6%)、歯科 2.7 兆円(6.9%)となっている。(表 3-1)
- 医療費の伸び率は 2.2%。診療種別にみると、入院は 1.3%、入院外+調剤が 3.1%、歯科 0.8%となっている。(表 3-2)
- 医療機関を受診した延患者数に相当する受診延日数の伸びは▲0.8%。診療種別にみると、入院▲0.7%、入院外▲1.3%、歯科 0.6%となっている。また、1 日当たり医療費の伸び率は 3.1%。診療種別にみると、入院 2.0%、入院外+調剤 4.4%、歯科 0.3%となっている。(表 4-2、表 5-2)

医療費の動向

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
医療費 (兆円)	35.3	36.6	37.8	38.4	39.3
医療費の伸び率 (%)	3.5	3.9	3.1	1.7	2.2
1 日当たり医療費の伸び率 (%)	4.1	3.8	3.2	2.6	3.1
受診延日数の伸び率 (%)	▲0.6	0.1	▲0.1	▲0.9	▲0.8

平成25年度医療費の動向は、厚生労働省のホームページにも掲載しています。

ホームページアドレス(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuhoken/database/>)

-平成25年度 医療費の動向-



MEDIAS
Medical Information Analysis System

厚生労働省保険局調査課

目次

I 制度別の概算医療費

表1-1： 医療費の推移

表1-2： 医療費の伸び率（対前年度比）

表2-1： 1人当たり医療費の推移

表2-2： 1人当たり医療費の伸び率（対前年度比）

II 診療種類別の概算医療費

表3-1： 医療費の推移

表3-2： 医療費の伸び率（対前年度比）

表4-1： 受診延日数の推移

表4-2： 受診延日数の伸び率（対前年度比）

表5-1： 1日当たり医療費の推移

表5-2： 1日当たり医療費の伸び率（対前年度比）

参考1： 制度別の医療費の補正後の伸び率（対前年度比）

参考2： 診療種類別の医療費の補正後の伸び率（対前年度比）

III 医療機関種類別の概算医療費

表6-1： 医療費の推移

表6-2： 医療費の伸び率（対前年度比）

表7-1： 主たる診療科別医科診療所医療費の推移

表7-2： 主たる診療科別医科診療所医療費の伸び率（対前年度比）

表8-1： 受診延日数の推移

表8-2： 受診延日数の伸び率（対前年度比）

表9-1： 主たる診療科別 医科診療所受診延日数の推移

表9-2： 主たる診療科別 医科診療所受診延日数の伸び率（対前年度比）

表10-1： 1施設当たり医療費の推移

表10-2： 1施設当たり医療費の伸び率（対前年度比）

表11-1： 主たる診療科別 医科診療所 1施設当たり医療費の推移

表11-2： 主たる診療科別 医科診療所 1施設当たり医療費の伸び率（対前年度比）

表12-1： 1施設当たり受診延日数の推移

表12-2： 1施設当たり受診延日数の伸び率（対前年度比）

表13-1： 主たる診療科別 医科診療所 1施設当たり受診延日数の推移

表13-2： 主たる診療科別 医科診療所 1施設当たり受診延日数の伸び率（対前年度比）

表14-1： 入院 医療費の推移

表14-2： 入院 医療費の伸び率（対前年度比）

表15-1： 入院 受診延日数の推移

表15-2： 入院 受診延日数の伸び率（対前年度比）

表16-1： 入院 1日当たり医療費の推移

表16-2： 入院 1日当たり医療費の伸び率（対前年度比）

表17-1： 入院 1施設当たり医療費の推移

表17-2： 入院 1施設当たり医療費の伸び率（対前年度比）

表18-1： 入院 1施設当たり受診延日数の推移

表18-2： 入院 1施設当たり受診延日数の伸び率（対前年度比）

【参考】 推計新規入院件数、推計平均在院日数及び推計1入院当たり医療費

表19-1： 入院外 医療費の推移

表19-2： 入院外 医療費の伸び率（対前年度比）

表20-1： 主たる診療科別 医科診療所 入院外 医療費の推移

表20-2： 主たる診療科別 医科診療所 入院外 医療費の伸び率（対前年度比）

表21-1： 入院外 受診延日数の推移

表21-2： 入院外 受診延日数の伸び率（対前年度比）

表22-1： 主たる診療科別 医科診療所 入院外 受診延日数の推移

表22-2： 主たる診療科別 医科診療所 入院外 受診延日数の伸び率（対前年度比）

表23-1： 入院外 1日当たり医療費の推移

表23-2： 入院外 1日当たり医療費の伸び率（対前年度比）

表24-1： 主たる診療科別 医科診療所 入院外 1日当たり医療費の推移

表24-2： 主たる診療科別 医科診療所 入院外 1日当たり医療費の伸び率（対前年度比）

表25-1： 入院外 1施設当たり医療費の推移

表25-2： 入院外 1施設当たり医療費の伸び率（対前年度比）

表26-1： 入院外 主たる診療科別 医科診療所 1施設当たり医療費の推移

表26-2： 入院外 主たる診療科別 医科診療所 1施設当たり医療費の伸び率（対前年度比）

表27-1： 入院外 1施設当たり受診延日数の推移

表27-2： 入院外 1施設当たり受診延日数の伸び率（対前年度比）

表28-1： 入院外 主たる診療科別 医科診療所 1施設当たり受診延日数の推移

表28-2： 入院外 主たる診療科別 医科診療所 1施設当たり受診延日数の伸び率（対前年度比）

IV 都道府県別の概算医療費

表29-1： 医療費総額

表29-2： 医療費総額の伸び率（対前年同期比）

表30-1： 受診延日数

表30-2： 都道府県別受診延日数の伸び率（対前年同期比）

表31-1： 1日当たり医療費

表31-2： 1日当たり医療費の伸び率（対前年同期比）

【参考】 推計平均在院日数等

平成25年度 医療費の動向

I 制度別の概算医療費

表1-1 医療費の推移

(単位：兆円)

	総計	医療保険適用							公費	
		75歳未満	被用者保険				国民健康保険	(再掲)未就学者		75歳以上
			本人	家族						
平成21年度	35.3	21.5	10.5	5.3	4.7	11.0	1.3	12.0	1.7	
平成22年度	36.6	22.1	10.8	5.4	4.9	11.3	1.5	12.7	1.8	
平成23年度	37.8	22.6	11.0	5.5	5.0	11.5	1.5	13.3	1.9	
平成24年度①	38.4	22.8	11.1	5.6	5.0	11.6	1.5	13.7	2.0	
(構成割合)	(100%)	(59.3%)	(29.0%)	(14.7%)	(13.0%)	(30.3%)	(3.8%)	(35.6%)	(5.1%)	
平成25年度②	39.3	23.1	11.3	5.8	5.0	11.8	1.4	14.2	2.0	
(構成割合)	(100%)	(58.8%)	(28.8%)	(14.8%)	(12.7%)	(29.9%)	(3.7%)	(36.1%)	(5.1%)	
②-①	0.85	0.30	0.18	0.14	0.01	0.12	▲0.02	0.50	0.05	

注1. 審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会）で審査される診療報酬明細書のデータ（算定ベース：点数、費用額、件数及び日数）を集計している。点数を10倍したものを医療費として評価している。医療保険及び公費負担医療で支給の対象となる患者負担分を含めた医療費についての集計である。現物給付でない分（はり・きゅう、全額自費による支払い分等）等は含まれていない。

注2. 「医療保険適用」「75歳未満」の「被用者保険」は、70歳未満の者及び高齢受給者に係るデータであり、「本人」及び「家族」は、高齢受給者を除く70歳未満の者に係るデータである。

注3. 「医療保険適用」の「75歳以上」は後期高齢者医療の対象となる者に係るデータである。「公費」は医療保険適用との併用分を除く、生活保護などの公費負担のみのデータである。

表1-2 医療費の伸び率（対前年度比）

(単位：%)

	総計	医療保険適用							公費	
		75歳未満	被用者保険				国民健康保険	(再掲)未就学者		75歳以上
			本人	家族						
平成21年度	3.5	2.1	1.9	1.9	2.1	2.3	0.3	5.5	8.0	
平成22年度	3.9	2.7	3.0	2.8	3.7	2.3	8.9	5.5	7.7	
平成23年度	3.1	2.1	2.0	2.3	1.8	2.2	0.5	4.6	5.3	
平成24年度	1.7	1.0	1.2	1.9	0.4	0.7	▲0.4	2.8	2.4	
平成25年度	2.2	1.3	1.6	2.6	0.2	1.1	▲1.4	3.7	2.3	

表2-1 1人当たり医療費の推移

(単位：万円)

	総計	医療保険適用						
		75歳未満	被用者保険			国民健康保険	(再掲) 未就学者	75歳以上
			本人	家族				
平成21年度	27.5	18.9	14.1	13.3	14.0	27.9	18.7	88.2
平成22年度	28.6	19.5	14.6	13.7	14.6	28.8	20.5	90.1
平成23年度	29.6	20.1	15.0	14.0	14.9	29.8	20.8	91.6
平成24年度	30.1	20.4	15.1	14.2	15.1	30.5	20.8	91.5
平成25年度	30.8	20.7	15.3	14.5	15.2	31.4	20.6	92.7

注. 人数が未確定の制度もあり、数値が置き換わる場合がある。

表2-2 1人当たり医療費の伸び率（対前年度比）

(単位：%)

	総計	医療保険適用						
		75歳未満	被用者保険			国民健康保険	(再掲) 未就学者	75歳以上
			本人	家族				
平成21年度	3.5	2.7	2.5	2.7	2.5	2.8	1.0	2.3
平成22年度	3.9	3.2	3.4	3.2	4.2	3.2	9.9	2.2
平成23年度	3.4	2.7	2.3	2.3	2.4	3.3	1.3	1.6
平成24年度	1.9	1.5	1.3	1.5	1.1	2.3	▲ 0.1	▲ 0.1
平成25年度	2.4	1.8	1.3	1.7	0.7	2.9	▲ 0.7	1.3

II 診療種類別の概算医療費

表3-1 医療費の推移

(単位：兆円)

	総計	計	診療費			調剤	(参考) 入院外 +調剤
			医科		歯科		
			入院	入院外			
平成21年度	35.3	29.3	14.0	12.7	2.5	5.9	18.6
平成22年度	36.6	30.5	14.9	13.0	2.6	6.1	19.0
平成23年度	37.8	31.1	15.2	13.3	2.7	6.6	19.8
平成24年度①	38.4	31.7	15.6	13.4	2.7	6.6	20.0
(構成割合)	(100%)	(82.4%)	(40.6%)	(34.8%)	(7.0%)	(17.3%)	(52.1%)
平成25年度②	39.3	32.1	15.8	13.6	2.7	7.0	20.6
(構成割合)	(100%)	(81.8%)	(40.2%)	(34.7%)	(6.9%)	(17.9%)	(52.6%)
②-①	0.85	0.44	0.20	0.22	0.02	0.39	0.62

注1. 入院時食事療養の費用額及び入院時生活療養の費用額が含まれる。医科分は医科入院へ、歯科分は歯科へ含めている。

注2. 総計には、訪問看護療養の費用額を含む。

表3-2 医療費の伸び率（対前年度比）

(単位：%)

	総計	計	診療費			調剤	(参考) 入院外 +調剤
			医科		歯科		
			入院	入院外			
平成21年度	3.5	2.6	3.1	2.8	▲ 0.7	7.9	4.3
平成22年度	3.9	3.9	6.2	1.8	1.8	3.6	2.4
平成23年度	3.1	2.2	2.1	2.2	2.6	7.9	4.0
平成24年度	1.7	1.7	2.5	1.0	1.4	1.3	1.1
平成25年度	2.2	1.4	1.3	1.7	0.8	5.9	3.1

表4-1 受診延日数の推移

(単位：億日)

	総計	計	診療費			調剤
					歯科	
			入院	入院外		
平成21年度	26.2	26.2	4.8	17.3	4.1	7.3
平成22年度	26.3	26.2	4.8	17.3	4.1	7.6
平成23年度	26.2	26.2	4.8	17.2	4.1	7.8
平成24年度①	26.0	25.9	4.7	17.0	4.1	7.9
(構成割合)	(100%)	(99.6%)	(18.3%)	(65.5%)	(15.9%)	
平成25年度②	25.8	25.7	4.7	16.8	4.1	7.9
(構成割合)	(100%)	(99.6%)	(18.3%)	(65.2%)	(16.1%)	
②-①	▲0.21	▲0.23	▲0.03	▲0.22	0.02	0.04

注1. 診療実日数を取りまとめている。調剤については、処方せん枚数を取りまとめている。

注2. 総計には、訪問看護療養の実日数を含み、調剤の処方せん枚数を含めずに計上している。

注3. 平成22年4月診療分より、旧総合病院の外来のレセプトが診療科ごとから病院単位に変更されており、その影響により、入院外の日数の減少がある。

表4-2 受診延日数の伸び率（対前年度比）

(単位：%)

	総計	計	診療費			調剤
					歯科	
			入院	入院外		
平成21年度	▲ 0.6	▲ 0.6	▲ 0.1	▲ 0.8	▲ 0.5	1.5
平成22年度	0.1	0.1	0.7	▲ 0.0	▲ 0.1	4.3
平成23年度	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.6	▲ 0.3	1.2	2.2
平成24年度	▲ 0.9	▲ 0.9	▲ 1.1	▲ 1.0	▲ 0.4	1.5
平成25年度	▲ 0.8	▲ 0.9	▲ 0.7	▲ 1.3	0.6	0.6

表5-1 1日当たり医療費の推移

(単位：千円)

	総計	計	診療費			調剤	訪問看護 療養	(参考) 入院外 +調剤
			医科		歯科			
			入院	入院外				
平成21年度	13.4	11.2	29.2	7.4	6.2	8.0	10.2	10.8
平成22年度	13.9	11.6	30.8	7.5	6.3	8.0	10.3	11.0
平成23年度	14.4	11.9	31.7	7.7	6.4	8.4	10.3	11.5
平成24年度①	14.8	12.2	32.8	7.9	6.5	8.4	10.8	11.7
(総計=1)	(1.00)	(0.83)	(2.22)	(0.53)	(0.44)	(0.57)	(0.73)	(0.80)
平成25年度②	15.2	12.5	33.5	8.1	6.5	8.9	10.9	12.3
(総計=1)	(1.00)	(0.82)	(2.20)	(0.53)	(0.43)	(0.58)	(0.72)	(0.81)
②-①	0.5	0.3	0.6	0.2	0.0	0.5	0.1	0.5

- 注1. 1日当たり医療費とは、診療実日数当たりの医療費。
調剤では、処方せん1枚当たりの医療費。「(参考)入院外+調剤」では、入院外及び調剤の医療費を受診延日数で除して得た値を計上する。
- 注2. 入院時食事療養の費用額及び入院時生活療養の費用額が含まれる。医科分は医科入院へ、歯科分は歯科へ含めている。
- 注3. 平成22年4月診療分より、旧総合病院の外来のレセプトが診療科ごとから病院単位に変更されており、その影響により、入院外の1日当たり医療費の増加がある。

表5-2 1日当たり医療費の伸び率（対前年度比）

(単位：%)

	総計	計	診療費			調剤	訪問看護 療養	(参考) 入院外 +調剤
			医科		歯科			
			入院	入院外				
平成21年度	4.1	3.3	3.2	3.6	▲ 0.3	6.3	0.6	5.2
平成22年度	3.8	3.8	5.5	1.9	1.8	▲ 0.6	0.8	2.4
平成23年度	3.2	2.3	2.7	2.5	1.3	5.5	0.1	4.3
平成24年度	2.6	2.7	3.6	2.0	1.8	▲ 0.2	5.0	2.1
平成25年度	3.1	2.3	2.0	3.0	0.3	5.4	0.8	4.4

(参考) 休日数等の影響を補正した医療費総額の伸び率

参考1 制度別の医療費の補正後の伸び率

(単位：%)

	総計	医療保険適用						公費	対前年同期差(日)			
		75歳未満			75歳以上				日曜日	土曜日	休日でない 木曜日	閏日
		被用者 保険	本人	家族	国民健康 保険							
平成21年度	3.6	—	1.9	2.0	2.2	2.4	5.6	8.1	0	+1	—	0
平成22年度	3.6	2.4	2.7	2.5	3.4	2.1	5.3	7.5	-1	0	-1	0
平成23年度	2.8	1.8	1.7	2.0	1.5	1.9	4.3	5.0	0	0	0	+1
平成24年度	2.0	1.4	1.7	2.5	0.9	1.0	3.0	2.7	+1	-3	+1	-1
平成25年度	2.2	1.2	1.4	2.4	0.0	1.1	3.7	2.3	-1	+2	+1	0

注. 「医療保険適用」「75歳未満」の「被用者保険」は、70歳未満の者及び高齢受給者に係るデータであり、「本人」及び「家族」は、高齢受給者を除く70歳未満の者に係るデータである。

医療費の伸び率(対前年同月比)に対する休日数等の対前年同月差の影響補正係数(平成22年度～)

	日曜・祭日等	土曜日	休日でない木曜日
日曜・祭日等	▲2.7	▲2.9	▲3.1
土曜日	▲1.0	▲0.7	▲0.4
休日でない木曜日	▲0.4	▲0.4	▲0.5

注1. 医療保険医療費の平成16～21年度各月の制度別1人当たり医療費の伸び率を、日曜・祭日等(年末については、12月29日～1月3日を日曜として扱っている)の数の対前年同月差、土曜日の対前年同月差、木曜日の対前年同月差、感染症サーベイランス調査の1定点当たりインフルエンザ報告数対前年同月差、花粉症の影響を表すデータとしては環境省花粉観測システムの観測地点・観測時刻データを単純平均したものの対前年同月差を説明変数として回帰分析した結果を用いて補正したものである。

なお、総計及び公費については、医療保険計について回帰分析した結果を用いている。

注2. 閏日に係る影響補正係数は、当月が閏日の場合3.6%、前年同月が閏日の場合▲3.4%とした。

注3. 平成21年度までの影響補正係数は、従来の計数(平成21年度まで用いていたもの)を使用。

注4. 入院時食事療養の費用額及び入院時生活療養の費用額が含まれる。医科分は医科入院へ、歯科分は歯科へ含めている。

参考2 診療種類別の医療費の補正後の伸び率(対前年度比)

(単位：%)

	総計	医科				調剤	対前年同期差(日)			
		入院		入院外	歯科		日曜・祭 日等	土曜日	休日でない 木曜日	閏日
		入院	入院外							
平成21年度	3.6	3.2	2.9	▲0.6	8.1	0	+1	—	0	
平成22年度	3.6	6.1	1.5	1.4	3.3	-1	0	-1	0	
平成23年度	2.8	1.8	1.9	2.3	7.6	0	0	0	+1	
平成24年度	2.0	2.7	1.4	1.8	1.6	+1	-3	+1	-1	
平成25年度	2.2	1.3	1.6	0.8	5.8	-1	+2	+1	0	

医療費の伸び率(対前年同月比)に対する休日数等1日当たりの影響補正係数(平成22年度～)

	日曜・祭日等	土曜日	休日でない木曜日
日曜・祭日等	▲2.7	▲1.2	▲3.5
土曜日	▲1.0	▲0.8	▲1.0
休日でない木曜日	▲0.4	▲0.2	▲0.6

注1. 医療保険医療費の平成16～21年度各月の制度別1人当たり医療費の伸び率を、日曜・祭日等(年末については、12月29日～1月3日を日曜として扱っている)の数の対前年同月差、土曜日の対前年同月差、木曜日の対前年同月差、感染症サーベイランス調査の1定点当たりインフルエンザ報告数対前年同月差、花粉症の影響を表すデータとしては環境省花粉観測システムの観測地点・観測時刻データを単純平均したものの対前年同月差を説明変数として回帰分析した結果を用いて補正したものである。

なお、総計及び公費については、医療保険計について回帰分析した結果を用いている。

注2. 閏日に係る影響補正係数は、当月が閏日の場合3.6%、前年同月が閏日の場合▲3.4%とした。

注3. 平成21年度までの影響補正係数は、従来の計数(平成21年度まで用いていたもの)を使用。

注4. 入院時食事療養の費用額及び入院時生活療養の費用額が含まれる。医科分は医科入院へ、歯科分は歯科へ含めている。

Ⅲ 医療機関種類別の概算医療費

(1) 入院・入院外計

表6-1 医療費の推移

(単位：兆円)

	総計	医科							歯科			保険薬局
		病院					診療所	病院	診療所			
			大学	公的	法人	個人						
平成21年度	35.3	26.8	18.7	2.14	6.83	9.38	0.30	8.1	2.55	0.12	2.43	5.87
平成22年度	36.6	27.9	19.7	2.31	7.21	9.86	0.28	8.2	2.59	0.12	2.47	6.08
平成23年度	37.8	28.5	20.1	2.40	7.37	10.09	0.27	8.3	2.66	0.13	2.53	6.56
平成24年度① (構成割合)	38.4 (100%)	29.0 (75.4%)	20.6 (53.6%)	2.50 (6.5%)	7.56 (19.7%)	10.29 (26.8%)	0.25 (0.7%)	8.4 (21.8%)	2.69 (7.0%)	0.14 (0.4%)	2.56 (6.7%)	6.64 (17.3%)
平成25年度② (構成割合)	39.3 (100%)	29.4 (74.8%)	21.0 (53.4%)	2.59 (6.6%)	7.61 (19.4%)	10.52 (26.8%)	0.23 (0.6%)	8.4 (21.5%)	2.72 (6.9%)	0.14 (0.4%)	2.58 (6.6%)	7.04 (17.9%)
②-①	0.85	0.42	0.36	0.09	0.06	0.23	▲0.02	0.06	0.02	0.00	0.02	0.39

注1. 医科病院は、経営主体別に分類している。

注2. 「大学病院」には、病院のうち、医育機関である医療機関を分類している。

注3. 「公的病院」には、病院のうち、国（独立行政法人を含む）の開設する医療機関、公的医療機関（都道府県、市町村等）及び社会保険関係団体（全国社会保険協会連合会等）の開設する医療機関を分類している。但し、医育機関を除く。

注4. 医療費には、入院時食事療養の費用額及び入院時生活療養の費用額が含まれる。

表6-2 医療費の伸び率（対前年度比）

(単位：%)

	総計	医科							歯科			保険薬局
		病院					診療所	病院	診療所			
			大学	公的	法人	個人						
平成21年度	3.5	3.0	3.4	5.6	3.3	3.4	▲4.2	1.9	▲0.7	1.9	▲0.9	7.9
平成22年度	3.9	4.1	5.4	7.9	5.5	5.0	▲5.8	1.2	1.8	5.3	1.6	3.6
平成23年度	3.1	2.1	2.4	4.3	2.1	2.3	▲6.0	1.6	2.6	3.5	2.5	7.9
平成24年度	1.7	1.8	2.4	4.1	2.6	2.0	▲5.9	0.3	1.4	5.3	1.2	1.3
平成25年度	2.2	1.4	1.7	3.5	0.7	2.2	▲6.4	0.7	0.8	3.0	0.7	5.9

表7-1 主たる診療科別 医科診療所 医療費の推移

(単位：億円)

	医科診療所									
		内科	小児科	外科	整形外科	皮膚科	産婦人科	眼科	耳鼻咽喉科	その他
平成21年度	81,063	39,613	3,422	5,051	8,031	2,938	2,448	6,294	3,761	9,507
平成22年度	82,047	39,981	3,508	4,901	8,157	3,000	2,467	6,415	3,998	9,619
平成23年度	83,351	40,561	3,576	4,895	8,440	3,075	2,459	6,508	3,974	9,862
平成24年度① (構成割合)	83,627 (100%)	40,540 (48.5%)	3,417 (4.1%)	4,748 (5.7%)	8,596 (10.3%)	3,078 (3.7%)	2,485 (3.0%)	6,757 (8.1%)	4,061 (4.9%)	9,945 (11.9%)
平成25年度② (構成割合)	84,236 (100%)	40,949 (48.6%)	3,372 (4.0%)	4,642 (5.5%)	8,747 (10.4%)	3,102 (3.7%)	2,466 (2.9%)	6,929 (8.2%)	3,967 (4.7%)	10,061 (11.9%)
②-①	609	409	▲44	▲107	152	24	▲19	172	▲93	116

注. 医科診療所ごとの主たる診療科別に医科診療所を分類して、医療費を集計している。

表7-2 主たる診療科別 医科診療所 医療費の伸び率（対前年度比）

(単位：%)

	医科診療所									
		内科	小児科	外科	整形外科	皮膚科	産婦人科	眼科	耳鼻咽喉科	その他
平成21年度	1.9	2.7	▲0.2	0.7	4.1	0.3	▲2.3	0.7	▲2.0	2.4
平成22年度	1.2	0.9	2.5	▲3.0	1.6	2.1	0.8	1.9	6.3	1.2
平成23年度	1.6	1.5	1.9	▲0.1	3.5	2.5	▲0.3	1.5	▲0.6	2.5
平成24年度	0.3	▲0.1	▲4.5	▲3.0	1.8	0.1	1.0	3.8	2.2	0.8
平成25年度	0.7	1.0	▲1.3	▲2.2	1.8	0.8	▲0.7	2.5	▲2.3	1.2

表8-1 受診延日数の推移

	総計	医科							歯科			保険薬局
		病院	診療所				病院	診療所				
			大学	公的	法人	個人						
平成21年度	26.2	22.1	9.2	0.72	2.86	5.37	0.22	12.9	4.10	0.15	3.94	7.31
平成22年度	26.3	22.1	9.0	0.69	2.75	5.37	0.20	13.1	4.09	0.16	3.94	7.62
平成23年度	26.2	22.0	9.0	0.70	2.72	5.37	0.18	13.1	4.14	0.16	3.98	7.79
平成24年度① (構成割合)	26.0 (100%)	21.8 (83.8%)	8.9 (34.1%)	0.69 (2.7%)	2.68 (10.3%)	5.32 (20.4%)	0.17 (0.7%)	12.9 (49.7%)	4.13 (15.9%)	0.16 (0.6%)	3.96 (15.2%)	7.90
平成25年度② (構成割合)	25.8 (100%)	21.5 (83.5%)	8.8 (34.1%)	0.69 (2.7%)	2.63 (10.2%)	5.32 (20.6%)	0.15 (0.6%)	12.7 (49.4%)	4.15 (16.1%)	0.17 (0.6%)	3.98 (15.4%)	7.94
②-①	▲0.21	▲0.25	▲0.06	0.00	▲0.05	▲0.00	▲0.01	▲0.19	0.02	0.00	0.02	0.04

注1. 診療実日数を取りまとめている。保険薬局については、処方せん枚数を取りまとめている。
 注2. 総計には、訪問看護ステーションの実日数を含み、保険薬局の処方せん枚数を含めずに計上している。
 注3. 平成22年4月診療分より、旧総合病院の外来のレセプトが診療科ごとから病院単位に変更されており、その影響により、入院外の日数の減少がある。

表8-2 受診延日数の伸び率（対前年度比）

	総計	医科							歯科			保険薬局
		病院	診療所				病院	診療所				
			大学	公的	法人	個人						
平成21年度	▲0.6	▲0.6	▲0.6	1.0	▲1.7	0.2	▲7.3	▲0.7	▲0.5	1.0	▲0.5	1.5
平成22年度	0.1	0.1	▲1.6	▲3.4	▲3.7	0.1	▲8.9	1.3	▲0.1	1.8	▲0.1	4.3
平成23年度	▲0.1	▲0.4	▲0.6	0.7	▲1.3	▲0.1	▲8.0	▲0.2	1.2	1.5	1.2	2.2
平成24年度	▲0.9	▲1.0	▲1.2	▲0.6	▲1.4	▲0.9	▲8.5	▲0.9	▲0.4	1.7	▲0.5	1.5
平成25年度	▲0.8	▲1.1	▲0.7	0.4	▲1.8	▲0.0	▲8.4	▲1.5	0.6	2.5	0.5	0.6

表9-1 主たる診療科別 医科診療所 受診延日数の推移

(単位：万日)

	医科診療所	診療科								
		内科	小児科	外科	整形外科	皮膚科	産婦人科	眼科	耳鼻咽喉科	その他
平成21年度	129,070	50,953	6,587	8,302	21,441	7,393	3,637	9,979	9,520	11,258
平成22年度	130,770	51,425	6,904	7,948	21,505	7,651	3,598	10,116	10,125	11,497
平成23年度	130,527	51,011	6,946	7,734	21,777	7,839	3,562	10,091	9,912	11,654
平成24年度① (構成割合)	129,336 (100%)	50,287 (38.9%)	6,631 (5.1%)	7,358 (5.7%)	21,731 (16.8%)	7,905 (6.1%)	3,514 (2.7%)	10,256 (7.9%)	9,965 (7.7%)	11,689 (9.0%)
平成25年度② (構成割合)	127,456 (100%)	49,432 (38.8%)	6,455 (5.1%)	7,010 (5.5%)	21,615 (17.0%)	7,963 (6.2%)	3,463 (2.7%)	10,190 (8.0%)	9,574 (7.5%)	11,755 (9.2%)
②-①	▲1,880	▲855	▲176	▲348	▲116	58	▲52	▲66	▲390	66

表9-2 主たる診療科別 医科診療所 受診延日数の伸び率（対前年度比）

(単位：%)

	医科診療所	診療科								
		内科	小児科	外科	整形外科	皮膚科	産婦人科	眼科	耳鼻咽喉科	その他
平成21年度	▲0.7	▲0.7	▲2.2	▲2.4	1.9	0.0	▲3.1	▲1.7	▲4.0	0.9
平成22年度	1.3	0.9	4.8	▲4.3	0.3	3.5	▲1.1	1.4	6.4	2.1
平成23年度	▲0.2	▲0.8	0.6	▲2.7	1.3	2.5	▲1.0	▲0.2	▲2.1	1.4
平成24年度	▲0.9	▲1.4	▲4.5	▲4.9	▲0.2	0.8	▲1.3	1.6	0.5	0.3
平成25年度	▲1.5	▲1.7	▲2.7	▲4.7	▲0.5	0.7	▲1.5	▲0.6	▲3.9	0.6

表10-1 1施設当たり医療費の推移

(単位：万円)

	医 科					診療所	歯 科		保険薬局
	病 院						病 院	診療所	
		大 学	公 的	法 人	個 人				
平成21年度	212,423	1,367,609	419,624	143,355	66,566	9,605	7,025	3,634	11,778
平成22年度	226,361	1,472,866	447,968	151,365	69,727	9,720	7,456	3,683	11,942
平成23年度	234,040	1,516,309	466,558	155,450	71,564	9,882	7,749	3,772	12,710
平成24年度①	240,871	1,593,493	481,869	158,664	73,364	9,902	8,129	3,807	12,585
平成25年度②	245,589	1,625,739	489,256	161,805	74,079	9,952	8,259	3,825	13,002
②-①	4,718	32,246	7,386	3,141	715	50	129	18	417

表10-2 1施設当たり医療費の伸び率（対前年度比）

(単位：%)

	医 科					診療所	歯 科		保険薬局
	病 院						病 院	診療所	
		大 学	公 的	法 人	個 人				
平成21年度	4.2	5.6	4.6	3.5	3.3	1.7	2.9	▲ 1.1	6.3
平成22年度	6.6	7.7	6.8	5.6	4.7	1.2	6.1	1.3	1.4
平成23年度	3.4	2.9	4.1	2.7	2.6	1.7	3.9	2.4	6.4
平成24年度	2.9	5.1	3.3	2.1	2.5	0.2	4.9	0.9	▲ 1.0
平成25年度	2.0	2.0	1.5	2.0	1.0	0.5	1.6	0.5	3.3

表11-1 主たる診療科別 医科診療所 1施設当たり医療費の推移

(単位：万円)

	医科診療所									
		内科	小児科	外科	整形外科	皮膚科	産婦人科	眼科	耳鼻咽喉科	その他
平成21年度	9,605	9,922	6,907	9,972	11,997	7,186	6,220	9,670	7,534	11,541
平成22年度	9,720	9,994	7,099	10,077	12,091	7,299	6,472	9,804	7,995	11,473
平成23年度	9,882	10,210	7,221	10,258	12,342	7,435	6,528	9,853	7,921	11,563
平成24年度①	9,902	10,209	6,841	10,233	12,458	7,380	6,727	10,160	8,093	11,463
平成25年度②	9,952	10,301	6,722	10,264	12,613	7,346	6,792	10,348	7,891	11,384
②-①	50	92	▲ 119	31	155	▲ 35	65	188	▲ 201	▲ 79

表11-2 主たる診療科別 医科診療所 1施設当たり医療費の伸び率（対前年度比）

(単位：%)

	医科診療所									
		内科	小児科	外科	整形外科	皮膚科	産婦人科	眼科	耳鼻咽喉科	その他
平成21年度	1.7	2.7	▲ 0.4	2.3	2.9	▲ 0.4	▲ 0.3	0.1	▲ 2.3	0.6
平成22年度	1.2	0.7	2.8	1.1	0.8	1.6	4.1	1.4	6.1	▲ 0.6
平成23年度	1.7	2.2	1.7	1.8	2.1	1.9	0.9	0.5	▲ 0.9	0.8
平成24年度	0.2	▲ 0.0	▲ 5.3	▲ 0.2	0.9	▲ 0.7	3.1	3.1	2.2	▲ 0.9
平成25年度	0.5	0.9	▲ 1.7	0.3	1.2	▲ 0.5	1.0	1.8	▲ 2.5	▲ 0.7

表12-1 1施設当たり受診延日数の推移

(単位：万日)

	医 科					診療所	歯 科		保険薬局
	病 院	診療所					病 院	診療所	
		大 学	公 的	法 人	個 人				
平成21年度	10.4	45.8	17.5	8.2	4.9	1.53	0.91	0.59	1.47
平成22年度	10.4	44.1	17.1	8.3	5.0	1.55	0.94	0.59	1.50
平成23年度	10.4	43.9	17.2	8.3	5.0	1.55	0.95	0.59	1.51
平成24年度①	10.4	44.0	17.1	8.2	5.0	1.53	0.97	0.59	1.50
平成25年度②	10.3	43.6	16.9	8.2	4.9	1.51	0.98	0.59	1.47
②-①	▲ 0.0	▲ 0.5	▲ 0.2	▲ 0.0	▲ 0.1	▲ 0.0	0.0	0.0	▲ 0.0

注. 平成22年4月診療分より、旧総合病院の外来のレセプトが診療科ごとから病院単位に変更されており、その影響により、入院外の日数の減少がある。

表12-2 1施設当たり受診延日数の伸び率（対前年度比）

(単位：%)

	医 科					診療所	歯 科		保険薬局
	病 院	診療所					病 院	診療所	
		大 学	公 的	法 人	個 人				
平成21年度	0.2	1.0	▲ 0.5	0.3	0.0	▲ 0.9	2.0	▲ 0.8	▲ 0.1
平成22年度	▲ 0.5	▲ 3.6	▲ 2.6	0.6	1.3	1.3	2.6	▲ 0.4	2.0
平成23年度	0.4	▲ 0.6	0.6	0.2	0.4	▲ 0.1	1.8	1.1	0.9
平成24年度	▲ 0.6	0.4	▲ 0.7	▲ 0.8	▲ 0.3	▲ 1.0	1.4	▲ 0.8	▲ 0.8
平成25年度	▲ 0.5	▲ 1.0	▲ 1.1	▲ 0.2	▲ 1.2	▲ 1.7	1.1	0.3	▲ 1.9

表13-1 主たる診療科別 医科診療所 1施設当たり受診延日数の推移

(単位：日)

	医科診療所	診療科								
		内科	小児科	外科	整形外科	皮膚科	産婦人科	眼科	耳鼻咽喉科	その他
平成21年度	15,293	12,763	13,297	16,392	32,030	18,081	9,241	15,332	19,071	13,667
平成22年度	15,493	12,855	13,971	16,340	31,875	18,617	9,438	15,461	20,249	13,713
平成23年度	15,475	12,840	14,026	16,207	31,846	18,954	9,453	15,277	19,755	13,664
平成24年度①	15,315	12,664	13,276	15,856	31,495	18,953	9,515	15,421	19,857	13,473
平成25年度②	15,058	12,435	12,867	15,499	31,167	18,855	9,536	15,219	19,043	13,300
②-①	▲ 256	▲ 229	▲ 410	▲ 357	▲ 328	▲ 98	21	▲ 202	▲ 814	▲ 172

表13-2 主たる診療科別 医科診療所 1施設当たり受診延日数の伸び率（対前年度比）

(単位：%)

	医科診療所	診療科								
		内科	小児科	外科	整形外科	皮膚科	産婦人科	眼科	耳鼻咽喉科	その他
平成21年度	▲ 0.9	▲ 0.7	▲ 2.4	▲ 0.8	0.7	▲ 0.6	▲ 1.2	▲ 2.3	▲ 4.2	▲ 0.9
平成22年度	1.3	0.7	5.1	▲ 0.3	▲ 0.5	3.0	2.1	0.8	6.2	0.3
平成23年度	▲ 0.1	▲ 0.1	0.4	▲ 0.8	▲ 0.1	1.8	0.2	▲ 1.2	▲ 2.4	▲ 0.4
平成24年度	▲ 1.0	▲ 1.4	▲ 5.3	▲ 2.2	▲ 1.1	▲ 0.0	0.6	0.9	0.5	▲ 1.4
平成25年度	▲ 1.7	▲ 1.8	▲ 3.1	▲ 2.3	▲ 1.0	▲ 0.5	0.2	▲ 1.3	▲ 4.1	▲ 1.3

(2) 入院

表14-1 入院 医療費の推移

(単位：兆円)

	医 科	病 院							診療所	歯 科
		大 学	公 的	法 人	個 人	200床未満	200床以上			
平成21年度	14.0	13.7	1.5	4.8	7.1	0.2	4.1	9.6	0.37	0.041
平成22年度	14.9	14.5	1.6	5.2	7.5	0.2	4.3	10.2	0.38	0.044
平成23年度	15.2	14.8	1.7	5.3	7.7	0.2	4.3	10.5	0.37	0.046
平成24年度①	15.6	15.2	1.8	5.4	7.9	0.2	4.4	10.8	0.37	0.049
平成25年度②	15.8	15.4	1.8	5.4	8.0	0.2	4.5	10.9	0.36	0.051
②-①	0.20	0.21	0.04	0.02	0.16	▲0.01	0.06	0.14	▲0.01	0.00

注. 入院時食事療養の費用額及び入院時生活療養の費用額が含まれる。医科分は医科入院へ、歯科分は歯科へ含めている。

表14-2 入院 医療費の伸び率（対前年度比）

(単位：%)

	医 科	病 院							診療所	歯 科
		大 学	公 的	法 人	個 人	200床未満	200床以上			
平成21年度	3.1	3.3	4.5	3.0	3.4	▲4.6	4.0	3.0	▲1.7	1.9
平成22年度	6.2	6.3	8.5	6.8	5.8	▲4.4	5.3	6.7	3.2	6.6
平成23年度	2.1	2.2	3.5	1.9	2.3	▲6.1	1.8	2.4	▲2.3	4.8
平成24年度	2.5	2.5	4.0	2.8	2.2	▲5.6	1.1	3.1	▲0.8	8.4
平成25年度	1.3	1.4	2.5	0.3	2.0	▲5.2	1.3	1.3	▲3.8	2.6

表15-1 入院 受診延日数の推移

(単位：億日)

	医 科	病 院							診療所	歯 科
		大 学	公 的	法 人	個 人	200床未満	200床以上			
平成21年度	4.8	4.6	0.27	1.22	2.98	0.11	1.69	2.90	0.21	0.010
平成22年度	4.8	4.6	0.28	1.23	3.01	0.11	1.71	2.91	0.21	0.010
平成23年度	4.8	4.6	0.28	1.21	3.01	0.10	1.70	2.90	0.20	0.010
平成24年度①	4.7	4.6	0.28	1.20	3.00	0.09	1.68	2.88	0.19	0.010
平成25年度②	4.7	4.5	0.28	1.17	3.00	0.08	1.68	2.86	0.18	0.010
②-①	▲0.03	▲0.02	0.00	▲0.02	0.00	▲0.01	▲0.00	▲0.02	▲0.01	0.00

表15-2 入院 受診延日数の伸び率（対前年度比）

(単位：%)

	医 科	病 院							診療所	歯 科
		大 学	公 的	法 人	個 人	200床未満	200床以上			
平成21年度	▲0.1	0.2	1.1	▲1.1	0.9	▲6.3	1.3	▲0.4	▲4.9	▲0.5
平成22年度	0.7	0.8	1.0	0.5	1.2	▲6.0	1.2	0.6	▲2.7	0.9
平成23年度	▲0.6	▲0.4	0.5	▲1.2	0.0	▲7.2	▲0.4	▲0.4	▲4.6	2.3
平成24年度	▲1.1	▲0.9	▲0.7	▲1.3	▲0.6	▲7.8	▲1.3	▲0.8	▲5.4	0.9
平成25年度	▲0.7	▲0.5	0.5	▲1.9	0.2	▲6.8	▲0.1	▲0.8	▲5.5	0.1

表16-1 入院 1日当たり医療費の推移

(単位：円)

	医 科	病 院							診療所	歯 科
		大 学	公 的	法 人	個 人	200床未満	200床以上			
平成21年度	29,240	29,800	55,202	39,594	23,859	18,813	24,045	33,152	17,264	41,080
平成22年度	30,847	31,412	59,267	42,094	24,933	19,148	25,030	35,149	18,314	43,386
平成23年度	31,673	32,231	61,037	43,412	25,495	19,378	25,567	36,135	18,753	44,454
平成24年度①	32,819	33,361	63,901	45,244	26,211	19,849	26,196	37,535	19,666	47,738
平成25年度②	33,466	33,994	65,142	46,296	26,693	20,184	26,564	38,337	20,012	48,934
②-①	647	632	1,242	1,052	482	335	368	801	347	1,196

注. 入院時食事療養の費用額及び入院時生活療養の費用額が含まれる。医科分は医科入院へ、歯科分は歯科へ含めている。

表16-2 入院 1日当たり医療費の伸び率（対前年度比）

(単位：%)

	医 科	病 院							診療所	歯 科
		大 学	公 的	法 人	個 人	200床未満	200床以上			
平成21年度	3.2	3.1	3.3	4.2	2.5	1.8	2.6	3.5	3.4	2.4
平成22年度	5.5	5.4	7.4	6.3	4.5	1.8	4.1	6.0	6.1	5.6
平成23年度	2.7	2.6	3.0	3.1	2.3	1.2	2.1	2.8	2.4	2.5
平成24年度	3.6	3.5	4.7	4.2	2.8	2.4	2.5	3.9	4.9	7.4
平成25年度	2.0	1.9	1.9	2.3	1.8	1.7	1.4	2.1	1.8	2.5

表17-1 入院 1施設当たり医療費の推移

(単位：万円)

	医科病院						200床未満	200床以上
	大学	公的	法人	個人				
平成21年度	155,574	968,845	296,885	108,474	47,233	66,843	354,635	
平成22年度	167,209	1,048,685	320,801	115,334	50,212	71,262	381,622	
平成23年度	172,543	1,071,678	333,319	118,395	51,475	73,332	393,619	
平成24年度①	177,860	1,125,008	345,008	121,086	52,917	74,752	405,788	
平成25年度②	180,722	1,136,370	348,901	123,220	54,078	75,961	411,301	
②-①	2,862	11,362	3,893	2,134	1,161	1,209	5,513	

表17-2 入院 1施設当たり医療費の伸び率（対前年度比）

(単位：%)

	医科病院						200床未満	200床以上
	大学	公的	法人	個人				
平成21年度	4.0	4.5	4.4	3.6	2.9	4.7	3.9	
平成22年度	7.5	8.2	8.1	6.3	6.3	6.6	7.6	
平成23年度	3.2	2.2	3.9	2.7	2.5	2.9	3.1	
平成24年度	3.1	5.0	3.5	2.3	2.8	1.9	3.1	
平成25年度	1.6	1.0	1.1	1.8	2.2	1.6	1.4	

表18-1 入院 1施設当たり受診延日数の推移

(単位：万日)

	医科病院						200床未満	200床以上
	大学	公的	法人	個人				
平成21年度	5.22	17.55	7.50	4.55	2.51	2.78	10.70	
平成22年度	5.32	17.69	7.62	4.63	2.62	2.85	10.86	
平成23年度	5.35	17.56	7.68	4.64	2.66	2.87	10.89	
平成24年度①	5.33	17.61	7.63	4.62	2.67	2.85	10.81	
平成25年度②	5.32	17.44	7.54	4.62	2.68	2.86	10.73	
②-①	▲0.01	▲0.16	▲0.09	▲0.00	0.01	0.01	▲0.08	

表18-2 入院 1施設当たり受診延日数の伸び率（対前年度比）

(単位：%)

	医科病院						200床未満	200床以上
	大学	公的	法人	個人				
平成21年度	0.9	1.1	0.2	1.0	1.0	2.0	0.5	
平成22年度	2.0	0.8	1.6	1.7	4.4	2.4	1.5	
平成23年度	0.6	▲0.8	0.7	0.4	1.3	0.7	0.3	
平成24年度	▲0.4	0.3	▲0.7	▲0.5	0.4	▲0.5	▲0.8	
平成25年度	▲0.3	▲0.9	▲1.2	▲0.1	0.5	0.2	▲0.8	

Ⅲ-(2) 【参考】 推計新規入院件数、推計平均在院日数及び推計1入院当たり医療費 ～入院医療費の3要素分解～

入院受診延日数は次の1. で示すように推計新規入院件数（前月以前に退院した者が当月再入院した場合を含む）と推計平均在院日数（次の2. の関係を用いて入院の1件当たり日数から算定した平均在院日数）の積に分解できる。

したがって、次の3. で示すように入院医療費は「推計新規入院件数」（入院発生）、「推計平均在院日数」（入院期間）及び「入院の1日当たり医療費」（入院単価）の3要素の積に分解でき、さらに、推計新規入院件数と推計1入院当たり医療費（推計平均在院日数に入院の1日当たり医療費を乗じて得た1入院当たり医療費）の積に分解できる。

1. 入院受診延日数と推計新規入院件数、推計平均在院日数の関係

入院受診延日数＝推計新規入院件数×推計平均在院日数

推計新規入院件数＝入院受診延日数÷推計平均在院日数

2. 1件当たり日数と推計平均在院日数の関係

$$\text{推計平均在院日数} = \text{1件当たり日数} \times \frac{\text{月の日数} - 1}{\text{月の日数} - \text{1件当たり日数}}$$
$$\text{1件当たり日数} = \text{推計平均在院日数} \times \frac{\text{月の日数}}{\text{月の日数} - 1 + \text{推計平均在院日数}}$$

月の日数＝当該期間の日数÷当該期間の月数

3. 入院医療費の3要素分解と推計1入院当たり医療費の関係

推計1入院当たり医療費＝推計平均在院日数×入院の1日当たり医療費

入院医療費＝入院受診延日数×入院の1日当たり医療費

＝推計新規入院件数×推計平均在院日数×入院の1日当たり医療費

＝推計新規入院件数×推計1入院当たり医療費

4. 推計平均在院日数に関する留意事項

(1) 概算医療費の推計平均在院日数と病院報告の平均在院日数もしくは患者調査の退院患者平均在院日数には次に示すような違いがあるため数値が異なることがある。

① 入院患者の範囲の違い

病院報告及び患者調査の対象となる患者には医療保険適用及び公費負担医療の患者以外に、概算医療費には含まれないその他（正常な分娩や検査入院、自賠責保険、労災、自費診療など）の患者が含まれる。一方、概算医療費には病院報告には含まれない診療所分が含まれる。

② 算定方法の違い

概算医療費の推計平均在院日数は入院の1件当たり日数から算定する。病院報告の平均在院日数は在院患者延数と新入院患者数、退院患者数から算定する。患者調査の退院患者平均在院日数は退院患者が実際に入院した期間の平均である。

③ 退院日が含まれるかどうかの違い

概算医療費の入院受診延日数には退院日も含まれるが、病院報告の在院患者延数には退院日の患者は含まれず、患者調査の入院期間にも退院日は含まれない。

④ 当月中に退院・再入院した患者の入院日数を通算するかどうかの違い

当月中に退院・再入院した患者について、退院までの入院日数と再入院以後の入院日数は、概算医療費の推計平均在院日数では1回の入院の入院日数として扱い、通算する。病院報告の平均在院日数と患者調査の退院患者平均在院日数では別々の入院の入院日数として扱い、通算しない。

(2) 入院期間中に外泊した場合、外泊期間の日数は入院受診延日数に含まれ、外泊期間中の患者の延数も同様に病院報告の在院患者延数に含まれる。

(3) 概算医療費の推計平均在院日数では、入院期間中に加入する医療保険制度を変更した場合、変更前後で別のレセプトに計上されるため、連続した入院として扱われないこととなる。

※参考 「推計平均在院日数の数理分析（平成24年9月）」
「推計平均在院日数の数理分析（Ⅱ）（平成25年1月）」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuhoken/database/zenpan/sankou.html>

Ⅲ-(2) 【参考】

①-i. 推計新規入院件数

(単位：万件)

	医科病院							医科診療所
	大学病院	公的病院	法人病院	個人病院	200床未満	200床以上		
平成21年度	1,281.0	144.4	565.1	555.6	15.9	363.6	916.9	133.1
平成22年度	1,316.4	150.1	578.8	572.8	14.8	373.3	942.4	131.6
平成23年度	1,331.6	154.2	584.3	579.6	13.4	374.6	956.5	128.7
平成24年度	1,347.2	157.1	589.3	588.4	12.5	373.8	972.6	126.0
平成25年度	1,359.2	161.5	587.6	598.5	11.5	374.3	982.5	123.4

注. 推計新規入院件数は入院受診延日数を推計平均在院日数で除して得た値である。

①-ii. 推計新規入院件数の伸び率（対前年同期比）

(単位：%)

	医科病院							医科診療所
	大学病院	公的病院	法人病院	個人病院	200床未満	200床以上		
平成21年度	1.5	3.9	1.6	1.0	▲ 7.9	1.0	1.7	▲ 3.9
平成22年度	2.8	3.9	2.4	3.1	▲ 7.4	2.7	2.8	▲ 1.1
平成23年度	1.2	2.8	0.9	1.2	▲ 9.0	0.3	1.5	▲ 2.2
平成24年度	1.2	1.8	0.9	1.5	▲ 6.8	▲ 0.2	1.7	▲ 2.1
平成25年度	0.9	2.8	▲ 0.3	1.7	▲ 8.1	0.2	1.0	▲ 2.1

②-i. 1施設当たり推計新規入院件数

(単位：件)

	医科病院						
	大学病院	公的病院	法人病院	個人病院	200床未満	200床以上	
平成21年度	1,459	9,243	3,470	849	354	599	3,386
平成22年度	1,516	9,584	3,595	879	364	623	3,511
平成23年度	1,549	9,726	3,701	893	361	632	3,590
平成24年度	1,575	9,998	3,758	907	367	636	3,651
平成25年度	1,593	10,133	3,777	921	364	639	3,691

注. 1施設当たり推計新規入院件数は推計新規入院件数を審査支払機関に審査支払請求を行った施設数で除した値である。

②-ii. 1施設当たり推計新規入院件数の伸び率（対前年同期比）

(単位：%)

	医科病院						
	大学病院	公的病院	法人病院	個人病院	200床未満	200床以上	
平成21年度	2.2	3.9	2.9	1.1	▲ 0.7	1.7	2.6
平成22年度	3.9	3.7	3.6	3.6	3.0	3.9	3.7
平成23年度	2.2	1.5	2.9	1.5	▲ 0.7	1.5	2.3
平成24年度	1.7	2.8	1.5	1.6	1.5	0.6	1.7
平成25年度	1.1	1.4	0.5	1.5	▲ 0.9	0.5	1.1

Ⅲ-(2) 【参考】

③-i. 推計平均在院日数

(単位：日)

	医科病院							医科診療所
	大学病院	公的病院	法人病院	個人病院	200床未満	200床以上		
平成21年度	35.8	19.0	21.6	53.6	71.0	46.4	31.6	16.1
平成22年度	35.1	18.5	21.2	52.6	72.0	45.7	30.9	15.8
平成23年度	34.6	18.1	20.7	52.0	73.5	45.4	30.3	15.4
平成24年度	33.8	17.6	20.3	50.9	72.7	44.9	29.6	14.9
平成25年度	33.4	17.2	20.0	50.1	73.7	44.8	29.1	14.4

注. 推計平均在院日数は入院の1件当たり日数から推計した値である。

③-ii. 推計平均在院日数の伸び率（対前年同期比）

(単位：%)

	医科病院							医科診療所
	大学病院	公的病院	法人病院	個人病院	200床未満	200床以上		
平成21年度	▲ 1.3	▲ 2.7	▲ 2.7	▲ 0.1	1.7	0.3	▲ 2.1	▲ 1.1
平成22年度	▲ 1.9	▲ 2.8	▲ 1.9	▲ 1.8	1.4	▲ 1.5	▲ 2.1	▲ 1.6
平成23年度	▲ 1.6	▲ 2.2	▲ 2.1	▲ 1.1	2.0	▲ 0.7	▲ 1.9	▲ 2.4
平成24年度	▲ 2.1	▲ 2.5	▲ 2.2	▲ 2.0	▲ 1.1	▲ 1.1	▲ 2.4	▲ 3.4
平成25年度	▲ 1.4	▲ 2.2	▲ 1.7	▲ 1.5	1.4	▲ 0.3	▲ 1.8	▲ 3.5

④-i. 推計1入院当たり医療費

(単位：万円)

	医科病院							医科診療所
	大学病院	公的病院	法人病院	個人病院	200床未満	200床以上		
平成21年度	106.7	104.8	85.6	127.8	133.6	111.6	104.7	27.8
平成22年度	110.3	109.4	89.2	131.1	137.9	114.4	108.7	29.0
平成23年度	111.4	110.2	90.1	132.6	142.4	116.1	109.6	29.0
平成24年度	112.9	112.5	91.8	133.5	144.2	117.6	111.1	29.4
平成25年度	113.5	112.1	92.4	133.9	148.7	118.9	111.4	28.8

注1. 医療費には入院時食事療養及び入院時生活療養の費用額が含まれる。

注2. 推計1入院当たり医療費は推計平均在院日数に入院の1日当たり医療費を乗じて得た値である。

④-ii. 推計1入院当たり医療費の伸び率（対前年同期比）

(単位：%)

	医科病院							医科診療所
	大学病院	公的病院	法人病院	個人病院	200床未満	200床以上		
平成21年度	1.8	0.6	1.4	2.4	3.6	3.0	1.3	2.3
平成22年度	3.4	4.4	4.3	2.6	3.3	2.6	3.8	4.4
平成23年度	1.0	0.7	0.9	1.1	3.2	1.4	0.9	▲ 0.1
平成24年度	1.3	2.1	1.9	0.7	1.3	1.3	1.4	1.3
平成25年度	0.5	▲ 0.3	0.6	0.3	3.1	1.1	0.3	▲ 1.8

(3) 入院外

表19-1 入院外 医療費の推移

(単位：兆円)

	医 科									歯 科			保険薬局
	病 院	病 院							診 療 所	病 院	診 療 所		
		大 学	公 的	法 人	個 人	200床未満	200床以上						
平成21年度	12.7	5.0	0.62	2.00	2.28	0.09	1.7	3.3	7.7	2.51	0.08	2.43	5.87
平成22年度	13.0	5.1	0.66	2.05	2.35	0.08	1.7	3.4	7.8	2.55	0.08	2.47	6.08
平成23年度	13.3	5.3	0.71	2.10	2.40	0.07	1.7	3.6	8.0	2.61	0.08	2.53	6.56
平成24年度①	13.4	5.4	0.74	2.15	2.44	0.07	1.7	3.7	8.0	2.65	0.09	2.56	6.64
平成25年度②	13.6	5.5	0.78	2.18	2.51	0.06	1.8	3.8	8.1	2.67	0.09	2.58	7.04
②-①	0.22	0.15	0.04	0.04	0.07	▲0.01	0.02	0.12	0.07	0.02	0.00	0.02	0.39

表19-2 入院外 医療費の伸び率（対前年度比）

(単位：%)

	医 科									歯 科			保険薬局
	病 院	病 院							診 療 所	病 院	診 療 所		
		大 学	公 的	法 人	個 人	200床未満	200床以上						
平成21年度	2.8	3.9	8.3	3.8	3.1	▲ 3.3	3.1	4.4	2.1	▲ 0.8	1.7	▲ 0.8	7.9
平成22年度	1.8	2.9	6.6	2.4	2.8	▲ 9.2	1.3	3.7	1.1	1.7	4.6	1.6	3.6
平成23年度	2.2	2.9	6.2	2.7	2.5	▲ 5.7	1.3	3.8	1.8	2.5	2.8	2.5	7.9
平成24年度	1.0	1.9	4.4	2.0	1.4	▲ 6.5	▲ 0.2	2.8	0.4	1.2	3.6	1.2	1.3
平成25年度	1.7	2.7	6.0	1.7	2.9	▲ 9.3	1.4	3.2	0.9	0.8	3.2	0.7	5.9

表20-1 主たる診療科別 医科診療所 入院外 医療費の推移

(単位：億円)

	医科診療所	診療科								
		内科	小児科	外科	整形外科	皮膚科	産婦人科	眼科	耳鼻咽喉科	その他
平成21年度	77,366	38,545	3,407	4,593	7,455	2,932	1,883	5,981	3,722	8,849
平成22年度	78,230	38,868	3,492	4,427	7,541	2,993	1,882	6,094	3,955	8,979
平成23年度	79,622	39,484	3,561	4,435	7,820	3,068	1,892	6,190	3,931	9,239
平成24年度①	79,928	39,488	3,401	4,302	7,977	3,073	1,886	6,435	4,012	9,354
(構成割合)	(100%)	(49.4%)	(4.3%)	(5.4%)	(10.0%)	(3.8%)	(2.4%)	(8.1%)	(5.0%)	(11.7%)
平成25年度②	80,678	39,937	3,358	4,214	8,146	3,098	1,874	6,604	3,922	9,525
(構成割合)	(100%)	(49.5%)	(4.2%)	(5.2%)	(10.1%)	(3.8%)	(2.3%)	(8.2%)	(4.9%)	(11.8%)
②-①	750	449	▲ 43	▲ 88	168	25	▲ 11	169	▲ 90	171

表20-2 主たる診療科別 医科診療所 入院外 医療費の伸び率（対前年度比）

(単位：%)

	医科診療所	診療科								
		内科	小児科	外科	整形外科	皮膚科	産婦人科	眼科	耳鼻咽喉科	その他
平成21年度	2.1	2.8	▲ 0.2	1.1	4.4	0.3	▲ 1.7	0.7	▲ 2.1	2.9
平成22年度	1.1	0.8	2.5	▲ 3.6	1.2	2.1	▲ 0.1	1.9	6.3	1.5
平成23年度	1.8	1.6	2.0	0.2	3.7	2.5	0.6	1.6	▲ 0.6	2.9
平成24年度	0.4	0.0	▲ 4.5	▲ 3.0	2.0	0.2	▲ 0.3	4.0	2.1	1.2
平成25年度	0.9	1.1	▲ 1.3	▲ 2.0	2.1	0.8	▲ 0.6	2.6	▲ 2.3	1.8

表21-1 入院外 受診延日数の推移

(単位：億日)

	医 科									歯 科			保険薬局
	病 院	病 院							診 療 所	病 院	診 療 所		
		大 学	公 的	法 人	個 人	200床未満	200床以上						
平成21年度	17.3	4.6	0.44	1.64	2.39	0.11	1.92	2.65	12.7	4.09	0.14	3.94	7.31
平成22年度	17.3	4.4	0.41	1.52	2.36	0.09	1.89	2.50	12.9	4.08	0.15	3.94	7.62
平成23年度	17.2	4.4	0.42	1.50	2.35	0.09	1.87	2.49	12.9	4.13	0.15	3.98	7.79
平成24年度①	17.0	4.3	0.42	1.48	2.32	0.08	1.82	2.48	12.7	4.12	0.15	3.96	7.90
平成25年度②	16.8	4.3	0.42	1.46	2.32	0.07	1.79	2.46	12.6	4.14	0.16	3.98	7.94
②-①	▲0.22	▲0.04	0.00	▲0.03	▲0.01	▲0.01	▲0.03	▲0.01	▲0.18	0.02	0.00	0.02	0.04

注. 平成22年4月診療分より、旧総合病院の外來のレセプトが診療科ごとから病院単位に変更されており、その影響により、入院外の日数の減少がある。

表21-2 入院外 受診延日数の伸び率（対前年度比）

(単位：%)

	医 科									歯 科			保険薬局
	病 院	病 院							診 療 所	病 院	診 療 所		
		大 学	公 的	法 人	個 人	200床未満	200床以上						
平成21年度	▲0.8	▲1.3	0.9	▲2.2	▲0.7	▲8.2	▲0.9	▲1.5	▲0.6	▲0.5	1.1	▲0.5	1.5
平成22年度	▲0.0	▲4.0	▲6.2	▲6.8	▲1.3	▲11.9	▲1.6	▲5.7	1.4	▲0.1	1.8	▲0.1	4.3
平成23年度	▲0.3	▲0.8	0.8	▲1.4	▲0.3	▲8.9	▲1.2	▲0.4	▲0.1	1.2	1.4	1.2	2.2
平成24年度	▲1.0	▲1.4	▲0.5	▲1.4	▲1.3	▲9.2	▲2.5	▲0.6	▲0.8	▲0.4	1.8	▲0.5	1.5
平成25年度	▲1.3	▲0.9	0.3	▲1.8	▲0.2	▲10.3	▲1.6	▲0.5	▲1.4	0.6	2.7	0.5	0.6

表22-1 主たる診療科別 医科診療所 入院外 受診延日数の推移

(単位：万日)

	医科診療所	診療科									
		内科	小児科	外科	整形外科	皮膚科	産婦人科	眼科	耳鼻咽喉科	その他	
平成21年度	126,928	50,159	6,578	7,966	21,094	7,389	3,304	9,935	9,513	10,990	
平成22年度	128,685	50,652	6,895	7,620	21,162	7,647	3,277	10,074	10,118	11,240	
平成23年度	128,538	50,274	6,937	7,426	21,448	7,835	3,250	10,051	9,906	11,410	
平成24年度①	127,455	49,590	6,622	7,071	21,428	7,902	3,208	10,216	9,959	11,459	
(構成割合)	(100%)	(38.9%)	(5.2%)	(5.5%)	(16.8%)	(6.2%)	(2.5%)	(8.0%)	(7.8%)	(9.0%)	
平成25年度②	125,678	48,772	6,447	6,746	21,329	7,960	3,162	10,151	9,569	11,541	
(構成割合)	(100%)	(38.8%)	(5.1%)	(5.4%)	(17.0%)	(6.3%)	(2.5%)	(8.1%)	(7.6%)	(9.2%)	
②-①	▲1,777	▲818	▲175	▲324	▲98	58	▲46	▲65	▲390	82	

表22-2 主たる診療科別 医科診療所 入院外 受診延日数の伸び率（対前年度比）

(単位：%)

	医科診療所	診療科									
		内科	小児科	外科	整形外科	皮膚科	産婦人科	眼科	耳鼻咽喉科	その他	
平成21年度	▲0.6	▲0.6	▲2.2	▲2.3	1.9	0.0	▲2.9	▲1.6	▲4.0	1.1	
平成22年度	1.4	1.0	4.8	▲4.3	0.3	3.5	▲0.8	1.4	6.4	2.3	
平成23年度	▲0.1	▲0.7	0.6	▲2.6	1.4	2.5	▲0.8	▲0.2	▲2.1	1.5	
平成24年度	▲0.8	▲1.4	▲4.5	▲4.8	▲0.1	0.9	▲1.3	1.6	0.5	0.4	
平成25年度	▲1.4	▲1.6	▲2.6	▲4.6	▲0.5	0.7	▲1.4	▲0.6	▲3.9	0.7	

表23-1 入院外 1日当たり医療費の推移

(単位：円)

	医 科								歯 科			保険薬局	
	病 院	病 院						診 療 所	病 院	診 療 所			
		大 学	公 的	法 人	個 人	200床未満	200床以上						
平成21年度	7,370	10,903	14,118	12,215	9,539	8,117	8,775	12,447	6,095	6,135	5,405	6,161	8,034
平成22年度	7,507	11,689	16,048	13,427	9,936	8,366	9,036	13,697	6,079	6,241	5,553	6,267	7,985
平成23年度	7,697	12,125	16,905	13,989	10,214	8,664	9,267	14,269	6,194	6,321	5,633	6,347	8,426
平成24年度①	7,851	12,533	17,727	14,471	10,490	8,920	9,491	14,768	6,271	6,428	5,732	6,455	8,410
平成25年度②	8,083	12,989	18,723	14,989	10,822	9,019	9,784	15,315	6,419	6,442	5,759	6,469	8,861
②-①	232	455	997	518	331	99	292	547	148	14	27	14	450

注. 平成22年4月診療分より、旧総合病院の外來のレセプトが診療科ごとから病院単位に変更されており、その影響により、入院外の1日当たり医療費の増加がある。

表23-2 入院外 1日当たり医療費の伸び率（対前年度比）

(単位：%)

	医 科								歯 科			保険薬局	
	病 院	病 院						診 療 所	病 院	診 療 所			
		大 学	公 的	法 人	個 人	200床未満	200床以上						
平成21年度	3.6	5.3	7.4	6.1	3.9	5.4	4.1	6.0	2.7	▲ 0.3	0.6	▲ 0.3	6.3
平成22年度	1.9	7.2	13.7	9.9	4.2	3.1	3.0	10.0	▲ 0.3	1.7	2.7	1.7	▲ 0.6
平成23年度	2.5	3.7	5.3	4.2	2.8	3.6	2.6	4.2	1.9	1.3	1.4	1.3	5.5
平成24年度	2.0	3.4	4.9	3.4	2.7	2.9	2.4	3.5	1.2	1.7	1.8	1.7	▲ 0.2
平成25年度	3.0	3.6	5.6	3.6	3.2	1.1	3.1	3.7	2.4	0.2	0.5	0.2	5.4

表24-1 主たる診療科別 医科診療所 入院外 1日当たり医療費の推移

(単位：円)

	医科診療所	病 院								
		内 科	小 児 科	外 科	整形外科	皮膚科	産婦人科	眼科	耳鼻咽喉科	その他
平成21年度	6,095	7,685	5,179	5,766	3,534	3,968	5,699	6,020	3,912	8,052
平成22年度	6,079	7,674	5,064	5,809	3,563	3,914	5,743	6,049	3,909	7,988
平成23年度	6,194	7,854	5,133	5,973	3,646	3,916	5,822	6,159	3,968	8,098
平成24年度①	6,271	7,963	5,136	6,085	3,723	3,889	5,878	6,299	4,028	8,162
平成25年度②	6,419	8,188	5,209	6,247	3,819	3,892	5,928	6,506	4,098	8,253
②-①	148	226	73	162	96	3	49	207	70	91

表24-2 主たる診療科別 医科診療所 入院外 1日当たり医療費の伸び率（対前年度比）

(単位：%)

	医科診療所	病 院								
		内 科	小 児 科	外 科	整形外科	皮膚科	産婦人科	眼科	耳鼻咽喉科	その他
平成21年度	2.7	3.4	2.0	3.5	2.4	0.2	1.3	2.4	2.0	1.8
平成22年度	▲ 0.3	▲ 0.1	▲ 2.2	0.8	0.8	▲ 1.4	0.8	0.5	▲ 0.1	▲ 0.8
平成23年度	1.9	2.3	1.4	2.8	2.3	0.1	1.4	1.8	1.5	1.4
平成24年度	1.2	1.4	0.0	1.9	2.1	▲ 0.7	1.0	2.3	1.5	0.8
平成25年度	2.4	2.8	1.4	2.7	2.6	0.1	0.8	3.3	1.7	1.1

表25-1 入院外 1施設当たり医療費の推移

(単位：万円)

	医 科								歯 科		保険薬局
	病 院	診 療 所						病 院	診 療 所		
		大 学	公 的	法 人	個 人	200床未満	200床以上				
平成21年度	56,848	398,764	122,739	34,881	19,334	27,810	122,016	9,167	4,618	3,634	11,778
平成22年度	59,152	424,181	127,167	36,031	19,515	28,511	127,647	9,268	4,870	3,683	11,942
平成23年度	61,498	444,632	133,239	37,056	20,089	29,202	133,456	9,440	5,028	3,772	12,710
平成24年度①	63,011	468,485	136,861	37,578	20,447	29,391	137,265	9,464	5,190	3,807	12,585
平成25年度②	64,868	489,369	140,355	38,584	20,002	29,908	141,788	9,532	5,281	3,825	13,002
②-①	1,856	20,884	3,494	1,007	▲ 446	518	4,523	67	91	18	417

表25-2 入院外 1施設当たり医療費の伸び率（対前年度比）

(単位：%)

	医 科								歯 科		保険薬局
	病 院	診 療 所						病 院	診 療 所		
		大 学	公 的	法 人	個 人	200床未満	200床以上				
平成21年度	4.7	8.3	5.1	3.3	4.3	3.8	5.3	1.9	2.7	▲ 1.1	6.3
平成22年度	4.1	6.4	3.6	3.3	0.9	2.5	4.6	1.1	5.5	1.3	1.4
平成23年度	4.0	4.8	4.8	2.8	2.9	2.4	4.6	1.9	3.2	2.4	6.4
平成24年度	2.5	5.4	2.7	1.4	1.8	0.6	2.9	0.3	3.2	0.9	▲ 1.0
平成25年度	2.9	4.5	2.6	2.7	▲ 2.2	1.8	3.3	0.7	1.8	0.5	3.3

表26-1 入院外 主たる診療科別 医科診療所 1施設当たり医療費の推移

(単位：万円)

	医科 診療所									
		内科	小児科	外科	整形外科	皮膚科	産婦人科	眼科	耳鼻 咽喉科	その他
平成21年度	9,167	9,655	6,877	9,068	11,136	7,171	4,784	9,190	7,455	10,742
平成22年度	9,268	9,716	7,065	9,101	11,177	7,283	4,937	9,313	7,910	10,709
平成23年度	9,440	9,939	7,191	9,295	11,436	7,419	5,022	9,371	7,834	10,833
平成24年度①	9,464	9,945	6,809	9,271	11,562	7,368	5,106	9,676	7,995	10,781
平成25年度②	9,532	10,047	6,693	9,318	11,746	7,336	5,162	9,863	7,800	10,777
②-①	67	102	▲ 116	47	184	▲ 32	57	187	▲ 195	▲ 4

表26-2 入院外 主たる診療科別 医科診療所 1施設当たり医療費の伸び率（対前年度比）

(単位：%)

	医科 診療所									
		内科	小児科	外科	整形外科	皮膚科	産婦人科	眼科	耳鼻 咽喉科	その他
平成21年度	1.9	2.8	▲ 0.4	2.8	3.2	▲ 0.4	0.3	0.1	▲ 2.4	1.0
平成22年度	1.1	0.6	2.7	0.4	0.4	1.6	3.2	1.3	6.1	▲ 0.3
平成23年度	1.9	2.3	1.8	2.1	2.3	1.9	1.7	0.6	▲ 1.0	1.2
平成24年度	0.3	0.1	▲ 5.3	▲ 0.3	1.1	▲ 0.7	1.7	3.3	2.1	▲ 0.5
平成25年度	0.7	1.0	▲ 1.7	0.5	1.6	▲ 0.4	1.1	1.9	▲ 2.4	▲ 0.0

表27-1 入院外 1施設当たり受診延日数の推移

(単位：万日)

	医 科							歯 科		保険薬局	
	病 院						診療所	病 院	診療所		
		大 学	公 的	法 人	個 人	200床未満					200床以上
平成21年度	5.2	28.2	10.0	3.7	2.4	3.2	9.8	1.50	0.85	0.59	1.47
平成22年度	5.1	26.4	9.5	3.6	2.3	3.2	9.3	1.52	0.88	0.59	1.50
平成23年度	5.1	26.3	9.5	3.6	2.3	3.2	9.4	1.52	0.89	0.59	1.51
平成24年度①	5.0	26.4	9.5	3.6	2.3	3.1	9.3	1.51	0.91	0.59	1.50
平成25年度②	5.0	26.1	9.4	3.6	2.2	3.1	9.3	1.48	0.92	0.59	1.47
②-①	▲ 0.0	▲ 0.3	▲ 0.1	▲ 0.0	▲ 0.1	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	0.0	0.0	▲ 0.0

注：平成22年4月診療分より、旧総合病院の外来のレセプトが診療科ごとから病院単位に変更されており、その影響により、入院外の日数の減少がある。

表27-2 入院外 1施設当たり受診延日数の伸び率（対前年度比）

(単位：%)

	医 科							歯 科		保険薬局	
	病 院						診療所	病 院	診療所		
		大 学	公 的	法 人	個 人	200床未満					200床以上
平成21年度	▲ 0.5	0.9	▲ 0.9	▲ 0.6	▲ 1.0	▲ 0.3	▲ 0.6	▲ 0.8	2.0	▲ 0.8	▲ 0.1
平成22年度	▲ 2.9	▲ 6.4	▲ 5.7	▲ 0.8	▲ 2.1	▲ 0.4	▲ 4.9	1.4	2.7	▲ 0.4	2.0
平成23年度	0.2	▲ 0.5	0.6	0.0	▲ 0.6	▲ 0.1	0.4	▲ 0.0	1.8	1.1	0.9
平成24年度	▲ 0.9	0.5	▲ 0.7	▲ 1.3	▲ 1.1	▲ 1.7	▲ 0.6	▲ 1.0	1.4	▲ 0.8	▲ 0.8
平成25年度	▲ 0.7	▲ 1.1	▲ 1.0	▲ 0.5	▲ 3.3	▲ 1.3	▲ 0.4	▲ 1.6	1.3	0.3	▲ 1.9

表28-1 入院外 主たる診療科別 医科診療所 1施設当たり受診延日数の推移

(単位：日)

	医科 診療所									
		内科	小児科	外科	整形外科	皮膚科	産婦人科	眼科	耳鼻 咽喉科	その他
平成21年度	15,039	12,564	13,279	15,727	31,511	18,072	8,396	15,265	19,057	13,341
平成22年度	15,246	12,661	13,952	15,667	31,367	18,607	8,597	15,397	20,235	13,406
平成23年度	15,240	12,655	14,008	15,561	31,366	18,945	8,626	15,216	19,743	13,378
平成24年度①	15,092	12,489	13,258	15,238	31,055	18,946	8,685	15,362	19,847	13,208
平成25年度②	14,848	12,269	12,850	14,917	30,755	18,849	8,708	15,161	19,033	13,058
②-①	▲ 244	▲ 219	▲ 408	▲ 320	▲ 300	▲ 97	23	▲ 201	▲ 814	▲ 149

表28-2 入院外 主たる診療科別 医科診療所 1施設当たり受診延日数の伸び率（対前年度比）

(単位：%)

	医科 診療所									
		内科	小児科	外科	整形外科	皮膚科	産婦人科	眼科	耳鼻 咽喉科	その他
平成21年度	▲ 0.8	▲ 0.6	▲ 2.4	▲ 0.7	0.8	▲ 0.6	▲ 1.0	▲ 2.3	▲ 4.2	▲ 0.7
平成22年度	1.4	0.8	5.1	▲ 0.4	▲ 0.5	3.0	2.4	0.9	6.2	0.5
平成23年度	▲ 0.0	▲ 0.1	0.4	▲ 0.7	▲ 0.0	1.8	0.3	▲ 1.2	▲ 2.4	▲ 0.2
平成24年度	▲ 1.0	▲ 1.3	▲ 5.4	▲ 2.1	▲ 1.0	0.0	0.7	1.0	0.5	▲ 1.3
平成25年度	▲ 1.6	▲ 1.8	▲ 3.1	▲ 2.1	▲ 1.0	▲ 0.5	0.3	▲ 1.3	▲ 4.1	▲ 1.1

IV 都道府県別の概算医療費（平成25年度）

表29-1 医療費総額

(単位：億円)

	総計	医科計		歯科	調剤	訪問看護 療養	(参考)	
		医科入院	医科入院外				医科入院外 +調剤	
全国計	392,556	293,806	157,774	136,032	27,174	70,380	1,196	206,412
北海道	20,271	15,324	9,317	6,007	1,213	3,687	47	9,693
青森	4,267	3,099	1,657	1,442	238	915	15	2,357
岩手	3,972	2,866	1,571	1,295	266	832	8	2,127
宮城	6,790	4,921	2,592	2,329	449	1,402	18	3,730
秋田	3,607	2,551	1,453	1,098	215	836	5	1,934
山形	3,610	2,695	1,459	1,236	226	681	8	1,917
福島	5,899	4,303	2,298	2,005	364	1,220	11	3,225
茨城	7,812	5,673	2,901	2,772	546	1,577	15	4,349
栃木	5,731	4,410	2,202	2,208	365	946	10	3,155
群馬	5,922	4,639	2,459	2,179	370	897	16	3,077
埼玉	17,468	12,526	6,340	6,187	1,397	3,501	43	9,688
千葉	15,853	11,446	5,895	5,552	1,259	3,109	38	8,661
東京	41,107	29,436	14,789	14,647	3,269	8,274	128	22,921
神奈川	23,810	16,770	8,514	8,256	1,875	5,104	61	13,360
新潟	6,782	4,896	2,622	2,274	478	1,395	13	3,669
富山	3,310	2,635	1,470	1,165	190	480	5	1,645
石川	3,825	3,011	1,775	1,236	201	604	10	1,840
福井	2,470	2,008	1,093	915	134	315	12	1,231
山梨	2,468	1,793	982	811	163	505	8	1,316
長野	6,243	4,693	2,555	2,138	372	1,161	18	3,298
岐阜	5,966	4,432	2,169	2,263	434	1,080	21	3,343
静岡	10,519	7,800	3,873	3,927	674	2,026	19	5,952
愛知	20,811	15,613	7,495	8,118	1,678	3,438	82	11,556
三重	5,146	3,924	1,948	1,976	349	858	15	2,834
滋賀	3,796	2,835	1,559	1,276	252	695	14	1,971
京都	8,378	6,547	3,553	2,994	535	1,271	25	4,265
大阪	30,006	22,683	11,917	10,766	2,463	4,719	141	15,484
兵庫	17,217	12,797	6,705	6,092	1,242	3,115	64	9,207
奈良	4,139	3,263	1,666	1,597	269	591	16	2,188
和歌山	3,334	2,682	1,333	1,349	205	428	19	1,777
鳥取	1,994	1,534	901	633	119	335	6	969
島根	2,363	1,796	1,025	771	126	432	8	1,204
岡山	6,639	5,253	2,875	2,378	434	935	17	3,313
広島	9,907	7,429	3,958	3,470	678	1,764	37	5,234
山口	5,186	3,972	2,375	1,597	296	903	14	2,501
徳島	2,852	2,282	1,278	1,003	178	380	11	1,384
香川	3,461	2,643	1,436	1,207	223	588	6	1,795
愛媛	4,800	3,862	2,060	1,802	266	651	21	2,452
高知	3,018	2,378	1,504	875	149	483	8	1,358
福岡	18,535	14,361	8,615	5,746	1,228	2,876	69	8,622
佐賀	2,975	2,257	1,364	893	174	537	7	1,430
長崎	5,235	4,034	2,448	1,585	295	893	13	2,478
熊本	6,518	5,194	3,053	2,141	339	967	17	3,108
大分	4,321	3,374	2,009	1,365	218	715	13	2,081
宮崎	3,834	2,933	1,679	1,254	217	670	13	1,925
鹿児島	6,155	4,899	3,000	1,898	303	934	19	2,832
沖縄	4,237	3,334	2,029	1,305	238	652	12	1,957

注1. 医療機関所在地の都道府県で、都道府県別の分類を行っている。

注2. 医療費には、入院時食事療養の費用額及び入院時生活療養の費用額を含んでいる。医科分は医科入院へ、歯科分は歯科へ含めている。

表29-2 医療費総額の伸び率（対前年同期比）

(単位：%)

	総計	医科計		歯科	調剤	訪問看護 療養	(参考) 医科入院外 +調剤	
		医科入院	医科入院外					
全国計	2.2	1.4	1.3	1.7	0.8	5.9	14.3	3.1
北海道	2.5	1.7	1.4	2.1	0.9	6.3	13.2	3.6
青森	1.9	0.5	▲ 0.5	1.8	1.5	6.6	7.7	3.6
岩手	1.8	1.0	0.2	2.1	▲ 0.7	5.4	14.7	3.3
宮城	▲ 0.5	▲ 0.9	▲ 0.7	▲ 1.1	▲ 6.4	2.8	6.8	0.4
秋田	2.2	1.5	0.7	2.6	1.3	4.7	5.3	3.5
山形	1.5	0.4	▲ 0.2	1.1	0.6	6.1	8.8	2.8
福島	0.7	0.2	▲ 0.4	0.8	▲ 3.3	3.7	2.1	1.9
茨城	2.4	1.8	1.4	2.2	0.1	5.3	10.6	3.3
栃木	2.0	1.3	0.6	2.0	▲ 0.3	6.5	14.5	3.3
群馬	1.4	0.4	▲ 0.1	0.8	0.5	7.5	12.9	2.7
埼玉	2.9	2.1	1.7	2.4	2.0	6.0	17.8	3.7
千葉	3.1	2.6	2.8	2.3	0.8	6.1	18.0	3.6
東京	2.6	2.2	2.1	2.3	1.1	4.7	13.9	3.1
神奈川	2.6	2.0	1.8	2.1	1.5	5.1	13.5	3.2
新潟	1.2	0.2	▲ 0.5	1.0	0.7	5.0	6.3	2.5
富山	1.9	1.0	0.4	1.8	0.7	7.5	12.2	3.4
石川	1.1	▲ 0.0	▲ 0.9	1.2	▲ 0.1	6.9	30.4	3.0
福井	1.2	▲ 0.3	▲ 1.3	1.0	1.8	10.3	13.8	3.2
山梨	1.3	0.3	0.9	▲ 0.5	▲ 0.1	5.6	15.7	1.8
長野	2.0	1.0	1.2	0.8	0.6	6.7	11.0	2.8
岐阜	2.4	1.4	1.3	1.4	1.9	6.5	16.9	3.0
静岡	2.3	1.4	1.7	1.2	0.2	6.2	14.3	2.8
愛知	2.6	1.6	1.6	1.6	1.7	7.1	20.8	3.2
三重	2.3	1.3	1.5	1.2	0.9	7.8	12.5	3.1
滋賀	2.6	1.1	1.7	0.4	1.6	9.5	11.1	3.4
京都	2.9	2.2	2.7	1.5	1.0	7.9	12.7	3.3
大阪	2.7	1.9	1.9	1.9	1.2	6.9	14.4	3.4
兵庫	2.5	1.6	2.0	1.2	0.7	7.0	12.4	3.1
奈良	2.0	1.2	1.2	1.3	0.1	7.3	8.7	2.8
和歌山	0.9	0.0	▲ 1.3	1.4	0.7	5.9	13.0	2.4
鳥取	1.9	1.3	1.4	1.2	▲ 0.0	5.2	16.8	2.6
島根	1.3	0.3	▲ 0.1	0.8	0.1	6.2	18.6	2.7
岡山	2.2	1.6	0.9	2.6	1.0	5.9	9.1	3.5
広島	1.3	0.4	0.5	0.4	1.4	4.6	12.5	1.8
山口	1.6	0.5	0.5	0.5	1.2	6.2	11.5	2.5
徳島	1.7	1.0	1.3	0.6	0.5	6.3	7.4	2.1
香川	1.7	0.8	0.4	1.3	1.4	5.7	24.7	2.7
愛媛	1.1	0.5	▲ 0.2	1.3	0.3	4.5	11.1	2.1
高知	1.5	0.4	0.7	▲ 0.1	0.5	6.9	14.1	2.3
福岡	2.2	1.5	1.3	1.9	0.8	6.0	20.3	3.2
佐賀	1.8	1.2	0.6	2.1	0.2	5.0	20.2	3.2
長崎	1.5	0.7	0.4	1.0	0.7	5.7	11.2	2.6
熊本	2.3	1.6	1.1	2.2	1.1	6.6	7.9	3.6
大分	1.6	0.9	0.5	1.4	0.7	5.5	14.7	2.7
宮崎	2.1	1.2	0.5	2.0	0.6	6.4	22.8	3.5
鹿児島	1.8	1.0	0.5	1.7	0.8	6.5	17.0	3.3
沖縄	3.5	2.7	2.6	3.0	3.0	7.5	15.4	4.4

表30-1 受診延日数

(単位：万日)

	総計	医科計		歯科	訪問看護 療養	調剤	
		医科入院	医科入院外				
全国計	258,034	215,439	47,144	168,295	41,496	1,099	79,430
北海道	11,201	9,470	2,889	6,581	1,688	43	3,530
青森	2,814	2,446	525	1,921	355	14	1,012
岩手	2,515	2,137	526	1,611	371	8	854
宮城	4,412	3,692	756	2,937	703	17	1,595
秋田	2,167	1,863	473	1,390	300	4	804
山形	2,400	2,049	454	1,595	344	7	764
福島	3,760	3,181	724	2,457	569	11	1,258
茨城	5,070	4,190	911	3,278	867	14	1,630
栃木	3,861	3,246	669	2,577	606	9	1,096
群馬	3,929	3,288	737	2,550	627	14	984
埼玉	12,228	9,926	1,875	8,051	2,263	39	4,027
千葉	10,542	8,547	1,673	6,873	1,960	35	3,494
東京	27,021	21,778	3,678	18,099	5,124	119	9,635
神奈川	15,981	13,060	2,179	10,881	2,864	57	6,059
新潟	4,372	3,648	834	2,815	712	11	1,539
富山	2,105	1,797	477	1,321	303	4	491
石川	2,283	1,964	563	1,401	311	9	538
福井	1,589	1,374	351	1,023	204	11	293
山梨	1,598	1,338	310	1,028	253	7	521
長野	3,799	3,176	697	2,479	607	16	1,153
岐阜	4,113	3,421	621	2,800	674	18	1,233
静岡	6,919	5,800	1,081	4,719	1,101	18	2,329
愛知	14,456	11,882	2,042	9,840	2,505	69	4,032
三重	3,666	3,098	606	2,492	554	14	1,000
滋賀	2,432	2,016	434	1,583	403	13	734
京都	5,286	4,453	970	3,483	810	23	1,197
大阪	20,180	16,581	3,335	13,246	3,463	136	5,153
兵庫	11,637	9,774	1,905	7,869	1,804	59	3,646
奈良	2,666	2,219	459	1,760	432	15	686
和歌山	2,280	1,951	409	1,542	312	17	470
鳥取	1,221	1,040	268	772	176	5	363
島根	1,480	1,288	329	959	185	7	473
岡山	4,174	3,544	836	2,708	614	16	1,117
広島	6,677	5,693	1,246	4,448	951	33	2,093
山口	3,446	2,983	836	2,146	450	13	1,064
徳島	1,909	1,640	459	1,181	258	11	412
香川	2,318	1,995	462	1,533	317	6	637
愛媛	3,262	2,805	686	2,119	438	19	738
高知	1,809	1,580	529	1,051	221	7	461
福岡	12,367	10,369	2,740	7,629	1,935	63	3,779
佐賀	2,135	1,845	502	1,343	282	7	718
長崎	3,592	3,116	891	2,225	464	12	1,047
熊本	4,448	3,859	1,128	2,731	573	16	1,220
大分	2,698	2,354	692	1,662	332	12	802
宮崎	2,584	2,237	610	1,628	334	12	823
鹿児島	4,152	3,620	1,147	2,473	515	17	1,170
沖縄	2,481	2,105	616	1,489	365	11	757

注1. 医療機関所在地の都道府県で、都道府県別の分類を行っている。

注2. 診療実日数を取りまとめている。調剤については、処方せん枚数を取りまとめている。

注3. 総計については、調剤の処方せん枚数を含めずに計上している。

表30-2 都道府県別受診延日数の伸び率（対前年同期比）

（単位：％）

	総計	医科計		歯科	訪問看護療養	調剤	
		医科入院	医科入院外				
全国計	▲ 0.8	▲ 1.1	▲ 0.7	▲ 1.3	0.6	13.4	0.6
北海道	▲ 0.1	▲ 0.3	▲ 0.8	▲ 0.1	1.0	12.5	1.3
青森	▲ 1.6	▲ 2.1	▲ 2.9	▲ 1.8	1.2	5.8	0.6
岩手	▲ 1.3	▲ 1.6	▲ 1.5	▲ 1.7	0.1	15.0	▲ 0.3
宮城	▲ 3.8	▲ 3.7	▲ 1.6	▲ 4.3	▲ 4.1	6.6	▲ 3.0
秋田	▲ 0.9	▲ 1.2	▲ 1.2	▲ 1.2	0.7	4.8	▲ 0.6
山形	▲ 0.8	▲ 1.0	▲ 1.6	▲ 0.8	0.6	9.7	1.1
福島	▲ 2.7	▲ 2.7	▲ 2.2	▲ 2.9	▲ 2.4	1.6	▲ 2.3
茨城	▲ 0.8	▲ 1.0	▲ 0.8	▲ 1.0	0.1	9.7	0.1
栃木	▲ 1.0	▲ 1.2	▲ 1.1	▲ 1.2	0.2	13.1	1.6
群馬	▲ 1.6	▲ 1.9	▲ 1.9	▲ 1.9	▲ 0.2	10.9	1.9
埼玉	▲ 0.1	▲ 0.5	▲ 0.6	▲ 0.5	1.3	16.9	0.9
千葉	▲ 0.3	▲ 0.6	0.1	▲ 0.8	0.8	18.0	0.2
東京	▲ 0.4	▲ 0.7	0.3	▲ 0.9	0.7	13.2	▲ 0.1
神奈川	▲ 0.5	▲ 0.8	▲ 0.2	▲ 1.0	1.0	13.0	▲ 0.3
新潟	▲ 1.2	▲ 1.5	▲ 2.1	▲ 1.4	0.4	6.3	0.4
富山	▲ 0.7	▲ 1.0	▲ 1.4	▲ 0.9	1.0	11.5	3.1
石川	▲ 1.2	▲ 1.5	▲ 2.5	▲ 1.1	0.3	26.8	2.8
福井	▲ 1.4	▲ 1.8	▲ 2.4	▲ 1.6	1.1	14.0	6.1
山梨	▲ 2.0	▲ 2.3	▲ 1.3	▲ 2.6	▲ 0.7	13.8	▲ 0.5
長野	▲ 1.2	▲ 1.6	▲ 0.6	▲ 1.9	0.4	11.1	1.4
岐阜	▲ 0.7	▲ 1.1	▲ 0.3	▲ 1.3	1.1	17.5	1.6
静岡	▲ 1.0	▲ 1.3	▲ 0.1	▲ 1.6	0.3	14.0	0.5
愛知	▲ 0.6	▲ 1.0	▲ 0.4	▲ 1.1	1.0	18.2	0.6
三重	▲ 0.8	▲ 1.1	▲ 0.5	▲ 1.2	0.5	11.8	2.7
滋賀	▲ 0.4	▲ 0.6	0.0	▲ 0.8	0.5	10.6	2.9
京都	▲ 1.0	▲ 1.2	0.6	▲ 1.7	▲ 0.1	11.8	2.7
大阪	▲ 0.7	▲ 1.1	▲ 0.4	▲ 1.2	0.7	14.3	2.1
兵庫	▲ 0.7	▲ 1.0	0.2	▲ 1.3	0.6	12.0	1.2
奈良	▲ 1.1	▲ 1.4	▲ 0.5	▲ 1.6	0.3	8.9	2.1
和歌山	▲ 1.6	▲ 2.0	▲ 2.7	▲ 1.8	0.3	11.9	1.0
鳥取	▲ 1.6	▲ 1.8	▲ 1.4	▲ 2.0	▲ 0.6	16.3	▲ 0.3
島根	▲ 1.4	▲ 1.7	▲ 1.5	▲ 1.7	▲ 0.1	18.8	0.9
岡山	▲ 1.1	▲ 1.4	▲ 1.4	▲ 1.3	0.4	6.7	0.0
広島	▲ 1.9	▲ 2.4	▲ 0.8	▲ 2.8	0.8	11.3	▲ 1.7
山口	▲ 1.4	▲ 1.8	▲ 0.8	▲ 2.2	1.0	9.4	0.3
徳島	▲ 2.0	▲ 2.5	▲ 0.5	▲ 3.2	0.6	6.4	0.1
香川	▲ 1.6	▲ 2.1	▲ 1.7	▲ 2.3	1.3	23.8	▲ 0.5
愛媛	▲ 2.0	▲ 2.4	▲ 1.5	▲ 2.7	0.3	9.5	▲ 0.4
高知	▲ 1.4	▲ 1.8	▲ 1.2	▲ 2.0	0.7	12.0	0.7
福岡	▲ 0.4	▲ 0.8	▲ 0.5	▲ 0.9	0.9	18.1	0.5
佐賀	▲ 0.8	▲ 1.0	▲ 0.6	▲ 1.2	0.5	17.7	▲ 0.1
長崎	▲ 1.3	▲ 1.6	▲ 1.2	▲ 1.7	0.3	10.7	0.1
熊本	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.7	▲ 0.5	▲ 0.1	7.8	1.8
大分	▲ 1.1	▲ 1.5	▲ 1.2	▲ 1.7	1.1	13.4	0.0
宮崎	▲ 0.4	▲ 0.6	▲ 1.1	▲ 0.4	0.6	22.7	1.2
鹿児島	▲ 0.5	▲ 0.8	▲ 1.0	▲ 0.7	1.1	17.5	1.2
沖縄	1.3	1.1	0.0	1.5	2.6	13.5	1.6

表31-1 1日当たり医療費

(単位：円)

	総計	医科計			歯科	調剤	訪問看護 療養	(参考) 医科入院外 +調剤
		医科入院	医科入院外					
全国計	15,213	13,638	33,466	8,083	6,549	8,861	10,881	12,265
北海道	18,098	16,182	32,253	9,127	7,187	10,444	10,798	14,730
青森	15,160	12,671	31,565	7,507	6,705	9,041	10,739	12,269
岩手	15,794	13,411	29,858	8,039	7,185	9,739	11,125	13,204
宮城	15,389	13,327	34,308	7,930	6,396	8,788	10,610	12,702
秋田	16,642	13,690	30,696	7,898	7,168	10,399	11,046	13,914
山形	15,041	13,155	32,110	7,754	6,560	8,915	11,087	12,024
福島	15,687	13,526	31,732	8,159	6,407	9,704	10,804	13,126
茨城	15,408	13,542	31,837	8,456	6,300	9,679	10,953	13,268
栃木	14,846	13,586	32,897	8,570	6,031	8,636	11,057	12,242
群馬	15,071	14,110	33,347	8,547	5,892	9,122	11,102	12,066
埼玉	14,285	12,620	33,811	7,684	6,173	8,695	11,092	12,033
千葉	15,039	13,393	35,228	8,077	6,426	8,898	10,873	12,600
東京	15,213	13,517	40,205	8,093	6,379	8,588	10,763	12,664
神奈川	14,899	12,840	39,067	7,587	6,547	8,424	10,687	12,278
新潟	15,511	13,420	31,451	8,079	6,707	9,067	10,934	13,037
富山	15,725	14,660	30,832	8,822	6,265	9,781	10,837	12,459
石川	16,751	15,333	31,539	8,823	6,455	11,213	11,063	13,131
福井	15,546	14,617	31,160	8,946	6,604	10,750	10,783	12,025
山梨	15,449	13,395	31,662	7,885	6,448	9,702	11,416	12,799
長野	16,433	14,775	36,638	8,624	6,121	10,070	11,273	13,306
岐阜	14,506	12,957	34,936	8,083	6,435	8,759	11,214	11,940
静岡	15,203	13,448	35,826	8,321	6,121	8,696	10,928	12,614
愛知	14,396	13,140	36,703	8,250	6,696	8,528	11,951	11,744
三重	14,035	12,666	32,162	7,929	6,301	8,576	10,392	11,371
滋賀	15,612	14,062	35,950	8,065	6,267	9,466	11,005	12,454
京都	15,849	14,702	36,619	8,596	6,609	10,616	10,819	12,244
大阪	14,869	13,680	35,733	8,128	7,112	9,158	10,328	11,690
兵庫	14,795	13,092	35,195	7,741	6,885	8,543	10,829	11,700
奈良	15,522	14,703	36,253	9,075	6,226	8,614	10,516	12,434
和歌山	14,622	13,743	32,576	8,747	6,589	9,099	11,029	11,523
鳥取	16,337	14,757	33,647	8,206	6,778	9,232	10,904	12,550
島根	15,961	13,946	31,136	8,043	6,817	9,138	10,914	12,554
岡山	15,906	14,825	34,394	8,783	7,057	8,374	10,594	12,237
広島	14,836	13,048	31,780	7,802	7,128	8,425	11,069	11,767
山口	15,051	13,316	28,392	7,441	6,587	8,495	11,034	11,651
徳島	14,938	13,911	27,835	8,496	6,911	9,230	10,475	11,717
香川	14,929	13,247	31,055	7,874	7,036	9,238	11,038	11,713
愛媛	14,714	13,768	30,030	8,503	6,087	8,822	10,750	11,574
高知	16,687	15,050	28,412	8,322	6,752	10,466	10,794	12,916
福岡	14,988	13,850	31,445	7,532	6,348	7,611	11,046	11,302
佐賀	13,937	12,228	27,163	6,645	6,147	7,480	10,989	10,645
長崎	14,574	12,944	27,480	7,124	6,363	8,528	10,866	11,138
熊本	14,655	13,459	27,060	7,839	5,928	7,931	10,955	11,381
大分	16,014	14,331	29,013	8,214	6,566	8,915	11,271	12,518
宮崎	14,840	13,111	27,540	7,706	6,498	8,146	10,769	11,826
鹿児島	14,823	13,533	26,152	7,678	5,882	7,985	10,831	11,456
沖縄	17,079	15,841	32,950	8,764	6,526	8,615	11,175	13,145

注1. 医療機関所在地の都道府県で、都道府県別の分類を行っている。

注2. 1日当たり医療費とは、診療実日数当たりの医療費である。

調剤は、処方せん1枚当たりの医療費。

「(参考)医科入院外+調剤」では、医科入院外及び調剤の医療費を医科入院外の受診延日数で除して得た値。

注3. 医療費には、入院時食事療養の費用額及び入院時生活療養の費用額を含んでいる。医科分は医科入院へ、歯科分は歯科へ含めている。

表31-2 1日当たり医療費の伸び率（対前年同期比）

（単位：％）

	総計	医科計			歯科	調剤	訪問看護 療養	(参考) 医科入院外 +調剤
		医科入院	医科入院外					
全国計	3.1	2.6	2.0	3.0	0.3	5.4	0.8	4.4
北海道	2.5	2.0	2.2	2.2	▲ 0.1	4.8	0.6	3.8
青森	3.5	2.7	2.5	3.7	0.3	5.9	1.8	5.5
岩手	3.2	2.7	1.7	3.8	▲ 0.8	5.7	▲ 0.3	5.1
宮城	3.4	3.0	0.9	3.3	▲ 2.5	5.9	0.1	4.8
秋田	3.1	2.7	1.9	3.8	0.6	5.3	0.5	4.7
山形	2.2	1.4	1.5	2.0	▲ 0.0	4.9	▲ 0.8	3.7
福島	3.4	3.0	1.9	3.8	▲ 0.9	6.2	0.5	4.9
茨城	3.2	2.8	2.2	3.2	0.1	5.2	0.8	4.4
栃木	3.0	2.5	1.7	3.2	▲ 0.5	4.8	1.3	4.6
群馬	3.1	2.3	1.9	2.8	0.7	5.5	1.8	4.7
埼玉	3.0	2.6	2.3	3.0	0.7	5.0	0.8	4.2
千葉	3.4	3.2	2.7	3.1	0.0	5.9	0.0	4.4
東京	3.0	2.9	1.8	3.2	0.4	4.8	0.7	4.1
神奈川	3.1	2.9	2.1	3.1	0.5	5.4	0.5	4.2
新潟	2.4	1.7	1.6	2.4	0.3	4.6	0.1	3.9
富山	2.7	2.1	1.8	2.7	▲ 0.3	4.3	0.5	4.4
石川	2.3	1.5	1.7	2.4	▲ 0.4	4.0	2.8	4.2
福井	2.6	1.6	1.1	2.7	0.7	3.9	▲ 0.2	4.9
山梨	3.4	2.6	2.2	2.2	0.5	6.1	1.6	4.5
長野	3.3	2.6	1.8	2.7	0.2	5.3	▲ 0.1	4.8
岐阜	3.0	2.5	1.7	2.7	0.8	4.8	▲ 0.5	4.3
静岡	3.3	2.8	1.8	2.8	▲ 0.0	5.6	0.3	4.5
愛知	3.2	2.7	2.1	2.8	0.7	6.4	2.1	4.4
三重	3.1	2.4	2.0	2.4	0.3	4.9	0.6	4.3
滋賀	3.0	1.7	1.6	1.2	1.2	6.4	0.5	4.2
京都	4.0	3.4	2.1	3.3	1.1	5.1	0.8	5.1
大阪	3.3	3.0	2.4	3.1	0.5	4.7	0.1	4.6
兵庫	3.2	2.6	1.8	2.5	0.1	5.7	0.3	4.4
奈良	3.1	2.7	1.7	2.9	▲ 0.2	5.1	▲ 0.2	4.5
和歌山	2.5	2.1	1.4	3.3	0.4	4.8	1.0	4.4
鳥取	3.5	3.2	2.8	3.3	0.6	5.5	0.4	4.6
島根	2.8	2.0	1.5	2.5	0.2	5.2	▲ 0.2	4.4
岡山	3.3	3.0	2.3	4.0	0.6	5.8	2.2	4.9
広島	3.2	2.9	1.3	3.3	0.6	6.4	1.1	4.7
山口	3.0	2.4	1.3	2.8	0.2	5.9	1.9	4.8
徳島	3.8	3.6	1.8	4.0	▲ 0.1	6.2	0.9	5.5
香川	3.4	3.0	2.2	3.7	0.1	6.2	0.7	5.1
愛媛	3.1	3.0	1.4	4.1	▲ 0.0	4.9	1.5	4.9
高知	2.9	2.3	2.0	2.0	▲ 0.2	6.2	1.8	4.5
福岡	2.7	2.3	1.8	2.8	▲ 0.1	5.5	1.9	4.1
佐賀	2.6	2.2	1.2	3.3	▲ 0.3	5.2	2.1	4.4
長崎	2.8	2.2	1.7	2.7	0.4	5.6	0.4	4.4
熊本	2.8	2.1	1.8	2.7	1.1	4.7	0.0	4.1
大分	2.8	2.4	1.7	3.1	▲ 0.5	5.4	1.2	4.5
宮崎	2.4	1.8	1.6	2.5	▲ 0.0	5.1	0.1	3.9
鹿児島	2.4	1.8	1.6	2.5	▲ 0.3	5.2	▲ 0.4	4.0
沖縄	2.1	1.7	2.6	1.5	0.4	5.7	1.6	2.9

IV 【参考】 推計平均在院日数等

	推計新規入院件数		推計平均在院日数		1日当たり医療費 (医科入院)		推計1入院当たり 医療費	
	(万件)	(対前年同期比) (%)	(日)	(対前年同期比) (%)	(円)	(対前年同期比) (%)	(万円)	(対前年同期比) (%)
全国計	1,482.6	0.6	31.8	▲ 1.3	33,466	2.0	106.4	0.6
北海道	79.2	1.1	36.5	▲ 1.8	32,253	2.2	117.7	0.3
青森	16.0	▲ 2.6	32.9	▲ 0.3	31,565	2.5	103.9	2.1
岩手	15.6	▲ 0.3	33.7	▲ 1.2	29,858	1.7	100.7	0.5
宮城	26.6	▲ 1.9	28.4	0.3	34,308	0.9	97.3	1.2
秋田	13.1	▲ 0.2	36.1	▲ 1.0	30,696	1.9	110.8	0.9
山形	14.4	▲ 1.3	31.6	▲ 0.3	32,110	1.5	101.5	1.2
福島	22.4	▲ 0.7	32.3	▲ 1.5	31,732	1.9	102.6	0.3
茨城	29.1	1.3	31.3	▲ 2.1	31,837	2.2	99.7	0.0
栃木	20.7	▲ 0.2	32.4	▲ 0.9	32,897	1.7	106.6	0.8
群馬	23.4	▲ 1.6	31.5	▲ 0.3	33,347	1.9	105.1	1.5
埼玉	60.4	1.6	31.0	▲ 2.2	33,811	2.3	104.9	0.1
千葉	58.8	2.2	28.5	▲ 2.1	35,228	2.7	100.2	0.5
東京	147.4	1.7	25.0	▲ 1.4	40,205	1.8	100.3	0.3
神奈川	86.4	1.5	25.2	▲ 1.7	39,067	2.1	98.6	0.3
新潟	25.1	▲ 1.7	33.3	▲ 0.4	31,451	1.6	104.6	1.2
富山	13.9	0.7	34.3	▲ 2.1	30,832	1.8	105.8	▲ 0.3
石川	15.9	0.0	35.3	▲ 2.5	31,539	1.7	111.4	▲ 0.9
福井	10.7	▲ 0.8	32.9	▲ 1.6	31,160	1.1	102.4	▲ 0.5
山梨	9.3	0.4	33.2	▲ 1.7	31,662	2.2	105.2	0.4
長野	25.1	0.1	27.8	▲ 0.7	36,638	1.8	102.0	1.1
岐阜	23.0	▲ 0.9	27.0	0.6	34,936	1.7	94.2	2.3
静岡	37.3	▲ 0.2	29.0	0.2	35,826	1.8	103.8	2.0
愛知	76.5	0.6	26.7	▲ 1.1	36,703	2.1	98.0	1.0
三重	19.2	0.1	31.6	▲ 0.6	32,162	2.0	101.6	1.4
滋賀	14.7	2.1	29.5	▲ 2.0	35,950	1.6	106.2	▲ 0.4
京都	31.6	1.3	30.7	▲ 0.7	36,619	2.1	112.3	1.4
大阪	108.6	1.3	30.7	▲ 1.7	35,733	2.4	109.7	0.6
兵庫	63.8	1.2	29.9	▲ 1.0	35,195	1.8	105.2	0.8
奈良	15.6	0.1	29.5	▲ 0.6	36,253	1.7	106.9	1.1
和歌山	12.2	▲ 1.0	33.6	▲ 1.7	32,576	1.4	109.3	▲ 0.3
鳥取	8.3	0.6	32.4	▲ 2.0	33,647	2.8	108.9	0.7
島根	9.1	▲ 1.5	36.0	▲ 0.0	31,136	1.5	112.1	1.4
岡山	27.2	0.3	30.7	▲ 1.7	34,394	2.3	105.7	0.6
広島	36.2	0.5	34.4	▲ 1.3	31,780	1.3	109.2	▲ 0.1
山口	19.1	▲ 0.5	43.9	▲ 0.3	28,392	1.3	124.6	1.1
徳島	10.6	▲ 0.1	43.4	▲ 0.4	27,835	1.8	120.9	1.4
香川	13.5	▲ 1.9	34.3	0.1	31,055	2.2	106.7	2.3
愛媛	19.4	▲ 0.7	35.4	▲ 0.8	30,030	1.4	106.2	0.5
高知	11.5	▲ 0.1	46.1	▲ 1.2	28,412	2.0	130.9	0.8
福岡	71.6	0.9	38.3	▲ 1.4	31,445	1.8	120.4	0.4
佐賀	11.7	0.1	43.1	▲ 0.7	27,163	1.2	117.0	0.5
長崎	21.9	0.3	40.8	▲ 1.5	27,480	1.7	112.0	0.2
熊本	27.3	0.5	41.3	▲ 1.2	27,060	1.8	111.8	0.6
大分	19.8	0.3	35.0	▲ 1.5	29,013	1.7	101.5	0.2
宮崎	15.7	▲ 0.2	38.7	▲ 0.9	27,540	1.6	106.7	0.7
鹿児島	25.2	0.2	45.6	▲ 1.2	26,152	1.6	119.2	0.4
沖縄	18.8	3.1	32.8	▲ 3.0	32,950	2.6	108.1	▲ 0.5

- 注1. 都道府県別概算医療費は医療機関所在地の都道府県で分類を行っている。
注2. 医療費には入院時食事療養及び入院時生活療養の費用額が含まれる。
注3. 推計平均在院日数は入院の1件当たり日数から算定した値である。
注4. 推計新規入院件数は入院受診延日数を推計平均在院日数で除して得た値である。
注5. 推計1入院当たり医療費は推計平均在院日数に1日当たり医療費（医科入院）を乗じて得た値である。

平成 26 年 8 月 26 日

【照会先】 保険局調査課

課長 秋田 倫秀 (内線 : 3291)

数理企画官 鎌田 真隆 (内線 : 3293)

担当係 医療機関医療費係 (内線 : 3298)

電話 : 03-5253-1111 (代表)

03-3595-2579 (直通)

報道関係者 各位

調剤医療費（電算処理分）の動向 ～ 平成 25 年度版 ～

厚生労働省では、毎年、調剤医療費の動向及び薬剤の使用状況等を把握するために、電算処理分のレセプトを集計し、「調剤医療費(電算処理分)の動向」として公表しています。このたび、平成 25 年度の集計結果がまとまりましたので公表します。

【調査結果のポイント】

- 平成 25 年度の調剤医療費（電算処理分に限る。以下同様。）は 6 兆 9,933 億円（伸び率（対前年度同期比、以下同様。）6.1%）であり、処方せん 1 枚当たり調剤医療費は 8,857 円（伸び率+5.4%）であった。
その内訳は、技術料が 1 兆 7,371 億円（伸び率+2.1%）、薬剤料が 5 兆 2,444 億円（+7.5%）、特定保険医療材料料が 118 億円（+5.4%）であり、薬剤料のうち、後発医薬品が 5,999 億円（+21.0%）であった。【表 1、表 2】
- 処方せん 1 枚当たりの調剤医療費を年齢階級別にみると、年齢とともに高くなり、75 歳以上では 10,978 円と、0 歳以上 5 歳未満の 3,255 円の約 3.37 倍であった。【表 3】
- 後発医薬品割合は、平成 25 年度末で数量ベース（新指標）51.2%（旧指標 33.2%）であり、年度平均でみると、数量ベース（新指標）が 47.9%、数量ベース（旧指標）が 31.1%（伸び幅+2.3%）、薬剤料ベースが 11.5%（+1.2%、最高値は 3 月の 12.7%）、後発医薬品調剤率が 55.0%（+2.1%、最高値は 2 月の 57.4%）であった。【表 4】
- 内服薬の処方せん 1 枚当たり薬剤料の伸び率は+6.7%となっており、この伸び率を「処方せん 1 枚当たり薬剤種類数の伸び率」、「1 種類当たり投薬日数の伸び率」、「1 種類 1 日当たり薬剤料の伸び率」に分解すると、各々▲0.0%、+3.5%、+3.2%であった。【表 5】
- 平成 25 年度の調剤医療費を処方せん発行元医療機関別にみると、医科では病院が 2 兆 8,335 億円、診療所が 4 兆 1,237 億円であり、処方せん 1 枚あたり調剤医療費は、病院が 15,097 円、診療所が 6,958 円であった。また、平成 25 年度末の後発医薬品割合は、数量ベース（新指標）で、病院が 49.4%、診療所が 52.3%であった。【表 1 4】
- 平成 25 年度の後発医薬品割合について、保険請求のあった薬局所在地の市町村別に集計した結果をまとめた。【図 2】

調剤医療費(電算処理分)の動向の概要 ～平成25年度版～

1. 調剤医療費の全数と電算処理分の比較

平成25年度の調剤医療費(電算処理分に限る。以下同様。)は6兆9,933億円(対前年度同期比(伸び率という。以下同様)+6.1%)で、処方せん1枚当たり調剤医療費は8,857円(+5.4%)であった。

なお、電算処理割合は、平成21年度以降、医療費ベース、処方せん枚数ベースともに99%に達しており、処方せん1枚当たり調剤医療費について、調剤レセプト全体と電算処理分を比較すると、その差は0.1%未満と小さい。

表1 調剤医療費総額、処方せん枚数及び処方せん1枚当たり調剤医療費

		実数							対前年度比(%)						
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
全数	調剤医療費(億円)	51,673	54,402	58,695	60,822	65,601	66,431	70,380	5.3	7.9	3.6	7.9	1.3	5.9	
	処方せん枚数(万枚)	70,739	72,008	73,056	76,169	77,851	78,986	79,430	1.8	1.5	4.3	2.2	1.5	0.6	
	1枚当たり調剤医療費(円)	7,305	7,555	8,034	7,985	8,426	8,410	8,861	3.4	6.3	▲0.6	5.5	▲0.2	5.4	
電算処理分	調剤医療費(億円)	41,803	49,630	58,124	60,389	65,133	65,902	69,933	18.7	17.1	3.9	7.9	1.2	6.1	
	電算化率(%)	80.9	91.2	99.0	99.3	99.3	99.2	99.4	—	—	—	—	—	—	
	処方せん枚数(万枚)	57,089	65,638	72,345	75,636	77,289	78,452	78,958	15.0	10.2	4.5	2.2	1.5	0.6	
	電算化率(%)	80.7	91.2	99.0	99.3	99.3	99.3	99.4	—	—	—	—	—	—	
	1枚当たり調剤医療費(円)	7,322	7,561	8,034	7,984	8,427	8,400	8,857	3.3	6.3	▲0.6	5.5	▲0.3	5.4	
	電算処理分/全数	1.002	1.001	1.000	1.000	1.000	0.999	1.000	—	—	—	—	—	—	

2. 調剤医療費の内訳

調剤医療費の内訳は、技術料が1兆7,371億円(伸び率+2.1%)、薬剤料が5兆2,444億円(+7.5%)で、特定保険医療材料料が118億円(+5.4%)であった。

処方せん1枚当たり調剤医療費は8,857円(伸び率+5.4%)で、その内訳は、技術料が2,200円(+1.4%)、薬剤料が6,642円(+6.8%)で、特定保険医療材料料が15円(+4.7%)であった。

構成割合は技術料が24.8%、薬剤料が75.0%、特定保険医療材料料が0.2%となっていた。

表2-1 調剤医療費の内訳(総額)

	実数							対前年度比(%)						
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
調剤医療費(億円)	-	-	58,124	60,389	65,133	65,902	69,933	-	-	3.9	7.9	1.2	6.1	
技術料(億円)	-	-	14,540	15,911	16,435	17,020	17,371	-	-	9.4	3.3	3.6	2.1	
薬剤料(億円)	-	-	43,487	44,376	48,590	48,771	52,444	-	-	2.0	9.5	0.4	7.5	
内服薬薬剤料(億円)(再掲)	-	-	36,841	37,372	40,881	40,729	43,755	-	-	1.4	9.4	▲0.4	7.4	
頓服薬他薬剤料(億円)(再掲)	-	-	328	343	369	368	382	-	-	4.7	7.4	▲0.2	3.9	
注射薬薬剤料(億円)(再掲)	-	-	1,159	1,293	1,555	1,719	1,959	-	-	11.5	20.3	10.5	14.0	
外用薬薬剤料(億円)(再掲)	-	-	5,159	5,368	5,784	5,955	6,348	-	-	4.0	7.8	2.9	6.6	
後発医薬品薬剤料(億円)(再掲)	-	-	3,002	3,619	4,203	4,958	5,999	-	-	20.5	16.1	18.0	21.0	
特定保険医療材料料(億円)	-	-	96	102	108	112	118	-	-	5.9	6.1	1.0	5.4	

注) 調剤医療費及び処方せん枚数(受付回数)の電算化率が99.0%を超えた平成21年度以降を公表の対象範囲としている。

表2-2 処方せん1枚当たり調剤医療費の内訳と構成割合

	実数							対前年度比(%)						
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
調剤医療費(円)	7,322	7,561	8,034	7,984	8,427	8,400	8,857	3.3	6.3	▲0.6	5.5	▲0.3	5.4	
技術料(円)	1,924	1,984	2,010	2,104	2,126	2,169	2,200	3.1	1.3	4.7	1.1	2.0	1.4	
構成割合(%)	26.3	26.2	25.0	26.3	25.2	25.8	24.8	-	-	-	-	-	-	
薬剤料(円)	5,387	5,565	6,011	5,867	6,287	6,217	6,642	3.3	8.0	▲2.4	7.2	▲1.1	6.8	
構成割合(%)	73.6	73.6	74.8	73.5	74.6	74.0	75.0	-	-	-	-	-	-	
内服薬薬剤料(円)(再掲)	4,573	4,713	5,092	4,941	5,289	5,192	5,542	3.0	8.1	▲3.0	7.0	▲1.8	6.7	
頓服薬他薬剤料(円)(再掲)	41	41	45	45	48	47	48	0.7	9.5	0.2	5.1	▲1.7	3.2	
注射薬薬剤料(円)(再掲)	123	141	160	171	201	219	248	14.7	13.3	6.7	17.8	8.9	13.2	
外用薬薬剤料(円)(再掲)	649	670	713	710	748	759	804	3.2	6.5	▲0.5	5.5	1.4	5.9	
後発医薬品薬剤料(円)(再掲)	304	353	415	478	544	632	760	16.1	17.5	15.3	13.7	16.2	20.2	
特定保険医療材料料(円)	12	12	13	13	14	14	15	3.7	9.8	1.3	3.8	1.8	4.7	
構成割合(%)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	-	-	-	-	-	-	

3. 年齢階級別の状況

処方せん1枚当たり調剤医療費を年齢階級別にみると、年齢とともに高くなり、75歳以上では10,978円と、0歳以上5歳未満の3,255円の約3.37倍となっていた。

表3 年齢階級別処方せん1枚当たり調剤医療費

	実数(円)							対前年度比(%)						
	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	
総数	7,322	7,561	8,034	7,984	8,427	8,400	8,857	3.3	6.3	▲ 0.6	5.5	▲ 0.3	5.4	
0歳以上5歳未満	2,929	3,005	3,129	3,149	3,206	3,200	3,255	2.6	4.1	0.7	1.8	▲ 0.2	1.7	
5歳以上10歳未満	3,875	3,993	4,278	4,280	4,451	4,445	4,608	3.1	7.1	0.0	4.0	▲ 0.2	3.7	
10歳以上15歳未満	4,545	4,672	4,929	5,014	5,225	5,289	5,624	2.8	5.5	1.7	4.2	1.2	6.3	
15歳以上20歳未満	4,694	4,902	5,064	5,225	5,512	5,526	5,785	4.4	3.3	3.2	5.5	0.3	4.7	
20歳以上25歳未満	4,828	5,042	5,221	5,308	5,585	5,600	5,846	4.4	3.6	1.7	5.2	0.3	4.4	
25歳以上30歳未満	5,103	5,316	5,540	5,604	5,909	5,940	6,165	4.2	4.2	1.1	5.4	0.5	3.8	
30歳以上35歳未満	5,430	5,667	5,941	5,975	6,290	6,323	6,566	4.4	4.8	0.6	5.3	0.5	3.8	
35歳以上40歳未満	5,957	6,231	6,572	6,613	6,939	6,966	7,282	4.6	5.5	0.6	4.9	0.4	4.5	
40歳以上45歳未満	6,535	6,828	7,241	7,295	7,719	7,761	8,117	4.5	6.1	0.7	5.8	0.5	4.6	
45歳以上50歳未満	7,120	7,376	7,796	7,794	8,231	8,261	8,673	3.6	5.7	▲ 0.0	5.6	0.4	5.0	
50歳以上55歳未満	7,635	7,881	8,320	8,272	8,704	8,668	9,053	3.2	5.6	▲ 0.6	5.2	▲ 0.4	4.4	
55歳以上60歳未満	8,133	8,345	8,809	8,720	9,180	9,119	9,526	2.6	5.6	▲ 1.0	5.3	▲ 0.7	4.5	
60歳以上65歳未満	8,423	8,665	9,151	9,056	9,537	9,452	9,880	2.9	5.6	▲ 1.0	5.3	▲ 0.9	4.5	
65歳以上70歳未満	8,600	8,817	9,326	9,254	9,767	9,708	10,182	2.5	5.8	▲ 0.8	5.5	▲ 0.6	4.9	
70歳以上75歳未満	8,875	9,111	9,611	9,495	9,981	9,870	10,366	2.7	5.5	▲ 1.2	5.1	▲ 1.1	5.0	
75歳以上	9,220	9,491	10,041	10,008	10,541	10,427	10,978	2.9	5.8	▲ 0.3	5.3	▲ 1.1	5.3	

4. 後発医薬品割合の推移及び後発医薬品割合(数量ベース)階級別保険薬局数構成割合

平成25年4月に公表された「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」に基づき、平成25年4月より、後発医薬品に置き換えられる先発医薬品及び後発医薬品をベースとした数量シェアに基づく新指標により、更なる後発医薬品の使用促進を図ることとしており、平成25年4月で46.5%であったものが、平成26年3月には51.2%まで増加した。

年度毎の平均でみると、平成25年度後発医薬品割合は数量ベース(新指標)が47.9%、数量ベース(旧指標)が31.1%(伸び幅+2.3%)、薬剤料ベースが11.5%(+1.2%)、後発医薬品調剤率が55.0%(+2.1%)であった。

なお、それぞれの最高値は、数量ベース(新指標)が51.2%、数量ベース(旧指標)が33.2%、薬剤料ベースが12.7%(いずれも平成26年3月)、後発医薬品調剤率が57.4%(平成26年2月)であった。

後発医薬品割合の階級別に保険薬局数の構成割合をみると、平成26年3月において、数量ベース(旧指標)で後発医薬品割合が22%未満の薬局数は19.1%で、22%以上の薬局数は80.9%となっていた。また、数量ベース(新指標)でみた場合、55%以上の薬局数は45.4%となっていた。

表4-1 平成25年度における後発医薬品割合(新指標)

(単位:%)

	平成25年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
後発医薬品割合 (数量ベース)	46.5	46.7	45.9	46.3	46.8	47.2	47.8	48.5	48.6	49.4	50.1	51.2

表4-2 各年度毎にみた後発医薬品割合

(単位:%)

	実数								対前年度差						
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	(平成25年度最高値)	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
数量ベース(新指標)	-	-	-	-	-	-	47.9	51.2	・	・	・	・	・	・	
数量ベース(旧指標)	16.1	18.0	18.9	22.4	23.4	28.7	31.1	33.2	1.9	0.9	3.6	1.0	5.2	2.3	
薬剤料ベース	5.6	6.4	6.9	8.2	8.7	10.2	11.5	12.7	0.7	0.6	1.3	0.5	1.5	1.2	
後発医薬品調剤率	40.1	43.1	44.0	47.7	48.6	52.6	55.0	57.4	3.0	1.0	3.8	0.9	4.1	2.1	

注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「新指標」は、〔後発医薬品の数量〕/〔(後発医薬品のある先発医薬品の数量)+(後発医薬品の数量)〕で算出している。後発医薬品の収載月(6月と12月)には、後発医薬品が初めて収載される先発医薬品があると、算出式の分母の対象となる先発医薬品が増えることにより、新指標による後発医薬品割合が低くなる可能性がある。

注3) 旧指標とは、平成24年度までの後発医薬品割合(数量ベース)の算出方法をいう。

注4) 旧指標による算出では、平成22年4月以降は、経腸成分栄養剤及び特殊ミルク製剤を除外し、平成24年4月以降は、経腸成分栄養剤、特殊ミルク製剤、生薬及び漢方製剤を除外している。

注5) 「後発医薬品調剤率」とは、全処方せん受付回数に対する後発医薬品を調剤した処方せん受付回数の割合をいう。

表4-3 後発医薬品割合(数量ベース)階級別保険薬局数構成割合

【旧指標】

(単位:%)

	平成24年度		平成25年度	
	4月	3月	4月	3月
総数	100.0	100.0	100.0	100.0
10%未満	3.9	3.1	2.7	2.0
10%以上 20%未満	24.2	18.6	17.7	13.1
20%以上 25%未満	15.3	13.4	13.2	10.8
25%以上 30%未満	15.4	14.8	14.7	12.6
30%以上 40%未満	29.0	33.9	34.1	30.6
40%以上 50%未満	9.4	12.6	13.7	23.2
50%以上 60%未満	2.1	2.8	2.9	6.2
60%以上 70%未満	0.5	0.6	0.7	1.2
70%以上 80%未満	0.1	0.1	0.2	0.2
80%以上 90%未満	0.0	0.0	0.0	0.0
90%以上	0.0	0.0	0.0	0.0
22%未満	33.4	26.3	25.1	19.1
22%以上	66.6	73.7	74.9	80.9
22%以上 30%未満	25.3	23.6	23.2	19.4
30%以上 35%未満	15.4	17.0	16.8	13.9
35%以上	25.9	33.2	34.9	47.6

【新指標】

(単位:%)

	平成25年度	
	4月	3月
総数	100.0	100.0
10%未満	0.6	0.4
10%以上 20%未満	4.0	2.8
20%以上 30%未満	12.1	8.7
30%以上 40%未満	17.2	14.1
40%以上 50%未満	22.4	18.0
50%以上 55%未満	13.5	10.5
55%以上 60%未満	12.2	13.5
60%以上 65%未満	8.3	12.5
65%以上 70%未満	4.5	9.2
70%以上 80%未満	4.0	8.2
80%以上 90%未満	1.0	1.8
90%以上	0.2	0.3
55%未満	69.8	54.6
55%以上	30.2	45.4
55%以上 65%未満	20.5	26.0
65%以上	9.7	19.4

注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 旧指標による算出では、平成24年4月以降は、経腸成分栄養剤、特殊ミルク製剤、生薬及び漢方製剤を除外している。

注3) 新指標は、〔後発医薬品の数量〕/〔(後発医薬品のある先発医薬品の数量)+(後発医薬品の数量)〕で算出している。

5. 処方せん1枚当たり薬剤料の3要素分解

内服薬の処方せん1枚当たり薬剤料5,528円を、処方せん1枚当たり薬剤種類数、1種類当たり投薬日数、1種類1日当たり薬剤料に分解すると、各々2.90、21.8日、87円となっていた。

また、内服薬の処方せん1枚当たり薬剤料の伸び率+6.7%を、処方せん1枚当たり薬剤種類数の伸び率、1種類当たり投薬日数の伸び率、1種類1日当たり薬剤料の伸び率に分解すると、各々▲0.0%、+3.5%、+3.2%となっていた。

表5 処方せん1枚当たり薬剤料の3要素分解

	実数							対前年度比(%)					
	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
内服薬 処方せん1枚当たり薬剤料(円)	4,571	4,706	5,087	4,936	5,283	5,180	5,528	3.0	8.1	▲ 3.0	7.0	▲ 1.9	6.7
処方せん1枚当たり薬剤種類数	2.83	2.85	2.87	2.90	2.90	2.90	2.90	0.8	0.4	1.2	0.0	▲ 0.2	▲ 0.0
1種類当たり投薬日数(日)	17.9	18.8	19.7	19.9	20.5	21.1	21.8	5.3	4.5	0.9	3.0	3.1	3.5
1種類1日当たり薬剤料(円)	90	88	90	86	89	85	87	▲ 3.0	3.0	▲ 5.0	3.9	▲ 4.7	3.2

6-1. 薬効分類別の状況(1)(薬剤料総額)

内服薬の薬剤料(総額)を薬効大分類別にみると、循環器官用薬が1兆1,412億円と最も高く、次いで中枢神経系用薬が7,066億円となっている。伸び率は、その他の代謝性医薬品が+13.5%と最も高く、呼吸器官用薬が▲1.4%と最も低い。

後発医薬品については、循環器官用薬が1,396億円と最も高く、次いで消化器官用薬が1,028億円となっている。伸び率は、アレルギー用薬が+49.5%と最も高く、ビタミン剤が▲0.6%と最も低い。

表6-1 内服薬 薬効分類別 薬剤料

	総額(億円)			後発医薬品(億円)(再掲)			対前年度比(%)		後発医薬品(再掲)	
	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 24年度	平成 25年度
内服薬 総数	40,830	40,642	43,650	3,690	4,421	5,364	▲ 0.5	7.4	19.8	21.3
11 中枢神経系用薬	6,121	6,394	7,066	229	427	587	4.5	10.5	86.3	37.4
112 催眠鎮静剤、抗不安剤	681	652	660	46	72	100	▲ 4.2	1.2	57.2	39.4
114 解熱鎮痛消炎剤	752	778	866	55	65	75	3.5	11.3	17.2	15.0
116 抗パーキンソン剤	543	555	598	16	17	20	2.3	7.7	6.4	19.7
117 精神神経用剤	2,129	2,201	2,367	64	104	157	3.4	7.5	61.9	50.5
119 その他中枢神経系用薬	1,664	1,779	2,076	26	145	208	6.9	16.7	449.6	43.2
21 循環器官用薬	11,367	10,842	11,412	929	1,151	1,396	▲ 4.6	5.3	23.9	21.3
212 不整脈用剤	601	554	562	52	61	73	▲ 7.9	1.5	16.2	20.0
214 血圧降下剤	5,318	5,133	5,393	113	154	213	▲ 3.5	5.1	35.8	38.3
217 血管拡張剤	1,750	1,532	1,525	436	474	550	▲ 12.5	▲ 0.5	8.7	16.0
218 高脂血症用剤	2,768	2,628	2,815	217	353	444	▲ 5.1	7.2	62.6	25.6
22 呼吸器官用薬	543	504	497	76	93	103	▲ 7.0	▲ 1.4	22.5	10.8
23 消化器官用薬	3,999	3,801	4,099	734	874	1,028	▲ 5.0	7.8	19.1	17.6
232 消化性潰瘍用剤	2,929	2,712	2,930	506	617	725	▲ 7.4	8.0	21.8	17.6
239 その他の消化器官用薬	546	551	579	14	21	45	1.0	5.0	52.5	108.1
25 泌尿生殖器官および肛門用薬	1,153	1,156	1,231	74	82	93	0.2	6.6	11.4	12.2
31 ビタミン剤	771	768	842	356	320	318	▲ 0.4	9.7	▲ 10.1	▲ 0.6
32 滋養強壮薬	505	488	504	20	21	23	▲ 3.3	3.2	8.1	10.2
325 蛋白アミノ酸製剤	443	429	442	11	12	13	▲ 3.1	3.0	1.7	10.4
33 血液・体液用薬	2,644	2,746	3,096	301	341	401	3.9	12.8	13.1	17.7
39 その他の代謝性医薬品	4,633	4,946	5,616	377	429	514	6.7	13.5	13.7	19.9
396 糖尿病用剤	2,014	2,250	2,682	181	204	222	11.7	19.2	12.7	9.0
399 他に分類されない代謝性医薬品	2,060	2,124	2,315	102	129	192	3.1	9.0	26.2	49.0
42 腫瘍用薬	2,043	2,069	2,223	140	157	211	1.3	7.4	11.9	34.8
422 代謝拮抗剤	499	479	477	0	0	4	▲ 3.9	▲ 0.4	▲ 23.2	7635.5
429 その他の腫瘍用薬	1,479	1,525	1,679	138	155	206	3.1	10.1	12.0	32.8
44 アレルギー用薬	2,878	2,797	2,788	210	266	398	▲ 2.8	▲ 0.3	26.6	49.5
52 漢方製剤	862	928	985	-	-	-	7.7	6.2	-	-
61 抗生物質製剤	1,083	979	970	97	118	138	▲ 9.6	▲ 1.0	21.8	16.4
613 グラム陽性・陰性菌に作用するもの	489	448	439	30	42	50	▲ 8.4	▲ 2.1	40.8	19.4
614 グラム陽性菌、マイコプラズマに作用するもの	504	439	408	60	68	79	▲ 12.8	▲ 7.1	14.3	15.1
62 化学療法剤	1,446	1,415	1,470	108	99	109	▲ 2.1	3.8	▲ 7.9	9.6
624 合成抗菌剤	438	445	437	32	28	26	1.5	▲ 1.7	▲ 14.0	▲ 4.5
625 抗ウイルス剤	730	722	785	14	10	17	▲ 1.0	8.7	▲ 23.2	61.8

注1) 表示していない項目(薬効)があるので、内訳を足し上げても総数と一致しない。

注2) 「-」は0を意味する。

6-2. 薬効分類別の状況(2)(処方せん1枚当たり薬剤料)

内服薬の処方せん1枚当たり薬剤料を薬効大分類別にみると、循環器官用薬が1,445円と最も高く、次いで中枢神経系用薬が895円となっている。伸び率は、その他の代謝性医薬品が+12.8%と最も高く、呼吸器官用薬が▲2.0%と最も低い。

表6-2 内服薬 薬効分類別処方せん1枚当たり薬剤料

								対前年度比(%)					
	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
内服薬 総数	4,571	4,706	5,087	4,936	5,283	5,180	5,528	3.0	8.1	▲ 3.0	7.0	▲ 1.9	6.7
11 中枢神経系用薬	555	596	658	685	792	815	895	7.2	10.5	4.1	15.6	2.9	9.8
112 催眠鎮静剤、抗不安剤	78	84	89	85	88	83	84	7.3	6.6	▲ 4.1	3.1	▲ 5.6	0.5
114 解熱鎮痛消炎剤	81	84	91	89	97	99	110	3.9	8.4	▲ 3.1	9.8	1.9	10.6
116 抗パーキンソン剤	62	62	66	66	70	71	76	1.3	5.4	0.6	6.2	0.8	7.0
117 精神神経用剤	209	220	240	248	276	281	300	5.1	9.2	3.3	11.1	1.8	6.9
119 その他中枢神経系用薬	95	113	136	159	215	227	263	19.0	20.0	17.4	35.2	5.3	15.9
21 循環器官用薬	1,360	1,371	1,497	1,407	1,471	1,382	1,445	0.9	9.2	▲ 6.0	4.5	▲ 6.0	4.6
212 不整脈用剤	87	84	86	77	78	71	71	▲ 4.0	2.2	▲ 10.1	0.9	▲ 9.2	0.9
214 血圧降下剤	605	614	677	649	688	654	683	1.6	10.3	▲ 4.2	6.0	▲ 4.9	4.4
217 血管拡張剤	286	275	282	236	226	195	193	▲ 3.8	2.6	▲ 16.2	▲ 4.1	▲ 13.8	▲ 1.1
218 高脂血症用剤	294	309	352	340	358	335	357	5.0	13.9	▲ 3.5	5.4	▲ 6.5	6.5
22 呼吸器官用薬	78	74	73	69	70	64	63	▲ 5.3	▲ 1.6	▲ 4.9	1.3	▲ 8.4	▲ 2.0
23 消化器官用薬	487	492	530	491	517	485	519	0.9	7.7	▲ 7.3	5.4	▲ 6.4	7.2
232 消化性潰瘍用剤	364	366	395	360	379	346	371	0.5	7.9	▲ 8.8	5.2	▲ 8.8	7.3
239 その他の消化器官用薬	58	60	65	65	71	70	73	2.7	9.9	▲ 0.6	8.7	▲ 0.5	4.4
25 泌尿生殖器官および肛門用薬	125	134	148	142	149	147	156	6.7	10.6	▲ 3.8	5.0	▲ 1.3	5.9
31 ビタミン剤	111	106	109	98	100	98	107	▲ 3.8	2.3	▲ 9.7	1.4	▲ 1.8	9.0
32 滋養強壮薬	62	64	69	66	65	62	64	2.9	7.7	▲ 4.3	▲ 0.7	▲ 4.7	2.6
325 蛋白アミノ酸製剤	54	56	60	58	57	55	56	3.3	8.3	▲ 4.1	▲ 0.9	▲ 4.6	2.3
33 血液・体液用薬	260	281	316	309	342	350	392	8.3	12.2	▲ 2.2	10.8	2.3	12.0
39 その他の代謝性医薬品	471	490	537	532	599	630	711	4.2	9.5	▲ 0.9	12.6	5.2	12.8
396 糖尿病用剤	179	187	205	210	261	287	340	4.9	9.5	2.2	24.3	10.1	18.4
399 他に分類されない代謝性医薬品	207	221	247	246	266	271	293	6.9	12.0	▲ 0.5	8.3	1.6	8.3
42 腫瘍用薬	233	243	260	255	264	264	281	4.5	7.0	▲ 2.1	3.7	▲ 0.2	6.7
422 代謝拮抗剤	79	76	74	69	65	61	60	▲ 3.7	▲ 2.8	▲ 7.1	▲ 6.5	▲ 5.3	▲ 1.0
429 その他の腫瘍用薬	146	159	178	178	191	194	213	8.6	11.7	0.1	7.7	1.6	9.4
44 アレルギー用薬	324	341	353	356	372	357	353	5.2	3.5	0.9	4.6	▲ 4.3	▲ 1.0
52 漢方製剤	93	98	106	107	111	118	125	5.4	8.1	0.6	4.3	6.1	5.5
61 抗生物質製剤	157	149	146	141	140	125	123	▲ 5.3	▲ 2.2	▲ 3.4	▲ 0.3	▲ 10.9	▲ 1.6
613 グラム陽性・陰性菌に作用するもの	77	73	68	65	63	57	56	▲ 5.3	▲ 6.3	▲ 4.5	▲ 2.8	▲ 9.8	▲ 2.7
614 グラム陽性菌、マイコプラズマに作用するもの	70	66	67	65	65	56	52	▲ 6.4	1.5	▲ 3.2	0.8	▲ 14.1	▲ 7.7
62 化学療法剤	173	182	195	181	187	180	186	5.2	7.0	▲ 6.9	3.1	▲ 3.6	3.2
624 合成抗菌剤	54	52	52	52	57	57	55	▲ 3.3	▲ 0.8	0.1	9.5	0.0	▲ 2.3
625 抗ウイルス剤	70	81	96	91	94	92	99	15.1	19.1	▲ 5.1	3.6	▲ 2.5	8.0

注)表示していない項目(薬効)があるので、内訳を足し上げても総数と一致しない。

7. 薬効分類別の状況(3)(処方せん1枚当たり薬剤種類数)

内服薬の処方せん1枚当たり薬剤種類数を薬効大分類別にみると、循環器官用薬が0.62と最も多く、次いで消化器官用薬が0.48となっている。伸び率は、その他の代謝性医薬品が+3.6%で最も高く、抗生物質製剤が▲4.0%で最も低い。

表7 内服薬 薬効分類別処方せん1枚当たり薬剤種類数

	実数							対前年度比(%)						
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
内服薬 総数	2.83	2.85	2.87	2.90	2.88	2.90	2.90	0.8	0.4	1.2	▲0.8	0.6	▲0.0	
11 中枢神経系用薬	0.46	0.45	0.45	0.45	0.46	0.46	0.47	▲1.5	0.1	▲0.5	1.3	0.6	1.5	
112 催眠鎮静剤、抗不安剤	0.15	0.14	0.14	0.14	0.14	0.13	0.13	▲3.5	0.4	▲2.1	▲0.5	▲1.8	0.1	
114 解熱鎮痛消炎剤	0.11	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	▲0.9	▲1.5	▲1.0	1.1	0.5	1.0	
116 抗パーキンソン剤	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	▲2.7	▲0.7	▲3.6	▲1.0	▲2.0	0.5	
117 精神神経用剤	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	0.12	0.13	▲0.4	1.1	▲1.6	▲0.2	▲1.8	0.7	
119 その他中枢神経系用薬	0.01	0.01	0.01	0.02	0.02	0.03	0.04	14.6	13.2	23.7	54.5	22.6	17.0	
21 循環器官用薬	0.58	0.60	0.62	0.62	0.61	0.62	0.62	3.1	4.1	▲0.4	▲0.7	0.3	1.2	
212 不整脈用剤	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	▲0.5	0.6	▲1.3	1.8	1.2	3.7	
214 血圧降下剤	0.19	0.20	0.21	0.21	0.22	0.22	0.22	5.6	5.6	0.7	1.5	0.1	0.8	
217 血管拡張剤	0.17	0.17	0.17	0.16	0.16	0.15	0.15	0.4	1.3	▲3.3	▲4.5	▲2.5	▲0.7	
218 高脂血症用剤	0.10	0.11	0.12	0.12	0.12	0.13	0.13	7.8	9.2	3.8	2.6	2.7	4.5	
22 呼吸器官用薬	0.27	0.27	0.25	0.27	0.27	0.27	0.26	▲1.7	▲5.2	6.6	▲1.6	0.3	▲3.0	
23 消化器官用薬	0.50	0.49	0.49	0.49	0.48	0.49	0.48	▲1.1	▲0.2	▲0.5	▲1.5	1.6	▲0.7	
232 消化性潰瘍用剤	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	▲0.5	0.7	▲1.4	0.0	▲0.4	0.2	
239 その他の消化器官用薬	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	▲3.1	0.2	0.8	▲1.3	4.3	▲2.5	
25 泌尿生殖器官および肛門用薬	0.03	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	4.6	5.1	0.3	1.1	3.0	1.9	
31 ビタミン剤	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.7	0.6	▲1.1	▲0.7	▲4.7	0.6	
32 滋養強壮薬	0.02	0.02	0.03	0.03	0.02	0.02	0.02	0.5	2.1	▲0.7	▲2.0	▲0.9	0.9	
325 蛋白アミノ酸製剤	0.00	0.00	0.00	0.01	0.00	0.01	0.01	6.3	7.8	3.2	▲3.1	3.8	3.7	
33 血液・体液用薬	0.12	0.13	0.13	0.13	0.14	0.14	0.14	4.3	3.1	1.8	2.8	1.1	1.7	
39 その他の代謝性医薬品	0.20	0.21	0.21	0.22	0.21	0.22	0.23	3.3	4.0	3.5	▲4.0	2.3	3.6	
396 糖尿病用剤	0.08	0.08	0.09	0.09	0.10	0.10	0.11	6.1	6.6	8.7	3.4	4.9	7.1	
399 他に分類されない代謝性医薬品	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	0.06	7.5	8.2	2.3	2.9	0.9	0.9	
42 腫瘍用薬	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.2	1.0	▲1.4	▲3.3	▲1.7	1.2	
422 代謝拮抗剤	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	▲3.8	▲3.7	▲6.0	▲12.2	▲6.1	▲2.2	
429 その他の腫瘍用薬	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	3.4	4.8	2.0	2.6	0.4	3.1	
44 アレルギー用薬	0.20	0.21	0.20	0.21	0.21	0.21	0.20	2.4	▲4.9	6.1	▲2.0	1.1	▲3.5	
52 漢方製剤	0.05	0.06	0.06	0.06	0.06	0.07	0.07	6.5	5.9	4.1	2.8	8.2	3.5	
61 抗生物質製剤	0.13	0.13	0.12	0.13	0.12	0.12	0.12	▲2.1	▲5.0	3.5	▲3.6	▲2.6	▲4.0	
613 グラム陽性・陰性菌に作用するもの	0.08	0.08	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	▲2.9	▲7.1	2.4	▲4.3	▲2.9	▲2.0	
614 グラム陽性菌、マイコプラズマに作用するもの	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	▲0.2	▲1.4	5.1	▲0.1	▲6.3	▲7.3	
62 化学療法剤	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	3.6	6.5	▲5.6	5.8	▲0.1	▲2.2	
624 合成抗菌剤	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.03	0.02	▲2.5	▲2.6	9.2	6.2	6.4	▲3.8	
625 抗ウイルス剤	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	18.5	39.6	▲31.3	7.1	▲11.8	0.1	

注)表示していない項目(薬効)があるので、内訳を足し上げても総数と一致しない。

8. 薬効分類別の状況(4)(1種類当たり投薬日数)

内服薬の1種類当たり投薬日数を薬効大分類別にみると、最も長いのは腫瘍用薬の38.5日であり、最も短いのは抗生物質製剤の6.2日である。伸び率は、消化器官用薬が4.0%で最も高く、滋養強壮薬が+1.9%で最も低い。

表8 内服薬 薬効分類別1種類当たり投薬日数

	実数(日)							対前年度比(%)					
	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
内服薬 総数	17.9	18.8	19.7	19.9	20.6	21.1	21.8	5.3	4.5	0.9	3.9	2.2	3.5
11 中枢神経系用薬	16.4	18.0	18.9	19.1	19.7	20.3	20.8	10.1	4.5	1.6	3.0	2.7	2.7
112 催眠鎮静剤、抗不安剤	16.4	19.4	20.4	20.9	21.5	22.1	22.5	18.7	5.0	2.6	2.9	2.5	2.0
114 解熱鎮痛消炎剤	12.1	12.7	13.3	13.5	13.8	14.3	14.8	4.9	4.7	1.7	2.1	3.5	4.1
116 抗パーキンソン剤	21.8	23.2	23.8	24.4	24.9	25.4	25.7	6.0	3.0	2.5	1.8	1.9	1.4
117 精神神経用剤	19.5	20.8	21.4	21.7	22.3	22.9	23.3	6.6	3.0	1.6	2.7	2.4	1.9
119 その他中枢神経系用薬	22.1	23.0	23.4	22.2	21.0	23.0	23.8	4.1	1.7	▲ 5.3	▲ 5.4	9.9	3.4
21 循環器官用薬	25.6	26.5	27.3	27.9	28.7	29.4	30.1	3.7	2.9	2.1	3.2	2.3	2.4
212 不整脈用剤	26.4	27.3	28.1	28.6	29.1	30.1	30.8	3.7	2.7	2.0	1.8	3.2	2.4
214 血圧降下剤	26.3	27.3	28.0	28.6	29.4	30.3	31.1	3.6	2.7	2.1	2.8	3.1	2.6
217 血管拡張剤	25.8	26.7	27.5	28.1	28.7	29.5	30.2	3.6	2.8	2.3	2.3	2.7	2.4
218 高脂血症用剤	26.8	27.9	28.8	29.4	30.3	31.2	31.9	4.0	3.3	2.2	2.9	3.1	2.2
22 呼吸器官用薬	7.6	7.7	7.9	7.8	8.0	8.0	8.2	1.6	3.3	▲ 1.6	2.4	0.0	2.1
23 消化器官用薬	18.1	19.0	19.8	20.0	20.9	21.1	21.9	5.3	4.2	1.1	4.3	0.8	4.0
232 消化性潰瘍用剤	19.6	20.5	21.2	21.7	22.3	22.9	23.6	4.6	3.6	2.1	2.8	2.6	3.2
239 その他の消化器官用薬	16.4	17.7	18.5	18.6	19.5	19.2	20.3	7.6	4.6	0.9	4.6	▲ 1.3	5.6
25 泌尿生殖器官および肛門用薬	25.9	27.1	28.0	28.7	29.6	30.1	31.1	4.9	3.3	2.3	3.3	1.7	3.3
31 ビタミン剤	21.5	22.3	23.0	23.6	24.2	24.9	25.7	4.0	3.2	2.4	2.7	2.9	3.0
32 滋養強壮薬	21.8	22.5	23.1	23.5	24.1	24.4	24.8	3.4	2.6	1.4	2.9	0.9	1.9
325 蛋白アミノ酸製剤	18.4	18.9	19.3	19.5	19.9	20.0	20.2	2.9	2.2	0.8	2.1	0.9	0.9
33 血液・体液用薬	23.3	24.2	24.9	25.1	25.4	25.8	26.4	3.6	3.1	0.6	1.2	1.9	2.2
39 その他の代謝性医薬品	20.8	21.2	21.7	21.9	23.9	24.8	25.7	1.8	2.5	0.5	9.5	3.6	3.6
396 糖尿病用剤	27.4	28.4	29.0	28.3	30.1	31.1	31.8	3.6	2.1	▲ 2.5	6.4	3.4	2.2
399 他に分類されない代謝性医薬品	17.6	15.5	14.7	14.7	14.7	14.6	14.7	▲ 11.8	▲ 5.1	▲ 0.0	▲ 0.3	▲ 0.8	0.5
42 腫瘍用薬	31.3	32.5	33.5	34.4	36.5	37.5	38.5	4.0	3.2	2.6	6.0	2.8	2.6
422 代謝拮抗剤	21.0	20.5	20.1	19.4	20.0	20.1	20.0	▲ 2.0	▲ 2.3	▲ 3.3	3.3	0.2	▲ 0.3
429 その他の腫瘍用薬	40.3	42.2	43.4	44.5	45.9	47.0	47.9	4.7	3.0	2.4	3.1	2.4	2.1
44 アレルギー用薬	12.3	13.0	13.7	14.0	14.6	15.1	15.6	5.6	5.2	2.3	4.1	3.5	3.2
52 漢方製剤	16.9	17.7	18.4	18.8	19.3	19.7	20.2	4.5	4.1	2.0	2.5	2.3	2.7
61 抗生物質製剤	5.6	5.7	5.8	5.8	6.0	6.1	6.2	2.1	1.4	0.8	3.3	1.0	2.9
613 グラム陽性・陰性菌に作用するもの	4.3	4.4	4.4	4.5	4.5	4.6	4.6	1.3	0.6	1.3	1.3	1.2	1.4
614 グラム陽性菌、マイコプラズマに作用するもの	6.9	7.1	7.1	7.1	7.2	7.5	7.8	2.5	0.9	▲ 0.3	0.8	4.0	4.7
62 化学療法剤	9.1	9.5	9.3	9.5	9.3	9.5	9.9	4.1	▲ 2.1	2.5	▲ 2.3	2.2	3.9
624 合成抗菌剤	5.2	5.3	5.3	5.2	5.2	5.2	5.3	1.6	▲ 0.3	▲ 1.0	0.2	▲ 0.4	1.4
625 抗ウイルス剤	7.6	7.8	7.4	9.0	9.1	10.1	10.6	2.5	▲ 6.2	22.8	0.3	11.5	5.2

注)表示していない項目(薬効)がある。

9. 薬効分類別の状況(5)(1種類1日当たり薬剤料)

内服薬の1種類1日当たり薬剤料を薬効大分類別にみると、最も高いのは腫瘍用薬の1,295円であり、最も低いのは呼吸器官用薬の30円である。

伸び率は、血液・体液用薬が+7.8%で最も高く、呼吸器官用薬が▲1.0%で最も低い。

表9 内服薬 薬効分類別1種類1日当たり薬剤料

	実数(円)							対前年度比(%)						
	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	
内服薬 総数	90	88	90	86	89	85	87	▲ 3.0	3.0	▲ 5.0	3.9	▲ 4.7	3.2	
11 中枢神経系用薬	74	73	77	79	88	88	92	▲ 1.2	5.5	3.0	10.8	▲ 0.4	5.3	
112 催眠鎮静剤、抗不安剤	33	31	31	30	30	28	28	▲ 6.4	1.1	▲ 4.6	0.7	▲ 6.2	▲ 1.5	
114 解熱鎮痛消炎剤	64	64	67	64	68	67	71	▲ 0.0	5.1	▲ 3.7	6.3	▲ 2.0	5.1	
116 抗パーキンソン剤	147	144	148	151	159	161	169	▲ 1.8	3.0	1.8	5.3	0.9	4.9	
117 精神神経用剤	84	83	87	90	97	99	103	▲ 1.1	4.9	3.4	8.5	1.2	4.1	
119 その他中枢神経系用薬	430	429	448	449	415	325	311	▲ 0.2	4.3	0.2	▲ 7.5	▲ 21.8	▲ 4.1	
21 循環器官用薬	92	87	88	82	83	76	77	▲ 5.7	2.0	▲ 7.6	2.0	▲ 8.4	0.9	
212 不整脈用剤	119	111	110	98	96	83	79	▲ 7.0	▲ 1.1	▲ 10.7	▲ 2.6	▲ 13.1	▲ 5.0	
214 血圧降下剤	121	113	115	107	109	100	101	▲ 7.1	1.6	▲ 6.8	1.6	▲ 7.8	0.9	
217 血管拡張剤	67	62	61	52	51	44	43	▲ 7.6	▲ 1.4	▲ 15.4	▲ 1.8	▲ 13.9	▲ 2.7	
218 高脂血症用剤	110	103	104	95	95	84	83	▲ 6.3	0.9	▲ 8.9	▲ 0.1	▲ 11.7	▲ 0.4	
22 呼吸器官用薬	38	36	36	33	33	30	30	▲ 5.2	0.5	▲ 9.3	0.4	▲ 8.7	▲ 1.0	
23 消化器官用薬	54	53	54	50	52	47	49	▲ 3.1	3.6	▲ 7.9	2.6	▲ 8.6	3.7	
232 消化性潰瘍用剤	73	71	73	66	68	61	63	▲ 3.4	3.4	▲ 9.4	2.3	▲ 10.7	3.8	
239 その他の消化器官用薬	87	85	89	87	92	89	90	▲ 1.5	4.8	▲ 2.2	5.2	▲ 3.3	1.4	
25 泌尿生殖器官および肛門用薬	151	147	150	140	141	133	134	▲ 2.7	1.9	▲ 6.2	0.5	▲ 5.7	0.6	
31 ビタミン剤	50	46	45	40	40	40	42	▲ 8.1	▲ 1.4	▲ 10.9	▲ 0.5	0.0	5.1	
32 滋養強壮薬	116	114	118	112	110	105	105	▲ 1.0	2.8	▲ 4.9	▲ 1.5	▲ 4.7	▲ 0.2	
325 蛋白アミノ酸製剤	678	640	629	580	581	529	518	▲ 5.6	▲ 1.7	▲ 7.8	0.2	▲ 8.8	▲ 2.2	
33 血液・体液用薬	90	90	95	91	97	97	104	0.3	5.5	▲ 4.4	6.6	▲ 0.7	7.8	
39 その他の代謝性医薬品	113	112	115	110	118	117	123	▲ 0.9	2.8	▲ 4.8	7.1	▲ 0.8	5.1	
396 糖尿病用剤	86	82	83	80	90	91	99	▲ 4.6	0.5	▲ 3.5	13.0	1.5	8.2	
399 他に分類されない代謝性医薬品	262	295	322	313	331	336	358	12.8	9.0	▲ 2.7	5.6	1.5	6.7	
42 腫瘍用薬	1,262	1,266	1,300	1,258	1,274	1,259	1,295	0.3	2.7	▲ 3.2	1.2	▲ 1.2	2.8	
422 代謝拮抗剤	1,564	1,598	1,651	1,688	1,741	1,753	1,779	2.2	3.3	2.2	3.2	0.7	1.5	
429 その他の腫瘍用薬	1,144	1,147	1,186	1,136	1,156	1,143	1,187	0.3	3.4	▲ 4.2	1.8	▲ 1.1	3.9	
44 アレルギー用薬	128	125	129	120	123	113	112	▲ 2.8	3.5	▲ 7.1	2.5	▲ 8.5	▲ 0.6	
52 漢方製剤	102	97	95	90	89	86	85	▲ 5.4	▲ 1.8	▲ 5.2	▲ 1.1	▲ 4.1	▲ 0.7	
61 抗生物質製剤	210	199	202	187	187	169	169	▲ 5.2	1.6	▲ 7.4	0.2	▲ 9.4	▲ 0.4	
613 グラム陽性・陰性菌に作用するもの	223	215	215	198	199	182	179	▲ 3.8	0.4	▲ 8.0	0.4	▲ 8.2	▲ 2.0	
614 グラム陽性菌、マイコプラズマに作用するもの	207	189	193	178	178	157	149	▲ 8.5	2.0	▲ 7.6	0.1	▲ 11.9	▲ 4.9	
62 化学療法剤	531	518	531	511	510	482	489	▲ 2.5	2.6	▲ 3.8	▲ 0.2	▲ 5.6	1.5	
624 合成抗菌剤	481	470	480	445	458	433	433	▲ 2.3	2.2	▲ 7.4	3.0	▲ 5.6	0.2	
625 抗ウイルス剤	1,320	1,252	1,139	1,280	1,234	1,223	1,254	▲ 5.2	▲ 9.0	12.4	▲ 3.6	▲ 0.9	2.5	

注) 表示していない項目(薬効)がある。

10-1. 薬効分類別の状況(6)(後発医薬品処方せん1枚当たり薬剤料)

後発医薬品の内服薬について、処方せん1枚当たり薬剤料を薬効大分類別にみると、循環器官用薬が177円と最も高く、次いで消化器官用薬が130円となっている。伸び率は、アレルギー用薬が+48.6%で最も高く、ビタミン剤が▲1.2%で最も低い。

表10-1 内服薬 薬効分類別処方せん1枚当たり後発医薬品薬剤料

	実数(円)							対前年度比(%)						
	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	
内服薬 総数	249	294	354	414	477	564	679	18.1	20.5	16.9	15.2	18.0	20.6	
11 中枢神経系用薬	14	18	21	23	30	54	74	26.4	14.0	13.6	26.7	83.5	36.5	
112 催眠鎮静剤、抗不安剤	3	4	5	5	6	9	13	29.3	12.1	14.3	11.1	54.9	38.5	
114 解熱鎮痛消炎剤	4	5	5	6	7	8	9	18.1	12.5	16.8	12.0	15.5	14.3	
116 抗パーキンソン剤	2	2	2	2	2	2	3	12.7	7.5	2.7	6.1	4.8	19.0	
117 精神神経用剤	3	5	6	7	8	13	20	53.8	24.5	18.7	20.6	59.5	49.5	
119 その他中枢神経系用薬	0	0	0	0	3	19	26	14.1	9.9	14.5	1292.9	441.5	42.3	
21 循環器官用薬	47	65	88	105	120	147	177	38.4	35.5	19.8	14.1	22.1	20.6	
212 不整脈用剤	4	4	5	5	7	8	9	17.5	13.8	15.4	22.7	14.5	19.2	
214 血圧降下剤	8	9	11	13	15	20	27	18.6	20.0	17.2	12.3	33.7	37.4	
217 血管拡張剤	7	20	37	50	56	60	70	179.5	81.5	33.6	13.9	7.1	15.2	
218 高脂血症用剤	19	21	23	23	28	45	56	8.9	10.4	3.0	19.8	60.2	24.8	
22 呼吸器官用薬	10	11	10	9	10	12	13	2.3	▲ 0.7	▲ 15.0	10.5	20.7	10.1	
23 消化器官用薬	41	49	59	76	95	111	130	17.7	20.9	28.2	25.7	17.3	16.8	
232 消化性潰瘍用剤	22	27	34	49	65	79	92	23.1	28.3	42.5	34.5	20.0	16.8	
239 その他の消化器官用薬	1	1	1	2	2	3	6	22.1	36.1	32.1	18.7	50.2	106.8	
25 泌尿生殖器官および肛門用薬	6	6	7	9	10	11	12	▲ 6.0	20.7	21.7	12.1	9.7	11.4	
31 ビタミン剤	48	47	49	46	46	41	40	▲ 1.0	3.2	▲ 6.7	0.6	▲ 11.4	▲ 1.2	
32 滋養強壮薬	1	2	2	2	3	3	3	23.6	13.3	18.1	11.4	6.5	9.5	
325 蛋白アミノ酸製剤	1	1	1	1	1	1	2	25.0	16.0	12.3	12.7	0.2	9.7	
33 血液・体液用薬	20	23	27	34	39	43	51	19.5	17.3	25.3	13.5	11.4	17.0	
39 その他の代謝性医薬品	27	33	38	42	49	55	65	23.4	16.3	11.2	14.8	12.0	19.1	
396 糖尿病用剤	10	14	17	20	23	26	28	37.0	22.0	16.2	19.9	11.0	8.3	
399 他に分類されない代謝性医薬品	7	8	10	11	13	16	24	25.1	20.8	11.2	20.7	24.3	48.0	
42 腫瘍用薬	3	3	10	15	18	20	27	14.7	191.5	50.7	23.0	10.2	33.9	
422 代謝拮抗剤	0	0	0	0	0	0	0	▲ 34.2	▲ 55.0	▲ 35.4	▲ 26.6	▲ 24.4	7586.0	
429 その他の腫瘍用薬	3	3	10	15	18	20	26	14.9	203.5	51.5	23.1	10.3	32.0	
44 アレルギー用薬	12	16	19	24	27	34	50	32.6	18.8	29.2	13.7	24.7	48.6	
52 漢方製剤	-	-	-	-	-	-	-	
61 抗生物質製剤	6	7	8	11	13	15	17	15.4	10.0	33.6	14.5	20.0	15.6	
613 グラム陽性・陰性菌に作用するもの	1	2	2	3	4	5	6	11.1	27.6	65.0	16.2	38.7	18.6	
614 グラム陽性菌、マイコプラズマに作用するもの	4	5	5	7	8	9	10	16.5	4.6	24.6	13.4	12.6	14.4	
62 化学療法剤	9	10	12	13	14	13	14	7.3	19.7	9.3	4.8	▲ 9.2	8.9	
624 合成抗菌剤	1	0	2	4	4	4	3	▲ 20.4	361.7	61.9	11.2	▲ 15.2	▲ 5.1	
625 抗ウイルス剤	3	2	2	2	2	1	2	▲ 15.2	▲ 12.7	▲ 1.3	▲ 7.3	▲ 24.4	60.7	

注)表示していない項目(薬効)があるので、内訳を足し上げても総数と一致しない。

10-2. 薬効分類別の状況(7)(後発医薬品割合(薬剤料ベース))

内服薬の薬剤料ベースでみた後発医薬品割合を薬効大分類別にみると、ビタミン剤の37.7%が最も高く、次いで消化器官用薬の25.1%となっている。対前年度差は、アレルギー用薬が+4.8%で最も高く、ビタミン剤が▲3.9%で最も低い。

表10-2 内服薬 後発医薬品割合(薬剤料ベース)

	実数(%)							対前年度差(%)						
	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	
内服薬 総数	5.5	6.3	7.0	8.4	9.0	10.9	12.3	0.8	0.7	1.4	0.6	1.8	1.4	
11 中枢神経系用薬	2.6	3.0	3.1	3.4	3.7	6.7	8.3	0.5	0.1	0.3	0.3	2.9	1.6	
112 催眠鎮静剤、抗不安剤	4.1	5.0	5.2	6.2	6.7	11.0	15.2	0.8	0.3	1.0	0.5	4.3	4.2	
114 解熱鎮痛消炎剤	5.1	5.8	6.0	7.2	7.4	8.3	8.6	0.7	0.2	1.2	0.1	1.0	0.3	
116 抗パーキンソン剤	2.5	2.8	2.9	2.9	2.9	3.0	3.4	0.3	0.1	0.1	▲0.0	0.1	0.3	
117 精神神経用剤	1.5	2.1	2.4	2.8	3.0	4.7	6.6	0.7	0.3	0.4	0.2	1.7	1.9	
119 その他中枢神経系用薬	0.2	0.2	0.2	0.2	1.6	8.2	10.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	1.4	6.6	1.9	
21 循環器官用薬	3.4	4.7	5.9	7.5	8.2	10.6	12.2	1.3	1.1	1.6	0.7	2.4	1.6	
212 不整脈用剤	4.1	5.0	5.6	7.1	8.7	10.9	12.9	0.9	0.6	1.6	1.5	2.3	2.0	
214 血圧降下剤	1.3	1.5	1.6	2.0	2.1	3.0	3.9	0.2	0.1	0.4	0.1	0.9	0.9	
217 血管拡張剤	2.6	7.4	13.2	21.0	24.9	30.9	36.1	4.9	5.7	7.8	3.9	6.0	5.1	
218 高脂血症用剤	6.4	6.7	6.5	6.9	7.8	13.4	15.8	0.2	▲0.2	0.4	0.9	5.6	2.3	
22 呼吸器官用薬	13.2	14.2	14.4	12.8	14.0	18.5	20.7	1.1	0.1	▲1.5	1.2	4.5	2.3	
23 消化器官用薬	8.5	9.9	11.1	15.4	18.4	23.0	25.1	1.4	1.2	4.3	3.0	4.6	2.1	
232 消化性潰瘍用剤	5.9	7.3	8.7	13.5	17.3	22.7	24.8	1.3	1.4	4.9	3.8	5.5	2.0	
239 その他の消化器官用薬	1.2	1.4	1.8	2.4	2.6	3.9	7.7	0.2	0.3	0.6	0.2	1.3	3.8	
25 泌尿生殖器官および肛門用薬	4.9	4.4	4.8	6.0	6.4	7.1	7.5	▲0.6	0.4	1.3	0.4	0.7	0.4	
31 ビタミン剤	43.4	44.6	45.0	46.5	46.2	41.6	37.7	1.2	0.4	1.5	▲0.4	▲4.5	▲3.9	
32 滋養強壮薬	2.2	2.7	2.8	3.5	3.9	4.4	4.7	0.5	0.1	0.7	0.4	0.5	0.3	
325 蛋白アミノ酸製剤	1.5	1.8	1.9	2.3	2.6	2.7	2.9	0.3	0.1	0.3	0.3	0.1	0.2	
33 血液・体液用薬	7.5	8.3	8.7	11.1	11.4	12.4	13.0	0.8	0.4	2.4	0.3	1.0	0.5	
39 その他の代謝性医薬品	5.7	6.7	7.1	8.0	8.1	8.7	9.1	1.0	0.4	0.9	0.2	0.5	0.5	
396 糖尿病用剤	5.6	7.4	8.2	9.3	9.0	9.1	8.3	1.7	0.8	1.1	▲0.3	0.1	▲0.8	
399 他に分類されない代謝性医薬品	3.2	3.7	4.0	4.4	4.9	6.1	8.3	0.5	0.3	0.5	0.5	1.1	2.2	
42 腫瘍用薬	1.3	1.4	3.8	5.8	6.9	7.6	9.5	0.1	2.4	2.0	1.1	0.7	1.9	
422 代謝拮抗剤	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	0.7	
429 その他の腫瘍用薬	1.9	2.0	5.4	8.2	9.4	10.2	12.3	0.1	3.4	2.8	1.2	0.8	2.1	
44 アレルギー用薬	3.6	4.6	5.2	6.7	7.3	9.5	14.3	0.9	0.7	1.5	0.6	2.2	4.8	
52 漢方製剤	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
61 抗生物質製剤	4.1	5.0	5.6	7.8	9.0	12.1	14.2	0.9	0.6	2.2	1.2	3.1	2.1	
613 グラム陽性・陰性菌に作用するもの	1.9	2.2	3.0	5.1	6.1	9.4	11.5	0.3	0.8	2.2	1.0	3.3	2.1	
614 グラム陽性菌、マイコプラズマに作用するもの	6.4	8.0	8.2	10.5	11.9	15.6	19.3	1.6	0.2	2.4	1.3	3.7	3.7	
62 化学療法剤	5.5	5.6	6.2	7.3	7.5	7.0	7.4	0.1	0.7	1.1	0.1	▲0.4	0.4	
624 合成抗菌剤	1.2	1.0	4.5	7.2	7.3	6.2	6.0	▲0.2	3.5	2.8	0.1	▲1.1	▲0.2	
625 抗ウイルス剤	3.7	2.7	2.0	2.1	1.9	1.5	2.2	▲1.0	▲0.7	0.1	▲0.2	▲0.4	0.7	

注)表示していない項目(薬効)がある。

11. 都道府県別の状況(1)(調剤医療費の内訳)

調剤医療費の内訳を都道府県別にみると、処方せん1枚当たり調剤医療費が最も高い石川県では、技術料の割合が21.5%、薬剤料の割合が78.3%となっていた。一方、最も低い佐賀県では技術料の割合が28.8%、薬剤料の割合が71.1%となっていた。

薬剤料全体の伸び率が+7.5%(最高:福井県+11.6%、最低:宮城県+4.7%)であるのに対し、後発医薬品の伸び率は+21.0%(最高:福井県+26.9%、最低:鳥根県+16.6%)と異なっており、全都道府県において、薬剤料全体に比べ、後発医薬品の伸び率が高かった。

表11-1 都道府県別 調剤医療費の報酬別内訳

平成25年度

	総 額 (単位:億円)								処方せん1枚当たり (単位:円)				
	調剤医療費								調剤医療費				
	技術料	構成割合 (%)	薬剤料	後発医薬品	構成割合 (%)	特定保険医療材料	構成割合 (%)	技術料	薬剤料	後発医薬品	特定保険医療材料		
全 国	69,933	17,371	24.8	52,444	5,999	75.0	118	0.2	8,857	2,200	6,642	760	15
北海道	3,666	816	22.2	2,845	352	77.6	5	0.1	10,448	2,325	8,109	1,004	15
青 森	909	225	24.8	682	87	75.0	2	0.2	9,039	2,239	6,778	867	22
岩 手	826	193	23.3	632	92	76.5	1	0.2	9,734	2,270	7,447	1,088	16
宮 城	1,392	345	24.8	1,044	125	75.0	2	0.2	8,778	2,178	6,587	788	14
秋 田	831	183	22.0	647	66	77.8	2	0.2	10,391	2,286	8,086	826	19
山 形	676	171	25.3	503	69	74.4	2	0.3	8,896	2,252	6,619	912	25
福 島	1,212	287	23.7	923	103	76.2	2	0.2	9,700	2,297	7,389	824	15
茨 城	1,567	365	23.3	1,200	131	76.6	2	0.1	9,675	2,251	7,411	810	13
栃 木	939	236	25.2	701	84	74.7	1	0.1	8,622	2,171	6,437	768	13
群 馬	891	214	24.1	675	84	75.7	2	0.2	9,113	2,194	6,902	863	16
埼 玉	3,478	864	24.8	2,609	317	75.0	5	0.1	8,688	2,157	6,518	793	13
千 葉	3,091	751	24.3	2,334	275	75.5	6	0.2	8,899	2,161	6,721	791	17
東 京	8,221	2,029	24.7	6,179	631	75.2	13	0.2	8,588	2,119	6,454	659	14
神奈川	5,073	1,273	25.1	3,792	420	74.8	7	0.1	8,422	2,114	6,296	697	12
新 潟	1,389	344	24.8	1,043	130	75.1	2	0.2	9,063	2,246	6,803	847	14
富 山	477	112	23.5	364	46	76.2	1	0.2	9,770	2,301	7,449	934	21
石 川	599	129	21.5	469	52	78.3	1	0.2	11,205	2,412	8,772	967	21
福 井	313	68	21.8	244	30	78.0	1	0.3	10,742	2,338	8,373	1,016	30
山 梨	501	114	22.7	386	40	77.1	1	0.2	9,692	2,196	7,473	781	22
長 野	1,147	272	23.7	873	118	76.1	2	0.2	10,040	2,381	7,642	1,035	18
岐 阜	1,074	272	25.4	800	92	74.5	2	0.1	8,751	2,220	6,518	748	13
静 岡	2,014	505	25.1	1,506	175	74.8	3	0.2	8,691	2,178	6,498	753	15
愛 知	3,419	869	25.4	2,545	279	74.4	5	0.1	8,524	2,167	6,345	696	13
三 重	853	219	25.6	633	74	74.2	1	0.2	8,571	2,198	6,359	748	13
滋 賀	688	160	23.3	525	55	76.4	2	0.3	9,439	2,202	7,208	754	29
京 都	1,259	275	21.8	981	95	77.9	4	0.3	10,607	2,313	8,263	801	31
大 阪	4,687	1,141	24.3	3,537	361	75.5	9	0.2	9,165	2,231	6,917	705	18
兵 庫	3,098	798	25.8	2,295	250	74.1	5	0.2	8,538	2,200	6,325	688	13
奈 良	587	155	26.4	432	58	73.5	1	0.1	8,612	2,272	6,330	844	10
和歌山	424	104	24.4	320	33	75.4	1	0.1	9,091	2,223	6,855	718	13
鳥 取	333	84	25.1	249	28	74.7	1	0.2	9,227	2,317	6,892	780	19
島 根	430	112	26.0	317	41	73.8	1	0.2	9,133	2,375	6,738	864	20
岡 山	929	247	26.6	680	83	73.2	2	0.2	8,369	2,226	6,129	751	14
広 島	1,750	458	26.2	1,289	135	73.7	3	0.2	8,424	2,203	6,207	651	14
山 口	899	235	26.2	662	77	73.7	1	0.1	8,489	2,223	6,254	730	12
徳 島	377	91	24.2	285	25	75.6	1	0.2	9,215	2,231	6,964	614	20
香 川	584	142	24.3	441	46	75.4	2	0.3	9,231	2,241	6,961	721	29
愛 媛	647	161	25.0	484	50	74.9	1	0.2	8,815	2,201	6,599	687	15
高 知	479	107	22.4	371	39	77.5	1	0.1	10,466	2,343	8,109	859	14
福 岡	2,859	807	28.2	2,048	237	71.6	4	0.1	7,611	2,149	5,452	632	10
佐 賀	534	154	28.8	380	43	71.1	1	0.1	7,474	2,153	5,312	595	9
長 崎	888	232	26.2	654	78	73.7	1	0.2	8,521	2,230	6,277	752	14
熊 本	963	264	27.4	698	92	72.4	2	0.2	7,930	2,170	5,743	761	16
大 分	711	180	25.3	531	64	74.6	1	0.1	8,914	2,256	6,651	801	7
宮 崎	667	179	26.8	488	62	73.1	1	0.1	8,141	2,178	5,954	762	10
鹿児島	930	261	28.1	668	101	71.8	1	0.1	7,985	2,240	5,735	866	9
沖 縄	648	167	25.8	479	72	73.9	2	0.3	8,604	2,222	6,357	950	25

表11-2 都道府県別 調剤医療費の報酬別内訳 (対前年度比)

	総 額								処方せん1枚当たり				
	調剤医療費								調剤医療費				
	技術料	構成割合	薬剤料	後発医薬品	構成割合	特定保険 医療材料 料	構成割合	技術料	薬剤料	後発医薬品	特定保険 医療材料 料		
全 国	6.1	2.1	▲ 1.0	7.5	21.0	1.0	5.4	▲ 0.0	5.4	1.4	6.8	20.2	4.7
北海道	6.3	2.5	▲ 0.8	7.5	20.8	0.8	5.0	▲ 0.0	4.9	1.1	6.0	19.1	3.6
青 森	6.7	2.2	▲ 1.1	8.3	20.3	1.1	2.2	▲ 0.0	6.0	1.5	7.6	19.5	1.5
岩 手	5.7	1.4	▲ 1.0	7.0	18.7	1.0	12.7	0.0	5.7	1.5	7.1	18.7	12.8
宮 城	3.4	▲ 0.6	▲ 1.0	4.7	18.7	1.0	5.6	0.0	5.9	1.9	7.4	21.7	8.3
秋 田	4.9	1.1	▲ 0.8	6.0	24.2	0.8	1.3	▲ 0.0	5.5	1.7	6.7	25.0	1.9
山 形	6.0	2.7	▲ 0.8	7.3	18.2	0.9	▲ 10.7	▲ 0.1	4.8	1.5	6.1	16.9	▲ 11.8
福 島	4.1	▲ 0.7	▲ 1.1	5.6	17.5	1.1	6.9	0.0	6.3	1.4	7.9	20.1	9.2
茨 城	5.5	1.4	▲ 1.0	6.8	17.7	1.0	5.6	0.0	5.3	1.1	6.6	17.4	5.3
栃 木	6.7	3.0	▲ 0.9	8.0	20.5	0.9	3.4	▲ 0.0	4.9	1.2	6.1	18.4	1.6
群 馬	7.7	4.0	▲ 0.9	9.0	25.0	0.9	12.9	0.0	5.6	1.9	6.8	22.5	10.7
埼 玉	6.2	2.3	▲ 1.0	7.6	22.3	1.0	5.3	▲ 0.0	5.1	1.2	6.5	21.1	4.2
千 葉	6.2	1.8	▲ 1.0	7.7	21.1	1.0	8.7	0.0	5.9	1.6	7.4	20.8	8.4
東 京	4.9	1.2	▲ 0.9	6.1	23.1	0.9	5.8	0.0	4.9	1.3	6.1	23.1	5.8
神 奈 川	5.2	1.5	▲ 0.9	6.5	19.8	0.9	0.1	▲ 0.0	5.5	1.8	6.8	20.1	0.3
新 潟	5.1	1.6	▲ 0.8	6.3	18.5	0.8	11.3	0.0	4.7	1.2	5.9	18.0	10.9
富 山	7.7	4.3	▲ 0.8	8.8	20.4	0.8	▲ 2.3	▲ 0.0	4.5	1.1	5.6	16.8	▲ 5.2
石 川	7.0	4.1	▲ 0.6	7.8	21.5	0.6	7.5	0.0	4.0	1.1	4.8	18.1	4.4
福 井	10.5	7.0	▲ 0.7	11.6	26.9	0.8	▲ 1.2	▲ 0.0	4.1	0.8	5.1	19.5	▲ 6.9
山 梨	5.8	1.1	▲ 1.1	7.2	25.1	1.1	8.5	0.0	6.2	1.5	7.7	25.6	9.0
長 野	7.0	3.2	▲ 0.9	8.3	21.1	0.9	1.4	▲ 0.0	5.4	1.7	6.7	19.4	▲ 0.1
岐 阜	6.8	2.8	▲ 1.0	8.2	20.8	1.0	5.7	▲ 0.0	5.0	1.1	6.4	18.9	4.0
静 岡	6.3	2.0	▲ 1.1	7.8	18.6	1.1	5.1	▲ 0.0	5.7	1.4	7.2	17.9	4.5
愛 知	7.3	2.6	▲ 1.2	9.0	21.9	1.2	7.2	▲ 0.0	6.5	1.8	8.2	21.0	6.4
三 重	8.0	4.3	▲ 0.9	9.3	22.4	0.9	7.3	▲ 0.0	5.0	1.5	6.3	19.0	4.4
滋 賀	9.5	4.5	▲ 1.1	11.2	24.3	1.1	3.5	▲ 0.0	6.5	1.6	8.1	20.8	0.6
京 都	8.1	4.1	▲ 0.8	9.3	23.0	0.8	3.8	▲ 0.0	5.2	1.3	6.3	19.6	1.0
大 阪	7.1	3.3	▲ 0.9	8.4	23.0	0.9	2.3	▲ 0.0	4.8	1.1	6.0	20.3	0.1
兵 庫	7.1	2.5	▲ 1.2	8.8	21.4	1.2	8.9	0.0	5.8	1.2	7.5	19.9	7.6
奈 良	7.4	3.6	▲ 1.0	8.8	20.4	1.0	10.9	0.0	5.1	1.4	6.5	17.8	8.6
和歌山	6.1	2.9	▲ 0.8	7.2	21.2	0.8	4.9	▲ 0.0	4.9	1.7	6.0	19.9	3.8
鳥 取	5.3	1.3	▲ 1.0	6.7	21.2	1.0	6.3	0.0	5.6	1.6	7.0	21.6	6.6
島 根	6.2	2.4	▲ 1.0	7.6	16.6	1.0	9.3	0.0	5.3	1.5	6.7	15.5	8.3
山 岡	5.9	1.5	▲ 1.2	7.6	21.0	1.1	23.2	0.0	5.8	1.4	7.5	20.9	23.0
広 島	4.8	0.1	▲ 1.2	6.5	19.0	1.2	9.9	0.0	6.6	1.8	8.4	21.1	11.8
山 口	6.3	1.9	▲ 1.1	8.0	18.5	1.1	5.4	▲ 0.0	5.9	1.5	7.6	18.0	5.0
徳 島	6.6	2.1	▲ 1.1	8.1	22.9	1.0	12.0	0.0	6.3	1.9	7.8	22.6	11.7
香 川	5.9	1.2	▲ 1.1	7.5	23.3	1.1	▲ 0.2	▲ 0.0	6.3	1.7	7.9	23.8	0.3
愛 媛	4.6	1.0	▲ 0.9	5.9	20.0	0.9	2.4	▲ 0.0	5.0	1.4	6.3	20.4	2.8
高 知	7.2	2.5	▲ 1.0	8.6	22.5	1.0	0.0	▲ 0.0	6.3	1.6	7.7	21.5	▲ 0.8
福 岡	6.2	1.8	▲ 1.2	8.1	20.7	1.2	8.0	0.0	5.6	1.2	7.4	20.0	7.3
佐 賀	5.3	1.1	▲ 1.2	7.0	19.5	1.2	28.7	0.0	5.3	1.1	7.0	19.5	28.7
長 崎	5.8	1.6	▲ 1.1	7.5	20.1	1.1	▲ 2.1	▲ 0.0	5.7	1.5	7.4	20.0	▲ 2.2
熊 本	6.7	3.0	▲ 1.0	8.2	20.6	1.0	6.8	0.0	4.8	1.2	6.2	18.4	4.9
大 分	5.5	1.3	▲ 1.1	7.1	18.2	1.0	8.8	0.0	5.5	1.3	7.0	18.1	8.7
宮 崎	6.5	2.2	▲ 1.1	8.1	21.1	1.1	10.2	0.0	5.2	1.0	6.8	19.6	8.9
鹿 児 島	6.6	2.3	▲ 1.2	8.3	19.5	1.2	8.1	0.0	5.3	1.0	7.0	18.0	6.8
沖 縄	7.6	3.1	▲ 1.1	9.3	19.0	1.1	13.6	0.0	5.9	1.4	7.5	17.1	11.7

(注)構成割合は対前年度差。

12. 都道府県別の状況(2)(処方せん1枚当たり薬剤料の3要素分解)

内服薬の処方せん1枚当たり薬剤料を都道府県別にみると、石川県が7,493円と最も高く、処方せん1枚当たり薬剤種類数、1種類当たり投薬日数、1種類1日当たり薬剤料の3要素に分解すると、3.23、25.4日、91円となっており、薬剤種類数は全国で最も高かった。一方、佐賀県が4,441円と最も低く、3要素に分解すると、2.93、17.6日、86円となっており、1種類当たり投薬日数は全国で最も低かった。

表12 都道府県別 内服薬 処方せん1枚当たり薬剤料の3要素分解

平成25年度

	実 額				対前年度比 (単位:%)			
	処方せん1枚当たり薬剤料 (円)				処方せん1枚当たり薬剤料			
	処方せん1枚当たり薬剤種類数	1種類当たり投薬日数(日)	1種類1日当たり薬剤料(円)		処方せん1枚当たり薬剤種類数	1種類当たり投薬日数	1種類1日当たり薬剤料	
全 国	5,528	2.90	21.8	87	6.7	▲ 0.0	3.5	3.2
北海道	6,793	3.20	25.3	84	5.9	▲ 0.4	2.9	3.3
青 森	5,691	2.98	22.7	84	7.6	0.1	4.1	3.3
岩 手	6,339	2.93	26.0	83	7.0	0.3	3.5	3.1
宮 城	5,491	2.89	22.6	84	8.0	0.6	4.0	3.1
秋 田	6,840	3.15	25.9	84	6.4	▲ 0.6	3.8	3.1
山 形	5,548	2.81	23.6	84	6.2	▲ 0.2	2.8	3.5
福 島	6,275	3.08	23.7	86	7.9	0.0	4.7	3.0
茨 城	6,278	2.96	23.9	89	6.6	▲ 0.0	3.2	3.3
栃 木	5,467	2.92	21.7	86	6.1	▲ 0.1	3.5	2.6
群 馬	5,780	2.96	22.3	88	6.5	0.9	3.5	2.0
埼 玉	5,418	2.80	22.3	87	6.4	▲ 0.3	3.7	2.8
千 葉	5,591	2.74	23.3	88	7.2	▲ 0.0	3.9	3.3
東 京	5,336	2.78	21.3	90	5.9	▲ 0.0	2.9	2.9
神奈川	5,216	2.67	21.9	89	6.7	0.2	3.6	2.8
新 潟	5,702	2.73	24.8	84	5.7	▲ 0.6	3.2	3.0
富 山	6,286	2.87	25.3	87	5.3	▲ 0.4	2.3	3.4
石 川	7,493	3.23	25.4	91	4.5	▲ 0.6	2.5	2.5
福 井	7,102	3.15	24.9	91	4.9	▲ 0.8	1.5	4.2
山 梨	6,308	2.85	24.8	89	7.7	0.2	4.3	3.1
長 野	6,415	2.92	26.0	84	6.5	0.3	3.0	3.1
岐 阜	5,417	2.98	20.5	88	6.1	▲ 0.4	3.3	3.1
静 岡	5,367	2.75	22.3	88	7.0	▲ 0.3	4.1	3.1
愛 知	5,242	2.84	20.4	90	8.2	0.5	4.1	3.5
三 重	5,339	2.87	21.4	87	6.3	0.3	3.1	2.8
滋 賀	5,960	2.82	23.4	90	7.8	▲ 0.3	4.6	3.4
京 都	6,836	3.03	23.9	94	5.9	▲ 0.3	2.8	3.4
大 阪	5,705	3.05	20.4	92	5.9	▲ 0.3	2.8	3.3
兵 庫	5,194	2.82	20.9	88	7.2	▲ 0.1	3.8	3.5
奈 良	5,243	2.80	22.6	83	6.4	▲ 0.0	3.9	2.4
和歌山	5,689	2.98	22.1	87	6.2	▲ 0.1	3.0	3.2
鳥 取	5,824	2.98	22.1	89	7.1	▲ 0.1	3.3	3.7
島 根	5,783	3.14	22.2	83	6.7	0.3	2.5	3.8
岡 山	5,152	3.03	20.2	84	6.9	0.5	3.5	2.8
広 島	5,165	2.97	19.1	91	8.3	0.0	4.9	3.3
山 口	5,218	2.83	20.8	89	7.4	0.0	3.9	3.3
徳 島	5,889	3.07	20.8	92	7.1	▲ 0.3	4.4	2.8
香 川	5,813	2.94	21.1	94	8.2	0.4	4.0	3.6
愛 媛	5,465	2.84	21.8	88	6.1	0.1	3.0	2.8
高 知	6,925	3.16	24.4	90	7.5	▲ 0.5	4.4	3.4
福 岡	4,520	2.95	18.1	85	7.3	▲ 0.1	3.6	3.7
佐 賀	4,441	2.93	17.6	86	6.8	▲ 0.4	3.3	3.8
長 崎	5,228	3.06	20.5	83	7.5	0.1	3.8	3.5
熊 本	4,766	3.13	18.9	80	6.2	▲ 0.0	3.1	3.1
大 分	5,603	3.18	20.6	85	6.8	▲ 0.1	3.5	3.3
宮 崎	4,865	2.92	20.4	82	6.4	▲ 0.0	3.1	3.2
鹿 児 島	4,745	2.96	20.1	80	6.7	0.5	3.0	3.1
沖 縄	5,146	2.80	22.5	82	8.0	1.6	1.9	4.3

13. 都道府県別の状況(3)(後発医薬品割合)

平成25年度末における後発医薬品割合を都道府県別にみると、数量ベース(新指標、旧指標)が最も高かったのは沖縄県であり、それぞれ66.5%、45.4%であった。また、薬剤料ベースが最も高かったのは鹿児島県であり、16.6%であった。一方、数量ベース、薬剤料ベースともに最も低かったのは徳島県であり、それぞれ42.4%、27.9%であった。

対前年差をみると、最も高かったのは数量ベース(旧指標)が岡山県の+4.4%、薬剤料ベースが鹿児島県の+2.4%であった。一方、数量ベース(旧指標)、薬剤料ベースともに最も低かったのは福島県であり、それぞれ+2.9%、+1.4%であった。

平成26年3月

表13 都道府県別 後発医薬品割合

(単位:%)

	後発医薬品割合			後発医薬品 調剤率	対前年差			
	数量ベース (新指標)	数量ベース (旧指標)	薬剤料ベース		数量ベース (新指標)	数量ベース (旧指標)	薬剤料ベース	後発医薬品 調剤率
全 国	51.2	33.2	12.6	57.2	-	3.8	1.9	4.4
北海道	51.4	34.1	13.4	61.1	-	3.7	1.9	4.1
青 森	53.4	34.9	13.7	61.7	-	3.2	1.6	3.8
岩 手	56.9	36.4	15.6	63.1	-	3.1	1.7	3.6
宮 城	53.0	33.9	13.1	59.9	-	3.9	2.2	4.9
秋 田	45.4	29.1	11.3	55.0	-	4.2	2.1	4.4
山 形	56.9	37.7	15.0	62.2	-	4.0	1.9	4.3
福 島	47.7	31.3	11.9	58.8	-	2.9	1.4	4.3
茨 城	48.7	31.8	12.0	55.1	-	3.8	1.7	4.9
栃 木	50.2	32.6	13.1	57.3	-	3.4	1.8	4.5
群 馬	55.1	35.8	13.6	59.5	-	4.3	2.1	5.5
埼 玉	53.1	34.5	13.6	57.9	-	4.1	2.2	4.5
千 葉	52.4	33.8	13.0	56.9	-	3.8	1.8	4.6
東 京	48.2	30.3	11.5	51.5	-	4.2	1.9	5.1
神奈川	50.7	32.5	12.4	53.0	-	3.7	1.7	4.6
新 潟	51.9	33.8	13.6	59.5	-	3.8	1.9	4.8
富 山	55.5	36.2	13.7	62.0	-	3.7	2.0	4.4
石 川	51.9	32.9	11.8	58.0	-	3.5	1.6	5.1
福 井	54.0	35.2	13.0	60.8	-	3.9	2.0	4.0
山 梨	44.4	28.2	11.3	49.6	-	3.0	2.1	3.8
長 野	55.4	35.8	14.7	58.4	-	4.1	1.9	5.3
岐 阜	49.7	32.3	12.7	58.1	-	3.3	1.8	3.4
静 岡	52.0	33.9	13.0	57.5	-	4.0	1.8	4.1
愛 知	50.2	32.2	12.3	57.9	-	3.8	1.9	4.2
三 重	52.3	34.0	13.2	59.1	-	3.7	1.9	3.8
滋 賀	48.6	31.9	11.8	55.7	-	3.6	1.7	4.4
京 都	48.5	31.5	10.9	54.1	-	3.6	1.8	4.2
大 阪	48.5	31.8	11.4	55.3	-	3.5	1.9	4.0
兵 庫	50.7	33.2	12.1	56.2	-	3.8	1.8	4.2
奈 良	53.0	35.6	14.5	57.7	-	3.4	1.6	3.6
和歌山	48.3	31.3	11.3	54.1	-	3.4	1.5	4.5
鳥 取	52.5	33.9	12.2	56.6	-	4.4	1.8	5.2
島 根	54.2	35.9	14.1	59.9	-	4.2	2.1	5.2
岡 山	54.2	35.7	13.6	60.0	-	4.4	2.2	4.7
広 島	49.7	32.0	11.9	56.9	-	4.3	2.1	4.5
山 口	53.4	35.1	13.2	61.0	-	4.2	2.2	4.6
徳 島	42.4	27.9	9.6	50.6	-	3.4	1.6	3.6
香 川	49.5	32.6	11.5	57.5	-	4.2	1.9	4.6
愛 媛	49.2	32.4	11.7	58.4	-	3.5	1.7	4.2
高 知	47.0	30.9	11.8	54.4	-	3.9	1.9	3.5
福 岡	53.0	34.3	12.6	60.3	-	3.6	1.8	3.8
佐 賀	52.5	33.8	12.4	59.9	-	3.9	1.9	4.6
長 崎	52.7	34.5	13.2	59.8	-	4.1	2.0	3.9
熊 本	55.6	37.4	14.5	65.2	-	3.9	2.0	4.1
大 分	50.4	33.5	12.8	58.9	-	3.0	1.4	2.8
宮 崎	55.1	36.6	14.1	62.6	-	4.0	2.2	3.7
鹿児島	60.6	41.1	16.6	66.4	-	4.1	2.4	4.0
沖 縄	66.5	45.4	16.0	70.4	-	3.0	1.9	3.1

14. 処方せん発行元医療機関別分析

調剤医療費を処方せん発行元別にみると、病院の2兆8,335億円に比べ、診療所が4兆1,237億円と高く、中でも内科が2兆2,094億円と最も高かった。また、処方せん1枚当たり調剤医療費は、診療所の6,958円に比べ、病院が15,097円と高く、中でも大学病院が23,122円と最も高かった。

内服薬の処方せん1枚当たり薬剤料を、処方せん1枚当たり薬剤種類数、1種類当たり投薬日数、1種類1日当たり薬剤料に分解すると、薬剤料が最も高かった大学病院では投薬日数及び1種類1日あたり薬剤料が、他の医療機関と比べて最も高かった。また、薬剤種類数が最も多かったのは内科であった。

さらに、内服薬について薬効分類別にみると、病院は全数及び処方せん1枚当たりのいずれにおいても、循環器官用薬が最も高かった。一方、診療所は、内科については循環器官用薬が最も高かったものの、診療科によって傾向は異なっていた。

平成25年度末の後発医薬品割合をみると、数量ベース(新指標)が最も高かったのは眼科であり、59.8%であった。また薬剤料ベースが最も高かったのは歯科診療所であり、23.0%であった。一方、数量ベース、薬剤料ベースともに最も低かったのは大学病院であり、それぞれ38.4%(新指標)、6.5%であった。

平成25年度
(億円)

表14-1 調剤医療費の内訳(総額)

	総数																	歯科		
	医科								診療所								病院	診療所		
	病院				診療所				内科	小児科	外科	整形外科	皮膚科	産婦人科	眼科	耳鼻咽喉科			その他	
大学病院	公的病院	法人病院	個人病院	内科	小児科	外科	整形外科	皮膚科									産婦人科	眼科		耳鼻咽喉科
調剤医療費(億円)	69,933	69,572	28,335	4,370	11,435	12,307	223	41,237	22,094	1,740	1,841	2,839	2,040	318	1,724	2,544	6,097	178	75	103
技術料(億円)	17,371	17,228	4,659	463	1,652	2,490	54	12,568	6,042	808	539	926	845	112	588	1,066	1,643	96	27	69
薬剤料(億円)	52,444	52,228	23,595	3,888	9,744	9,794	169	28,633	16,021	933	1,302	1,912	1,195	206	1,136	1,478	4,451	82	48	34
内服薬薬剤料(億円)(再掲)	43,755	43,579	20,030	3,164	8,271	8,451	145	23,548	14,083	676	1,135	1,383	668	181	108	1,217	4,097	70	41	29
頓服薬他薬剤料(億円)(再掲)	382	378	142	20	54	67	1	236	128	7	10	7	1	2	1	6	74	3	1	2
注射薬薬剤料(億円)(再掲)	1,959	1,950	1,392	421	592	374	5	558	349	34	15	127	1	2	1	0	27	1	1	0
外用薬薬剤料(億円)(再掲)	6,348	6,321	2,030	283	828	901	18	4,291	1,461	216	141	395	524	21	1,026	254	254	8	5	3
後発医薬品薬剤料(億円)(再掲)	5,999	5,970	2,313	228	930	1,135	21	3,657	2,034	91	175	246	176	17	177	255	485	12	6	6
特定保険医療材料料(億円)	118	117	81	19	39	23	0	36	32	0	1	1	0	0	0	0	2	0	0	0

注) 処方せん発行元医療機関が特定出来なかったものは掲載していないため、内訳を足し上げても総数と一致しない。

平成25年度
(円)

表14-2 処方せん1枚当たり調剤医療費の内訳と構成割合

	総数																	歯科		
	医科								診療所								病院	診療所		
	病院				診療所				内科	小児科	外科	整形外科	皮膚科	産婦人科	眼科	耳鼻咽喉科			その他	
大学病院	公的病院	法人病院	個人病院	内科	小児科	外科	整形外科	皮膚科									産婦人科	眼科		耳鼻咽喉科
調剤医療費(円)	8,857	8,916	15,097	23,122	17,218	12,294	9,790	6,958	8,730	4,125	7,759	5,502	4,400	5,299	3,780	4,408	9,188	2,515	4,064	1,970
技術料(円)	2,200	2,208	2,482	2,450	2,487	2,488	2,368	2,121	2,387	1,914	2,270	1,794	1,823	1,865	1,289	1,847	2,477	1,356	1,464	1,318
構成割合(%)	24.8	24.8	16.4	10.6	14.4	20.2	24.2	30.5	27.3	46.4	29.3	32.6	41.4	35.2	34.1	41.9	27.0	53.9	36.0	66.9
薬剤料(円)	6,642	6,693	12,571	20,570	14,672	9,784	7,413	4,831	6,330	2,210	5,485	3,706	2,577	3,433	2,491	2,561	6,708	1,158	2,598	651
構成割合(%)	75.0	75.1	83.3	89.0	85.2	79.6	75.7	69.4	72.5	53.6	70.7	67.4	58.6	64.8	65.9	58.1	73.0	46.0	63.9	33.1
内服薬薬剤料(円)(再掲)	5,542	5,585	10,672	16,740	12,454	8,443	6,341	3,973	5,564	1,602	4,783	2,680	1,441	3,019	238	2,110	6,174	987	2,216	554
頓服薬他薬剤料(円)(再掲)	48	48	76	106	81	67	46	40	50	16	43	14	3	34	2	11	111	43	61	37
注射薬薬剤料(円)(再掲)	248	250	742	2,227	891	374	241	94	138	81	64	247	2	35	2	1	41	14	52	0
外用薬薬剤料(円)(再掲)	804	810	1,082	1,497	1,246	900	785	724	577	511	595	765	1,131	345	2,249	440	383	114	268	60
後発医薬品薬剤料(円)(再掲)	760	765	1,233	1,204	1,400	1,134	934	617	804	217	739	477	379	281	388	442	732	175	326	122
特定保険医療材料料(円)	15	15	43	102	58	23	9	6	13	1	4	1	0	1	0	0	3	1	3	0
構成割合(%)	0.2	0.2	0.3	0.4	0.3	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0

表14-3 処方せん1枚当たり薬剤料の3要素分解

平成25年度

	総数	医科															歯科			
		病院	診療所				内科	小児科	外科	整形外科	皮膚科	産婦人科	眼科	耳鼻咽喉科	その他	病院	診療所			
			大学病院	公的病院	法人病院	個人病院														
内服薬 処方せん1枚当たり薬剤料(円)	5,528	5,571	10,649	16,706	12,428	8,423	6,328	3,963	5,553	1,601	4,774	2,674	1,438	2,716	236	2,108	6,163	986	2,213	554
処方せん1枚当たり薬剤種類数	2.90	2.91	3.28	3.12	3.08	3.45	3.45	2.79	3.60	2.90	3.24	1.93	1.00	1.73	0.19	2.68	3.41	1.17	1.30	1.12
1種類当たり投薬日数(日)	21.8	21.9	31.9	38.0	36.6	28.2	22.9	18.2	20.3	7.6	19.2	16.5	16.9	18.0	21.0	9.2	21.8	6.5	13.4	3.8
1種類1日当たり薬剤料(円)	87	87	102	141	110	87	80	78	76	72	77	84	85	87	60	86	83	129	128	131

表14-4 内服薬 薬効分類別薬剤料

平成25年度
(単位:億円)

	総数	医科															歯科			
		病院	診療所				内科	小児科	外科	整形外科	皮膚科	産婦人科	眼科	耳鼻咽喉科	その他	病院	診療所			
			大学病院	公的病院	法人病院	個人病院														
内服薬 総数	43,650	43,473	19,987	3,158	8,253	8,432	144	23,486	14,055	675	1,133	1,380	667	163	108	1,216	4,090	70	41	29
11 中枢神経系用薬	7,066	7,038	3,287	502	1,151	1,611	23	3,751	1,497	50	138	343	17	11	5	16	1,674	8	6	2
112 催眠鎮静剤、抗不安剤	660	658	224	27	69	125	2	434	222	3	17	11	2	3	1	5	172	0	0	0
114 解熱鎮痛消炎剤	866	860	389	45	148	192	5	471	170	2	36	215	4	2	1	6	35	3	2	2
116 抗パーキンソン剤	598	597	405	87	178	138	1	192	101	1	5	3	0	1	0	0	80	1	1	0
117 精神神経用剤	2,367	2,358	1,007	146	284	573	5	1,351	291	25	15	9	2	3	1	2	1,002	1	1	0
119 その他中枢神経系用薬	2,076	2,068	954	131	345	469	9	1,114	657	6	62	104	8	3	1	2	271	2	2	0
21 循環器官用薬	11,412	11,382	4,687	563	1,795	2,285	44	6,695	5,214	59	364	126	17	19	11	44	842	3	3	0
212 不整脈用剤	562	560	271	39	111	119	2	290	224	2	14	3	0	0	0	0	45	0	0	0
214 血圧降下剤	5,393	5,380	2,114	200	792	1,100	21	3,266	2,569	30	184	59	7	9	4	5	400	1	1	0
217 血管拡張剤	1,525	1,521	600	54	223	316	6	922	727	9	53	18	2	3	1	2	108	0	0	0
218 高脂血症用剤	2,815	2,808	1,081	121	421	529	10	1,727	1,353	15	94	35	4	6	2	3	215	1	1	0
22 呼吸器官用薬	497	496	136	14	57	63	1	360	172	69	10	4	1	1	0	83	19	0	0	0
23 消化器官用薬	4,099	4,084	1,938	290	772	860	16	2,146	1,512	21	139	113	11	6	4	26	315	6	5	1
232 消化性潰瘍用剤	2,930	2,921	1,344	178	534	621	11	1,577	1,120	11	100	100	9	4	3	18	212	2	2	0
239 その他の消化器官用薬	579	575	322	72	134	114	2	253	167	3	18	6	1	1	0	3	54	3	3	0
25 泌尿生殖器官および肛門用薬	1,231	1,229	589	64	267	251	6	639	339	4	35	11	16	6	0	1	226	0	0	0
31 ビタミン剤	842	839	325	48	126	148	3	514	210	3	28	156	36	3	15	22	41	1	1	0
32 滋養強壮薬	504	501	282	57	127	97	1	219	169	4	12	8	0	1	1	1	22	2	2	0
325 蛋白アミノ酸製剤	442	439	252	52	114	85	1	187	150	2	11	4	0	0	0	0	19	2	2	0
33 血液・体液用薬	3,096	3,087	1,549	167	611	759	12	1,537	1,003	12	80	149	12	4	10	9	259	1	1	0
39 その他の代謝性医薬品	5,616	5,600	2,859	560	1,159	1,120	20	2,741	1,900	21	140	339	21	8	6	57	249	3	3	0
396 糖尿病用剤	2,682	2,675	1,163	112	458	583	10	1,512	1,258	11	77	20	3	3	2	137	1	1	1	0
399 他に分類されない代謝性医薬品	2,315	2,307	1,350	399	540	403	7	957	469	5	48	301	16	5	2	29	82	2	2	0
42 腫瘍用薬	2,223	2,212	2,028	492	1,129	404	4	184	84	1	43	1	2	1	0	0	52	6	6	0
422 代謝拮抗剤	477	472	445	87	247	110	1	27	16	0	7	0	0	0	0	0	3	4	4	0
429 その他の腫瘍用薬	1,679	1,675	1,522	381	856	283	3	153	67	1	37	1	2	1	0	0	45	1	1	0
44 アレルギー用薬	2,788	2,780	649	89	271	284	5	2,131	790	262	48	33	297	7	14	566	114	1	1	0
52 漢方製剤	985	980	304	44	111	146	3	675	361	13	32	38	35	32	5	46	113	3	2	0
61 抗生物質製剤	970	938	222	33	103	86	1	716	264	102	18	11	51	4	7	225	34	29	7	22
613 グラム陽性・陰性菌に作用するもの	439	417	56	5	20	30	1	362	109	67	9	7	25	2	6	122	15	20	5	16
614 グラム陽性菌、マイコプラズマに作用するもの	408	399	88	11	40	37	1	311	130	34	7	3	18	2	1	102	15	8	2	6
62 化学療法剤	1,470	1,461	705	156	377	169	3	755	358	50	27	23	129	7	6	98	57	6	4	3
624 合成抗菌剤	437	433	90	10	35	44	1	343	172	20	13	6	8	2	3	90	29	3	1	2
625 抗ウイルス剤	785	783	487	115	281	90	1	296	146	29	9	5	75	4	2	6	20	1	1	0

注)表示していない項目(薬効)がある。

表14-5 内服薬 薬効分類別処方せん1枚当たり薬剤料

	総数																		歯科	
	内科														眼科		病院	診療所		
	病院				診療所															
			大学病院	公的病院	法人病院	個人病院		内科	小児科	外科	整形外科	皮膚科	産婦人科	眼科	耳鼻咽喉科	その他				
内服薬 総数	5,528	5,571	10,649	16,706	12,428	8,423	6,328	3,963	5,553	1,601	4,774	2,674	1,438	2,716	236	2,108	6,163	986	2,213	554
11 中枢神経系用薬	895	902	1,751	2,656	1,733	1,609	987	633	591	117	581	666	37	190	10	28	2,523	107	309	36
112 催眠鎮静剤、抗不安剤	84	84	119	145	104	125	91	73	88	7	70	21	4	44	2	8	259	3	11	0
114 解熱鎮痛消炎剤	110	110	207	238	223	192	201	79	67	5	152	416	9	28	2	11	52	48	96	31
116 抗パーキンソン剤	76	76	216	459	269	138	64	32	40	2	21	6	1	11	0	1	121	8	28	0
117 精神神経用剤	300	302	537	772	428	572	205	228	115	58	64	17	5	52	2	4	1,510	11	42	1
119 その他中枢神経系用薬	263	265	508	692	519	469	386	188	259	15	259	202	18	51	3	3	408	30	107	2
21 循環器官用薬	1,445	1,459	2,497	2,978	2,702	2,283	1,928	1,130	2,060	140	1,534	244	36	319	23	76	1,268	46	170	3
212 不整脈用剤	71	72	144	206	167	119	86	49	89	5	57	7	1	8	1	1	67	3	12	0
214 血圧降下剤	683	689	1,126	1,060	1,192	1,099	929	551	1,015	71	773	114	16	147	9	8	603	19	69	1
217 血管拡張剤	193	195	319	287	336	316	268	156	287	20	223	35	5	43	3	3	163	5	20	0
218 高脂血症用剤	357	360	576	641	634	529	430	291	534	36	398	68	9	107	5	5	323	11	39	1
22 呼吸器官用薬	63	64	72	76	86	63	47	61	68	163	43	8	2	24	1	144	29	2	8	0
23 消化器官用薬	519	523	1,033	1,536	1,163	859	698	362	597	49	584	219	24	104	8	46	475	79	255	16
232 消化性潰瘍用剤	371	374	716	940	804	620	501	266	443	25	421	193	19	66	6	31	320	32	98	8
239 その他の消化器官用薬	73	74	172	382	201	114	96	43	66	7	74	11	1	9	1	6	82	40	141	5
25 泌尿生殖器官および肛門用薬	156	157	314	339	402	251	281	108	134	9	148	21	35	108	1	1	341	6	24	0
31 ビタミン剤	107	107	173	252	189	148	136	87	83	7	117	303	78	57	33	38	62	19	64	4
32 滋養強壮薬	64	64	150	299	191	97	56	37	67	10	53	15	1	23	3	1	33	23	88	1
325 蛋白アミノ酸製剤	56	56	134	273	172	85	47	32	59	6	45	7	1	8	1	1	29	23	86	1
33 血液・体液用薬	392	396	826	883	921	758	538	259	396	28	338	289	25	66	21	16	390	17	63	1
39 その他の代謝性医薬品	711	718	1,523	2,965	1,745	1,119	861	462	751	50	589	657	46	132	14	99	375	40	141	4
396 糖尿病用剤	340	343	619	591	689	583	445	255	497	26	324	39	6	45	6	3	207	10	38	1
399 他に分類されない代謝性医薬品	293	296	719	2,112	813	403	328	162	185	12	203	583	35	79	5	50	123	23	83	1
42 腫瘍用薬	281	284	1,081	2,602	1,700	404	169	31	33	1	183	2	4	16	0	0	78	79	299	1
422 代謝拮抗剤	60	60	237	461	373	110	38	4	6	0	28	0	0	1	0	0	5	61	230	1
429 その他の腫瘍用薬	213	215	811	2,015	1,288	282	124	26	26	1	154	2	4	15	0	0	68	17	66	0
44 アレルギー用薬	353	356	346	473	408	284	213	360	312	621	202	64	641	121	30	980	172	10	36	1
52 漢方製剤	125	126	162	235	168	146	110	114	143	30	136	73	75	540	11	80	170	36	117	7
61 抗生物質製剤	123	120	118	172	155	85	63	121	104	241	78	21	109	71	16	390	52	413	378	426
613 グラム陽性・陰性菌に作用するもの	56	53	30	27	30	30	32	61	43	159	37	14	53	41	14	211	22	286	246	300
614 グラム陽性菌、マイコプラズマに作用するもの	52	51	47	57	60	37	23	53	51	81	31	6	39	29	2	177	22	119	106	123
62 化学療法剤	186	187	376	824	568	169	133	127	142	117	114	45	279	116	13	169	86	88	190	52
624 合成抗菌剤	55	56	48	55	52	44	55	58	68	47	55	11	18	37	7	155	44	44	63	38
625 抗ウイルス剤	99	100	260	610	422	90	50	50	58	68	37	9	162	70	5	11	29	10	29	4

注)表示していない項目(薬効)がある。

表14-6 後発医薬品割合

	総数																			
	内科														眼科		病院	診療所		
	病院				診療所															
			大学病院	公的病院	法人病院	個人病院		内科	小児科	外科	整形外科	皮膚科	産婦人科	眼科	耳鼻咽喉科	その他				
数量ベース(新指標)	51.2	51.2	49.4	38.4	48.5	52.4	52.8	52.3	53.1	49.7	53.5	48.8	51.7	57.1	59.8	54.6	49.2	53.4	57.0	50.5
数量ベース(旧指標)	33.2	33.2	31.2	21.8	30.0	34.3	35.4	34.5	34.9	31.7	36.4	37.6	29.0	32.8	34.2	38.5	31.7	34.0	32.6	35.3
薬剤料ベース	12.7	12.7	10.7	6.5	10.3	12.7	13.9	14.1	14.0	10.3	15.0	14.5	16.7	10.1	15.9	18.2	11.9	18.0	14.5	23.0

注1)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
 注2)旧指標による算出では、平成24年4月以降は、経腸成分栄養剤、特殊ミルク製剤、生薬及び漢方製剤を除外している。
 注3)新指標は、〔後発医薬品の数量〕/〔(後発医薬品のある先発医薬品の数量)+(後発医薬品の数量)〕で算出している。

2. 後発医薬品割合の地域別結果

表 15 (上位 20)

順位	市町村名	割合(%)	順位	市町村名	割合(%)
1	沖縄県島尻郡与那原町	77.0	11	鳥取県東伯郡湯梨浜町	69.7
2	千葉県長生郡白子町	73.9	12	沖縄県島尻郡八重瀬町	69.6
3	群馬県吾妻郡中之条町	72.1	13	沖縄県那覇市	69.5
4	宮城県宮城郡松島町	72.0	14	長野県下伊那郡松川町	69.4
5	岩手県九戸郡軽米町	71.4	15	長野県上水内郡飯綱町	69.3
6	新潟県南魚沼郡湯沢町	70.5	16	北海道赤平市	69.1
7	島根県鹿足郡津和野町	70.4	17	長野県上伊那郡箕輪町	69.1
8	愛知県西春日井郡豊山町	70.3	18	長崎県東彼杵郡波佐見町	69.0
9	沖縄県糸満市	70.1	19	長野県下伊那郡高森町	68.8
10	沖縄県浦添市	70.1	20	沖縄県宜野湾市	68.8

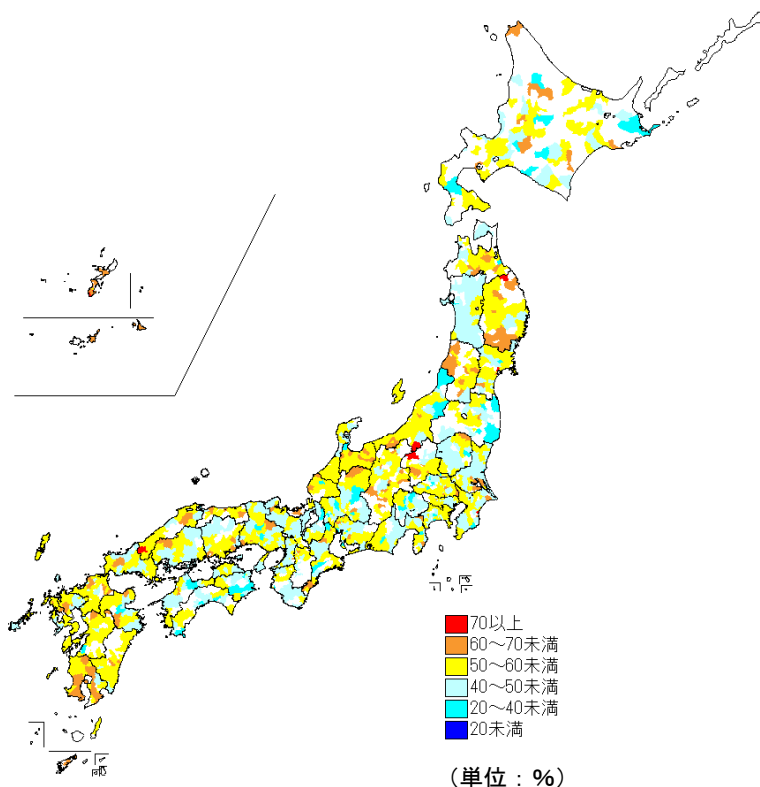
(注 1) 保険請求のあった薬局の所在地を示している。(平成 26 年 3 月調剤分)

(注 2) 各市町村において、保険請求のあった薬局が 3 軒以下の地域は除外している。

(注 3) 後発医薬品割合は数量ベース(新指標)を用いている。

3. 市町村別後発医薬品割合マップ

図 2



(注 1) 保険請求のあった薬局の所在地を示している。(平成 26 年 3 月調剤分)

(注 2) 空白となっている地域は、当該月において保険請求のあった薬局数が 3 軒以下の市町村である。

(注 3) 後発医薬品割合は数量ベース(新指標)を用いている。

主な施設基準の届出状況等

- 診療報酬を算定するに当たり、施設基準の届出等が必要となる主なものについて、各年7月1日現在における届出状況を取り纏めたものである。
- 現時点の集計値であり、今後修正の可能性がある。
- 届出状況については、地方厚生（支）局において閲覧に供することとしている。

1 初診料関係

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)				
		平成23年	平成24年	平成25年		
夜間・早朝等加算	・1週間当たりの表示診療時間の合計が30時間以上の診療所 等	- 40,987	- 41,753	- 42,395		
時間外対応加算	・診療時間以外の時間において、患者又はその家族等から電話等により療養に関する意見を求められた場合に、対応できる体制にある	- 19,924	1	- 9,197	1	- 9,405
			2	- 15,555	2	- 15,527
			3	- 118	3	- 129
明細書発行体制等加算	・電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行っている ・明細書を患者に無償で交付している 等	- 75,810	- 82,064	- 87,072		

2 入院料等関係
 (1) 入院基本料

名称	施設基準の概要		届出医療機関数 (上段:医療機関数/中段:病棟数/下段:病床数)		
			平成23年	平成24年	平成25年
一般病棟入院基本料	・一般病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から15対1に区分		5,288 14,583 671,393	5,257 14,564 677,679	5,221 14,596 677,493
療養病棟入院基本料	・療養病棟における医療区分等に応じて区分		3,550 4,930 214,745	3,538 4,943 216,653	3,197 4,553 208,358
結核病棟入院基本料	・結核病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から20対1に区分		175 189 6,060	216 244 7,397	195 204 5,266
精神病棟入院基本料	・精神病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて10対1から20対1に区分		1,285 3,085 172,642	1,279 3,005 168,112	1,263 3,106 165,852
特定機能病院入院基本料	・特定機能病院の一般病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から10対1に区分	一般病棟	83 1,366 59,888	84 1,365 60,309	86 1,384 60,972
	・特定機能病院の結核病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から15対1に区分	結核病棟	9 9 179	12 12 202	9 9 119
	・特定機能病院の精神病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から15対1に区分	精神病棟	72 77 3,263	71 74 3,181	72 75 3,224
専門病院入院基本料	・専門病院の一般病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて7対1から13対1に区分		23 171 7,581	25 173 7,739	23 170 7,545
障害者施設等入院基本料	・児童福祉法に規定する肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設等の一般病棟 ・重度の肢体不自由児(者)等を概ね7割以上入院させている一般病棟 ・上記について、看護実質配置・看護師比率に応じて10対1から15対1に区分		786 1,303 60,940	808 1,346 62,909	819 1,398 63,571
有床診療所入院基本料	・看護配置に応じて1～3に区分		(診療所) 6,898 (病床数) 89,668	(診療所) 6,763 (病床数) 88,605	(診療所) 6,607 (病床数) 86,600
有床診療所療養病床入院基本料	・看護配置及び看護補助配置基準を満たしたもの		(診療所) 984 (病床数) 8,507	(診療所) 1,032 (病床数) 9,672	(診療所) 963 (病床数) 9,001

(2) 入院基本料等加算

名称	施設基準の概要	届出医療機関数		
		平成23年	平成24年	平成25年
総合入院体制加算	<ul style="list-style-type: none"> ・特定機能病院及び専門病院入院基本料を算定する病棟を有する病院以外の病院 ・急性期医療を行うにつき十分な体制が整備されている ・病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている 等 	234	248	257
臨床研修病院入院診療加算	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹型、単独型又は管理型臨床研修病院、協力型臨床研修病院 ・診療録管理体制加算の届出を行っている 等 	1,496	1,557	1,577
救急医療管理加算	<ul style="list-style-type: none"> ・休日又は夜間における救急医療の確保のための診療を行っている 	4,233	4,295	4,312
超急性期脳卒中加算	<ul style="list-style-type: none"> ・脳卒中の診療につき十分な経験を有する専任の常勤医師の配置 ・薬剤師が常時配置されている 等 	732	750	770
妊産婦緊急搬送入院加算	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急の分娩にも対応できる十分な整備 等 	1,476	1,495	1,503
診療録管理体制加算	<ul style="list-style-type: none"> ・1名以上の専任の診療記録管理者の配置 ・診療記録管理を行うに必要な体制、適切な施設及び設備の整備 等 	3,293	3,406	3,481
医師事務作業補助体制加算	<ul style="list-style-type: none"> ・急性期医療を担う病院 ・医師の事務作業を補助することに十分な体制が整備 等 	1,884	2,154	2,297
急性期看護補助体制加算	<ul style="list-style-type: none"> ・急性期医療を担う病院 ・一日に看護補助を行う看護補助者の数が一定数以上である 等 ・病院勤務医及び看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている 等 	2,100	2,405	2,551
特殊疾患入院施設管理加算	<ul style="list-style-type: none"> ・重度の肢体不自由児(者)等を概ね7割以上入院させている一般病棟、精神病棟又は有床診療所 ・看護要員の実質配置が10対1以上 等 	829	843	864
看護配置加算	<ul style="list-style-type: none"> ・当該病棟において、看護職員の最小必要数の7割以上が看護師である 等 	1,159	1,164	1,179
看護補助加算	<ul style="list-style-type: none"> ・当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数が一定数以上である 等 	3,075	2,945	2,838
療養環境加算	<ul style="list-style-type: none"> ・1床あたりの平均床面積が8平方メートル以上ある病室 等 	2,439	2,563	2,715
重症者等療養環境特別加算	<ul style="list-style-type: none"> ・常時監視を要し、重症者等の看護を行うにつき十分な看護師等の配置 ・個室又は2人部屋の病床であって、重症者等を入院させるのに適したもの 等 	2,572	2,589	2,592

療養病棟療養環境加算	<ul style="list-style-type: none"> ・長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、必要な器械・器具が具備されている機能訓練室、適切な施設 ・医療法施行規則に定める医師・看護師等の員数以上の配置 等 ・床面積、廊下幅等に応じて1及び2に区分 	1	1,707	1	1,783	1	1,886
		2	540	2	533	2	529
		3	821	3		3	
		4	126	4		4	
療養病棟療養環境改善加算	<ul style="list-style-type: none"> ・長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、機能訓練室、適切な施設 ・医療法施行規則に定める医師・看護師等の員数以上の配置 ・療養環境の改善に資する計画を策定して報告 等 ・床面積、必要な器械・器具の有無に応じて1及び2に区分 	1	-		113		515
		2	-		19		65
診療所療養病床療養環境加算	<ul style="list-style-type: none"> ・長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、機能訓練室口 ・医療法施行規則に定める医師及び看護師等の員数以上の配置 ・1床あたりの床面積6.4平方メートル以上、廊下幅1.8平方メートル以上、食堂・談話室 等 	1	495		492		494
		2	596				
診療所療養病床療養環境改善加算	<ul style="list-style-type: none"> ・長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、機能訓練室 ・療養環境の改善に資する計画を策定して報告 等 		-		48		160
緩和ケア診療加算	<ul style="list-style-type: none"> ・緩和ケアに係る専従のチーム(医師2名、看護師及び薬剤師)の設置 ・(財)日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている 等 		159		187		205
有床診療所緩和ケア診療加算	<ul style="list-style-type: none"> ・身体症状、精神症状の緩和を担当する常勤医師及び緩和ケアの経験を有する常勤看護師の配置 ・夜間に看護職員を1名以上配置 等 		-		171		238
精神科応急入院施設管理加算	<ul style="list-style-type: none"> ・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」により都道府県知事が指定する精神病院 ・医療保護入院のための必要な専用病床の確保 等 		302		322		339
精神病棟入院時医学管理加算	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法施行規則に定める医師の員数(療養病棟に係るものに限る。)以上の配置 ・当該地域の精神科救急医療体制確保のため整備された精神科救急医療施設 等 		226		208		172
精神科地域移行実施加算	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行を推進する部門を設置、組織的に実施する体制が整備 ・当該部門に専従の精神保健福祉士が配置 等 		360		361		344
精神科身体合併症管理加算	<ul style="list-style-type: none"> ・当該病棟に専任の内科又は外科の医師が配置 ・精神科以外の診療科の医療体制との連携が取られている病棟 等 		1,041		1,076		1,080
精神科リエゾンチーム加算	<ul style="list-style-type: none"> ・精神医療に係る専門的知識を有したチーム(医師、看護師、精神保健福祉士等)の設置 ・病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている 等 		-		38		49
強度行動障害入院医療管理加算	<ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害の診療を行うにつき必要な体制が整備されている 		102		106		111
重度アルコール依存症入院医療管理加算	<ul style="list-style-type: none"> ・アルコール依存症の診療を行うにつき必要な体制が整備されている 		175		216		231

摂食障害入院医療管理加算	・摂食障害の診療を行うにつき必要な体制が整備されている	99	100	102		
がん診療連携拠点病院加算	・がん診療連携拠点病院の指定を受けている 等	393	397	405		
栄養サポートチーム加算	・栄養管理に係るチーム(医師、看護師、薬剤師、管理栄養士等)の設置 ・病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている 等	708	933	1,073		
医療安全対策加算	・医療安全対策に係る研修を受けた専従の薬剤師、看護師等を医療安全管理者として配置 ・医療安全管理部門を設置し、組織的に医療安全対策を実施する体制を整備 ・当該保険医療機関内に患者相談窓口を設置 等	2,861	3,228	3,392		
感染防止対策加算	・感染防止対策部門に、感染制御チーム(医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師)を組織 ・感染防止対策加算を算定する医療機関と年4回程以上の合同カンファレンス ・院内の抗菌薬の適正使用を監視するための体制を整備 ・感染制御チームの研修要件及び専従要件に応じて1及び2に区分	712	1	956	1	1,052
			2	2,360	2	2,560
患者サポート体制充実加算	・患者からの相談に対する窓口専任の医師、看護師、社会福祉士等1名以上を配置 ・患者のサポート等に関するマニュアルの作成、報告体制の整備、職員への研修等を実施	-	3,208	3,477		
褥瘡ハイリスク患者ケア加算	・褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた専従の看護師等を褥瘡管理者として配置 ・褥瘡の早期発見及び重症化予防のための総合的な褥瘡管理対策を行う体制の整備 等	525	610	654		
ハイリスク妊娠管理加算	・専ら産婦人科又は産科に従事する医師が1名以上配置 等	1,973	2,009	2,013		
ハイリスク分娩管理加算	・専ら産婦人科又は産科に従事する常勤医師が3名以上配置 ・常勤の助産師が3名以上配置 ・1年間の分娩実施件数が120件以上で、実施件数等を当該保険医療機関に掲示 等	693	691	690		
新生児特定集中治療室退院調整加算	・医療機関内に退院調整に関する部門を設置、当該部門に十分な経験を有する専従の看護師又は社会福祉士が1名以上配置	261	163	162		
救急搬送患者地域連携紹介加算	・救急患者の転院体制について、救急搬送患者地域連携受入加算に係る届出を行っている保険医療機関との間であらかじめ協議を行っている 等	544	2,474	2,504		
救急搬送患者地域連携受入加算	・救急患者の転院体制について、救急搬送患者地域連携紹介加算に係る届出を行っている保険医療機関との間であらかじめ協議を行っている 等	2,030	4,750	4,884		
精神科救急搬送患者地域連携紹介加算	・精神科救急患者の転院体制について、精神科救急搬送患者地域連携受入加算に係る届出を行っている保険医療機関との間であらかじめ協議を行っている 等	-	149	156		
精神科救急搬送患者地域連携受入加算	・精神科救急患者の転院体制について、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算に係る届出を行っている保険医療機関との間であらかじめ協議を行っている 等	-	577	611		
総合評価加算	・高齢者の総合的な機能評価を適切に実施 ・高齢者の総合的な機能評価に係る研修を受けた医師又は歯科医師が1名以上配置 等	1,135	1,284	1,699		
呼吸ケアチーム加算	・人工呼吸器の離脱のために必要な診療を行うにつき十分な体制が整備されている ・病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている 等	250	330	372		

後発医薬品使用体制加算	<ul style="list-style-type: none"> ・後発医薬品の使用を促進するための体制が整備されている ・使用することを決定した医薬品のうち後発医薬品の割合に応じて1及び2に区分 等 	1,685	1	900	1	1,034
			2	1,257	2	1,229
病棟薬剤業務実施加算	<ul style="list-style-type: none"> ・病棟ごとに専任の薬剤師が配置されている ・薬剤師が実施する病棟薬剤業務が十分な時間(1病棟1週当たり20時間相当以上)が確保されている 等 	-		895		1,097
データ提出加算	<ul style="list-style-type: none"> ・一般病棟入院基本料(7対1、10対1)、特定機能病院入院基本料(一般病棟)又は専門病院入院基本料(7対1、10対1)の病棟であって、診療録管理体制加算に係る届出を行っている保険医療機関 等 	-		1,623		1,769

(3) 特定入院料

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：医療機関数／下段：病床数)			
		平成23年	平成24年	平成25年	
救命救急入院料	<ul style="list-style-type: none"> ・救命救急センターを有する病院 ・重篤な救急患者に対する医療を行うにつき必要な医師及び看護師の常時配置 ・重篤な救急患者に対する医療を行うにつき十分な専用施設 等 ・特定集中治療室管理料の施設基準を満たしているかに応じて1～4に区分 	295 6,998	370 6,603	376 6,322	
特定集中治療室管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・集中治療を行う専任の医師を常時配置 ・常時、入院患者数と看護師数の比が2対1以上 ・集中治療を行うにつき十分な専用施設 等 	647 5,270	653 5,603	666 5,502	
ハイケアユニット入院医療管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・常時、入院患者数と看護師数の比が4対1以上 ・特定集中治療室に準じる設備 ・重症度等を満たしている患者8割以上 等 	205 1,891	257 2,409	300 2,881	
脳卒中ケアユニット入院医療管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・病院の治療室を単位とし、治療室の病床数は30床以下 ・脳卒中ケアユニット入院医療管理を行うにつき必要な医師の常時配置 ・常時、入院患者数と看護師数の比が3対1以上 	86 552	102 689	109 741	
小児特定集中治療室管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・小児集中治療を行う専任の小児科の医師を常時配置 ・常時、入院患者数と看護師数の比が2対1以上 ・他保険医療機関から転院してきた急性期治療中の患者が直近1年間に20名以上 等 	-	1 10	1 12	
新生児特定集中治療室管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・集中治療を行うにつき必要な医師等の常時配置 ・常時、入院患者数と助産師又は看護師の数の比が3対1以上 ・集中治療を行うにつき十分な専用施設 等 	218 1,585	216 1,538	216 1,512	
総合周産期特定集中治療室管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・集中治療を行うにつき必要な医師等の常時配置 ・常時、入院患者数と助産師又は看護師の数の比が3対1以上 ・集中治療を行うにつき十分な専用施設 等 	95	101	105	
		母体・胎児集中治療室管理料 (病床数)	617	636	679
		新生児集中治療室管理料 (病床数)	1,122	1,316	1,377

新生児治療回復室入院医療管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・新生児治療回復室入院医療管理を行うにつき必要な小児科の専任の医師の常時配置 ・常時、入院患者数と助産師又は看護師の数の比が6対1以上 ・新生児治療回復室入院医療管理を行うにつき十分な構造設備 等 		123 1,635	145 2,006	161 1,988	
一類感染症患者入院医療管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・常時、入院患者数と看護師数の比が2対1以上 等 		24 139	26 143	25 50	
特殊疾患入院医療管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・脊髄損傷等の重度障害者等を概ね8割以上入院させている病室 ・看護要員の実質配置が10対1以上 ・病棟における5割以上が看護職員(うち2割以上が看護師) 等 		33 479	34 480	37 544	
小児入院医療管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・特定機能病院以外の病院で小児科を標榜している病院 ・医療法施行規則に定める医師の員数以上の配置 等 ・常勤医師数、平均在院日数及び看護配置等に応じて1～5に区分 	1	56 4,657	58 4,816	58 4,272	
		2	177 7,504	183 7,392	182 5,742	
		3	107 4,055	103 3,703	106 3,114	
		4	372 9,133	374 9,074	380 8,777	
		5	137 -	135 -	133 -	
回復期リハビリテーション病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> ・病棟における回復期リハビリテーションの必要性の高い患者が8割以上入院 ・看護補助者の実質配置が30対1以上 等 ・看護実質配置、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士等の配置、新規入院患者のうち重症の患者の割合、在宅復帰率等に応じて1～3に区分 	1	一般病棟	- -	177 (病棟数) 97 (病床数) 4,279	374 (病棟数) 203 (病床数) 9,351
			療養病棟	- -	(病棟数) 151 (病床数) 7,348	(病棟数) 326 (病床数) 16,080
		2	一般病棟	962 (病棟数) 490 (病床数) 21,234	875 (病棟数) 428 (病床数) 18,582	751 (病棟数) 342 (病床数) 14,352
			療養病棟	(病棟数) 731 (病床数) 33,685	(病棟数) 628 (病床数) 28,439	(病棟数) 486 (病床数) 21,301
		3	一般病棟	162 (病棟数) 67 (病床数) 2,575	167 (病棟数) 68 (病床数) 2,617	177 (病棟数) 79 (病床数) 2,956
			療養病棟	(病棟数) 108 (病床数) 4,443	(病棟数) 94 (病床数) 3,638	(病棟数) 73 (病床数) 2,838
亜急性期入院医療管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員の実質配置が13対1以上 ・いずれかの疾患別リハビリテーション料を届出している ・退院患者のうち、転院した者等を除く割合が6割以上 等 	1	1,199 15,258	1,308 17,828	1,305 17,302	
		2	121 2,492			

特殊疾患病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> ・看護要員の実質配置(5割以上が看護職員)が10対1以上 ・看護職員の2割以上が看護師 等 ・該当患者の症状等に応じて1及び2に区分 	1	117 6,096	121 6,363	115 6,013
		2	76 5,253	74 5,615	81 5,775
緩和ケア病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> ・末期の悪性腫瘍患者又は後天性免疫不全症候群の罹患患者が入院 ・看護師の実質配置が7対1以上 等 		231 4,600	263 5,233	292 5,795
精神科救急入院料	<ul style="list-style-type: none"> ・急性期の精神疾患患者を入院させる精神病棟 ・医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置 ・入院患者数と常勤医師数の比が16対1以上 ・当該病棟に1名以上且つ当該医療機関に5名以上の精神保健指定医の配置 ・看護師の実質配置が10対1以上 等 ・精神科救急医療施設 等 		87 5,276	102 6,116	114 6,967
精神科急性期治療病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> ・急性期の精神疾患患者を入院させる精神病棟 ・精神科救急医療施設 ・医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置 ・当該病棟に1名以上かつ当該医療機関に2名以上の精神保健指定医の配置 等 ・看護配置等に応じて1及び2に区分 	1	280 13,820	288 14,361	295 14,650
		2	23 1,222	20 988	20 935
精神科救急・合併症入院料	<ul style="list-style-type: none"> ・救命救急センターを有する病院 ・当該医療機関に精神科医5名以上且つ当該病棟に精神保健指定医3名以上の配置 ・看護師の実質配置が10対1以上 等 		7 283	7 283	9 379
児童・思春期精神科入院医療管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・20歳未満の精神疾患を有する患者を概ね8割以上入院させる病棟又は治療室 ・小児医療及び児童・思春期の精神医療の経験を有する常勤医師が2名以上配置(うち1名以上は精神保健指定医) ・看護師の実質配置が10対1以上 等 		-	24 895	28 996
精神療養病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> ・長期の精神疾患患者を入院させる精神病棟 ・医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置 等 		841 103,644	840 102,890	831 100,015
認知症治療病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> ・当該病棟において、看護職員の最小必要数の割合が2割以上 等 ・看護配置等に応じて1及び2に区分 	1	448 31,378	464 32,915	472 32,939
		2	22 1,880	21 1,679	20 1,509
特定一般病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> ・医療資源の少ない地域に属する保険医療機関において1病棟で構成 ・看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて1及び2に区分 	1	-	1 41	1 41
		2	-	1 55	3 130

3 短期滞在手術基本料

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)			
		平成23年	平成24年	平成25年	
短期滞在手術基本料	・麻酔の形態、回復室の有無、看護配置等に応じて1及び2に区分	1	102 145	98 161	92 162
		2	123 37	120 37	85 22

4 医学管理等

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)			
		平成23年	平成24年	平成25年	
ウイルス疾患指導料	・専任の医師、専従の看護師、専任の薬剤師の配置 ・当該療法を行うにつき十分な体制及び構造設備 等	66 2	64 2	64 2	
		641 2,399	622 2,443	617 2,483	
高度難聴指導管理料	・人工内耳植込術の施設基準を満たすか、十分な経験を有する常勤医師配置 等	289 287	281 292	261 293	
喘息治療管理料	・専任の看護師又は准看護師の常時1人以上配置 ・喘息治療管理を行うにつき必要な器械・器具の具備、緊急時の入院体制の確保 等	1,127 366	1,252 444	1,351 525	
糖尿病合併症管理料	・糖尿病足病変の指導を担当する専任の常勤医師配置 ・糖尿病足病変の指導を担当する専任の常勤看護師配置 等	1,948 1,188	2,300 1,728	2,527 2,055	
がん性疼痛緩和指導管理料	・緩和ケアを担当する医師(緩和ケアに係る研修を受けたものに限る。)が配置されている	691 16	838 22	897 31	
がん患者カウンセリング料	・がん患者に対してカウンセリングを行うにつき十分な体制が整備されている	-	169 0	185 0	
外来緩和ケア管理料	・4名から構成される緩和ケアに係る専従のチーム(医師、看護師、薬剤師)の設置 ・症状緩和に係るカンファレンスを週1回程度開催	-	96 2	141 2	
移植後患者指導管理料	・臓器・造血幹細胞移植に係るチーム(医師、看護師、薬剤師)の設置 ・移植医療に特化した専門外来の設置 等	-	1,009 246	1,166 271	
糖尿病透析予防指導管理料	・透析予防診療チーム(医師、看護師又は保健師、管理栄養士)の設置 ・糖尿病教室を定期的実施すること等により、糖尿病について患者及びその家族に対して説明 等	1,139 15,304	1,105 15,202	1,072 15,076	
小児科外来診療料	・小児科を標榜する医療機関	91 244	88 248	83 249	
地域連携小児夜間・休日診療料	・当該保険医療機関を主たる勤務先とする小児科担当医師と別の保険医療機関を主たる勤務先とする小児科担当医師との連携体制 等 ・医師の配置、24時間診療体制の有無に応じて1及び2に区分	1	80 4	78 4	84 4
		2			

地域連携夜間・休日診療料	・夜間、休日において救急患者を診療できる体制を有している 等	114 83	125 85	122 90
院内トリアージ実施料	・専任の医師又は救急医療に関する3年以上の経験を有する専任の看護師の配置 ・院内トリアージの実施基準を定め、定期的に見直し 等	-	887 34	1,005 39
夜間休日救急搬送医学管理料	・休日又は夜間における救急医療の確保のために診療を行っていると認められる保険医療機関 ・第二次救急医療施設として必要な診療機能、専用病床、重症救急患者に対応できる医療従事者を確保 等	-	2,751 82	2,799 87
外来リハビリテーション診療料	・理学療法士、作業療法士等を適切に配置 ・患者急変時等に連絡を受け、リハビリテーション担当医師が直ちに診察を行える体制の確保 等	-	2,160 1,002	2,239 1,052
外来放射線照射診療料	・放射線治療医、看護師、診療放射線技師、医療機器安全管理等を担当する技術者の配置 ・合併症発生等、緊急時に放射線治療医が対応できる連絡体制の確保	-	346 7	379 7
ニコチン依存症管理料	・禁煙治療の経験を有する医師、専任の看護職員の配置 ・医療機関の敷地内禁煙 等	2,038 10,955	2,213 11,727	2,378 12,338
開放型病院共同指導料	・当該病院の存する地域の全ての医師、歯科医師の利用の為に開放され、専用の病床を有する病院 等	(病院数) 874	(病院数) 892	(病院数) 909
地域連携診療計画管理料	・対象疾患は大腿骨頸部骨折及び脳卒中 ・一般病棟の入院患者の平均在院日数が17日以内 等	(病院数) 995	(病院数) 901	(病院数) 898
地域連携診療計画退院時指導料	・地域連携診療計画管理料を算定する病院の紹介を受けて、当該地域連携診療計画の対象となる患者を受け入れることができる体制が整備されている 等	2,570 3,014	2,303 3,853	2,444 4,591
ハイリスク妊産婦共同管理料（I）	・産科又は産婦人科を標榜する保険医療機関である ・年間分娩件数、ハイリスク分娩管理を共同で行う保険医療機関の名称等を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している 等	255 713	259 727	262 729
がん治療連携計画策定料	・がん診療連携の拠点となる病院又はそれに準じる病院である ・当該地域において当該病院からの退院後の治療を担う複数の保険医療機関を記載した地域連携診療計画をあらかじめ作成している	(病院数) 418	(病院数) 587	(病院数) 641
がん治療連携指導料	・がん治療連携計画策定料を算定する病院の紹介を受けて、当該地域連携診療計画の対象となる患者に対して、当該地域連携診療計画に基づいた治療を行うことができる体制が整備されている 等	1,687 8,564	2,549 13,981	2,789 16,065
がん治療連携管理料	・がん診療連携拠点病院の指定を受けている	-	(病院数) 371	(病院数) 388
認知症専門診断管理料	・認知症に関する専門の保険医療機関である ・認知症に係る診療を行うにつき十分な経験を有する専任の医師が配置されている	225 0	186 0	204 0
肝炎インターフェロン治療計画料	・肝炎に関する専門の保険医療機関である ・肝炎インターフェロン治療を行うにつき十分な経験を有する専任の医師が配置されている	1,370 542	1,295 656	1,365 593
医療機器安全管理料	・生命維持装置等の医療機器管理等を行う常勤臨床工学技士が1名以上配置 ・放射線治療を専ら担当する常勤医師が1名以上配置 等 ・臨床工学技士、医師配置等に応じて1及び2に区分	1	2,386 253	2,450 255
		2	440 10	457 12
				2,481 265 466 13

薬剤管理指導料	・薬剤師の配置 ・医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設 等	5,609	5,532	5,483
		22	25	23

5 在宅医療

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)		
		平成23年	平成24年	平成25年
在宅時医学総合管理料	・診療所又は許可病床数が200床未満の病院 ・在宅医療の調整担当者が1名以上配置されている 等	1,261 19,129	1,428 19,829	1,522 20,328
在宅がん医療総合診療料	・在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院に係る施設基準の届出を行っている ・在宅末期医療を提供するにつき必要な体制の整備、緊急時の入院体制の整備 等	362 10,808	521 11,403	577 11,805
在宅患者訪問看護・指導料	(緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師を訪問させるもの) ・緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師が配置されている 等	-	278 14	398 19
在宅血液透析指導管理料	・在宅血液透析に係る医療を提供するにつき必要な体制が整備されている	73 49	91 65	102 84
在宅療養支援診療所	・24時間連絡及び往診可能な体制 ・他の保険医療機関及び訪問看護ステーションと連携及び情報提供可能な体制 等 ・常勤医師、緊急往診件数、看取り件数に応じて区分	機能強化型在宅療養支援診療所 (単独型)	221	207
		機能強化型在宅療養支援診療所 (連携型)	12,841	2,604
		在宅療養支援診療所	10,933	10,794
在宅療養支援病院	・当該病院を中心とした半径4km以内に診療所が存在しない(~H22) ・24時間連絡及び往診可能な体制 ・他の保険医療機関及び訪問看護ステーションと連携及び情報提供可能な体制 等 ・常勤医師、緊急往診件数、看取り件数に応じて区分	機能強化型在宅療養支援病院 (単独型)	138	148
		機能強化型在宅療養支援病院 (連携型)	442	264
		在宅療養支援病院	344	377

6 検査

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)		
		平成23年	平成24年	平成25年
造血器腫瘍遺伝子検査	・院内検査を行っている病院、診療所 ・臨床検査を担当する常勤医師の配置 等	511 3	553 4	654 3
HPV核酸検出	・当該検査を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等	1,258 2,687	1,314 2,934	1,347 3,094

検体検査管理加算	<ul style="list-style-type: none"> ・院内検査を行っている病院、診療所 等 ・臨床検査を担当する常勤医師の有無、常勤臨床検査技師の配置に応じて1~4に区分 	1	3,013 311	2,853 310	2,701 327
		2	2,026 40	2,098 45	2,166 52
		3	139 0	100 0	69 0
		4	535 1	577 1	581 1
遺伝カウンセリング加算	<ul style="list-style-type: none"> ・遺伝カウンセリングを要する治療に係る十分な経験を有する常勤医師が配置 ・患者又はその家族に対して、カウンセリングの内容が文書交付され、説明がなされている 		77 16	78 16	84 17
心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算	<ul style="list-style-type: none"> ・当該検査を行うにつき十分な専用施設 ・当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等 		508 2	550 2	566 2
植込型心電図検査	<ul style="list-style-type: none"> ・当該検査を行うにつき十分な体制 等 		778 26	889 30	957 33
胎児心エコー法	<ul style="list-style-type: none"> ・当該検査を行うにつき十分な体制 ・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 等 		289 29	295 32	298 34
人工臓臓	<ul style="list-style-type: none"> ・当該検査を行うにつき十分な専用施設 ・当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等 		46 0	46 0	41 0
皮下連続式グルコース測定	<ul style="list-style-type: none"> ・当該検査を行うにつき十分な体制 ・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 等 		269 13	367 26	480 41
長期継続頭蓋内脳波検査	<ul style="list-style-type: none"> ・当該検査を行うにつき十分な専用施設 ・当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等 	(病院数)	293	(病院数) 303	(病院数) 301
光トポグラフィ（減算対象外）	<ul style="list-style-type: none"> ・当該検査を行うにつき十分な機器、施設 ・一定割合以上、別の保険医療機関からの依頼により検査を実施 等 		7 2	11 2	9 2
脳磁図	<ul style="list-style-type: none"> ・当該検査を行うにつき十分な機器、施設 ・当該検査を行うにつき十分な体制 等 		30 4	28 4	26 4
神経学的検査	<ul style="list-style-type: none"> ・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等 		1,353 1,028	1,403 1,077	1,418 1,135
補聴器適合検査	<ul style="list-style-type: none"> ・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な装置・器具 等 		262 302	264 313	271 325
コンタクトレンズ検査料1	<ul style="list-style-type: none"> ・当該保険医療機関を受診した患者のうち、コンタクトレンズに係る検査を実施した患者の割合が3割未満である 等 		1,154 5,731	1,122 5,811	1,080 5,781
小児食物アレルギー負荷検査	<ul style="list-style-type: none"> ・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等 		649 311	696 338	697 384
内服・点滴誘発試験	<ul style="list-style-type: none"> ・当該検査を行うにつき十分な体制 ・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 等 		380 6	401 5	393 5

センチネルリンパ節生検	<ul style="list-style-type: none"> ・当該検査を行うにつき十分な体制 ・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 等 	684	724	746
		5	5	5

7 画像診断

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)			
		平成23年	平成24年	平成25年	
画像診断管理加算	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線科を標榜する医療機関 ・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 ・画像診断を専ら担当する常勤医師により、すべての核医学診断、コンピュータ断層診断について画像情報等の管理等に依じて1及び2に区分 	1	838	783	737
		2	208	207	210
遠隔画像診断	(送信側) ・離島等に所在する保険医療機関 ・画像の撮影及び送受信を行うにつき十分な機器、施設 等 (受信側) ・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 ・遠隔画像診断を行うにつき十分な体制を整備した病院 等	送信側	1,028	1,055	1,056
		受信側	0	0	0
ポジトロン断層撮影 (PET)	<ul style="list-style-type: none"> ・画像診断を担当する常勤医師の配置 ・断層撮影を行うにつき十分な機器、施設 等 (共同利用率が20%未満の場合、所定点数の80%で算定) 		205	228	233
			85	98	103
ポジトロン断層・コンピュータ断層複合撮影 (PET-CT)	<ul style="list-style-type: none"> ・画像診断を担当する常勤医師の配置 ・断層撮影を行うにつき十分な機器、施設 等 (共同利用率が20%未満の場合、所定点数の80%で算定) 		92	100	157
			-	-	-
CT撮影	<ul style="list-style-type: none"> ・当該撮影を行うにつき十分な機器及び設備 等 		168	166	181
			42	43	51
MRI撮影	<ul style="list-style-type: none"> ・当該撮影を行うにつき十分な機器及び設備 等 		194	212	248
			46	50	57
冠動脈CT撮影加算	<ul style="list-style-type: none"> ・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 ・当該撮影を行うにつき十分な機器、施設 等 		5,077	4,958	5,340
			2,150	1,921	2,323
外傷全身CT加算	<ul style="list-style-type: none"> ・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 ・当該撮影を行うにつき十分な機器、施設 等 		2,285	2,421	2,592
			412	451	527
心臓MRI撮影加算	<ul style="list-style-type: none"> ・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 ・当該撮影を行うにつき十分な機器、施設 等 		803	892	875
			10	14	8
心臓MRI撮影加算	<ul style="list-style-type: none"> ・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 ・当該撮影を行うにつき十分な機器、施設 等 	(病院数)	113	128	138
			762	823	891
			5	7	6

8 投薬

名称	施設基準の概要	届出医療機関数		
		平成23年	平成24年	平成25年
抗悪性腫瘍剤処方管理加算	・当該処方を行うにつき必要な医師の配置 ・抗悪性腫瘍剤処方管理加算を行うにつき必要な体制が整備されている 等	1,201	1,241	1,260

9 注射

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)			
		平成23年	平成24年	平成25年	
外来化学療法加算	・必要な機器及び十分な専用施設 等 ・専任の常勤医師の有無等に応じて1及び2に区分	1	1,365 74	1,459 72	1,493 72
		2	641 336	629 342	613 350
無菌製剤処理料	・無菌製剤処理を行うにつき十分な施設 ・無菌製剤処理を行うにつき必要な体制が整備されている 等	(病院数) 2,101	(病院数) 2,169	(病院数) 2,247	

10 リハビリテーション

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)			
		平成23年	平成24年	平成25年	
心大血管疾患リハビリテーション料	・専任の常勤医師の配置 ・常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の適切な配置 ・リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等 ・配置人員数に応じて(Ⅰ)及び(Ⅱ)に区分	(Ⅰ)	562 14	581 45	688 21
		(Ⅱ)	62 25	64 37	77 38
脳血管疾患リハビリテーション料	・専任の常勤医師の配置 ・常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の適切な配置 ・リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等 ・配置人員数に応じて(Ⅰ)～(Ⅲ)に区分	(Ⅰ)	2,289 69	2,392 62	2,471 70
		(Ⅱ)	1,524 264	1,560 286	1,587 276
		(Ⅲ)	1,659 1,271	1,570 1,331	1,512 1,399

運動器リハビリテーション料	<ul style="list-style-type: none"> ・専任の常勤医師の配置 ・常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の適切な配置 ・リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等 ・配置人員数に応じて(Ⅰ)～(Ⅲ)に区分 	(Ⅰ)	3,867 261	4,055 278	4,136 292
		(Ⅱ)	1,445 3,487	1,348 3,510	1,165 3,694
		(Ⅲ)	774 734	760 684	705 744
呼吸器リハビリテーション料	<ul style="list-style-type: none"> ・専任の常勤医師の配置 ・常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の適切な配置 ・リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等 ・配置人員数に応じて(Ⅰ)及び(Ⅱ)に区分 	(Ⅰ)	3,033 134	3,103 143	3,166 143
		(Ⅱ)	793 173	727 177	702 171
難病患者リハビリテーション料	<ul style="list-style-type: none"> ・専任の常勤医師、専従の従事者 ・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等 		30 46	27 44	24 48
障害児(者)リハビリテーション料	<ul style="list-style-type: none"> ・専任の常勤医師、専従の従事者 等 ・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等 		221 113	225 113	227 116
がん患者リハビリテーション料	<ul style="list-style-type: none"> ・専任の常勤医師、専従の従事者 等 ・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等 		233 -	446 2	580 2
集団コミュニケーション療法料	<ul style="list-style-type: none"> ・専任の常勤医師、専従の従事者 等 ・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等 		1,106 109	1,067 118	1,028 119

1.1 精神科専門療法

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)			
		平成23年	平成24年	平成25年	
認知療法・認知行動療法	<ul style="list-style-type: none"> ・認知療法・認知行動療法に習熟した医師の配置 ・精神保健指定医、地域の精神科救急医療体制の確保に協力等に応じて1及び2に区分 	1	117 34	114 49	
		2	103 172	128 227	
精神科作業療法	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科医師、作業療法士の配置 ・専用施設の保有 等 	(病院数)	1,324	(病院数) 1,334	(病院数) 1,348
精神科ショート・ケア	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等 ・専従の従事者数、専用施設の広さに応じて大規模及び小規模に区分 	大規模なもの	499 142	525 163	567 176
		小規模なもの	323 224	336 241	357 258
精神科デイ・ケア	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等 ・専従の従事者数、専用施設の広さに応じて大規模及び小規模に区分 	大規模なもの	716 231	736 239	687 215
		小規模なもの	410 284	399 285	367 210

精神科ナイト・ケア	・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等	140 105	131 108	116 86
精神科デイ・ナイト・ケア	・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等	321 129	313 143	328 119
抗精神病特定薬剤治療指導管理料 (治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る。)	・統合失調症の治療、診断を行うにつき十分な経験を有する医師、薬剤師の配置 ・治療抵抗性統合失調症治療薬を投与している患者に対して、計画的な治療管理を継続して実施 等	-	173 6	205 6
重度認知症患者デイ・ケア	・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等	160 76	157 89	158 86
医療保護入院等診療料	・常勤精神保健指定医1名以上 ・行動制限最小化に係る委員会の設置 等	1,315 0	1,343 0	1,090 0

1.2 処置

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)			
		平成23年	平成24年	平成25年	
エタノールの局所注入	・専門の知識及び5年以上の経験医師 ・必要な器械・器具の具備 等	甲状腺	356 71	380 76	349 74
		副甲状腺	331 63	345 65	318 64
透析液水質確保加算	・専任の医師又は専任の臨床工学技士が1名以上配置 ・十分な体制が整備されている 等 ・水質管理の実施、水質検査の実施等に応じて1及び2に区分	1	1,801	1,353 1,105	1,006 776
		2	1,670	605 796	922 1,076
一酸化窒素吸入療法	・当該療法を行うに当たり、必要な体制が整備されている	233 0	247 0	248 0	

1.3 手術

名称	施設基準の概要	届出医療機関数		
		平成23年	平成24年	平成25年
悪性黒色腫センチネルリンパ節加算	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	140	153	162
内視鏡下椎弓切除術、内視鏡下椎間板摘出 (切除)術(後方切除術に限る)	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	175	37	25
内視鏡下椎間板摘出(切除)術(前方摘出術に限る)、 内視鏡下脊椎固定術(胸椎又は腰椎前方固定)	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	8	1	1

頭蓋骨形成手術（骨移動を伴うものに限る。）	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	61	62	58
脳刺激装置植込術、頭蓋内電極植込術又は脳刺激装置交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	528	538	539
脊髄刺激装置植込術又は脊髄刺激装置交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	806	812	836
人工内耳植込術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	113	115	115
上顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）、下顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	42	64	56
乳がんセンチネルリンパ節加算	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	805	858	900
同種死体肺移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	7	7	7
生体部分肺移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	6	6	10
経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）（高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるものに限る。）	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	372	388	396
経皮的中隔心筋焼灼術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	353	364	374
ペースメーカー移植術、ペースメーカー交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	(病院) 2,613 (診療所) 267	(病院) 2,609 (診療所) 266	(病院) 2,585 (診療所) 263
両心室ペースメーカー移植術、両心室ペースメーカー交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	321	327	340
植込型除細動器移植術及び植込型除細動器交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	377	383	399
両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	362	369	390
大動脈バルーンポンピング法（IABP法）	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	(病院) 1,591 (診療所) 50	(病院) 1,593 (診療所) 48	(病院) 1,595 (診療所) 48
補助人工心臓	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	145	152	143
植込型補助人工心臓（拍動流型・非拍動流型）	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	10	33	39
同種心移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	9	9	9

同種心肺移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	3	3	3
経皮的動脈遮断術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	357	386	393
ダメージコントロール手術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	402	426	439
体外衝撃波胆石破碎術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	441	442	434
腹腔鏡下肝切除術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	101	300	386
生体部分肝移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	72	77	70
同種死体肝移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	21	21	22
同種死体膵移植術、同種死体膵腎移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	16	16	16
早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	-	606	734
腹腔鏡下小切開副腎摘出術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	65	71	74
体外衝撃波腎・尿管結石破碎術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	893	889	894
腹腔鏡下小切開腎部分切除術、腹腔鏡下小切開腎摘出術、腹腔鏡下小切開腎（尿管）悪性腫瘍手術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	69	76	78
同種死体腎移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	130	134	134
生体腎移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	161	161	167
膀胱水圧拡張術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	303	365	414
焦点式高エネルギー超音波療法	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	8	10	11
腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	83	110	126
腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	83	93	97

医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術	・必要な体制及び医師の配置 ・実施件数の院内掲示、手術内容の患者への説明及び文書提供 等		(病院) 4,024 (診療所) 1,337	(病院) 4,232 (診療所) 1,511	(病院) 4,255 (診療所) 1,635
輸血管理料	・必要な医師及び従事者の配置 ・輸血製剤の適正使用 等 ・医師及び従事者の配置等に応じて(I)及び(II)に区分	(I)	(病院) 351 (診療所) 1	(病院) 513 (診療所) 2	(病院) 542 (診療所) 2
		(II)	(病院) 901 (診療所) 16	(病院) 1,429 (診療所) 19	(病院) 1,539 (診療所) 16
内視鏡手術用支援機器加算	・当該療養を行うにつき必要な医師及び臨床工学士の配置 ・年間合計20例以上実施 等		-	45	104

1.4 麻酔

名称	施設基準の概要		届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)		
			平成23年	平成24年	平成25年
麻酔管理料	・麻酔管理を行うにつき十分な体制が整備されている 等 ・麻酔科標榜医の配置等に応じて(I)及び(II)に区分	(I)	2,330 501	2,362 477	2,346 500
		(II)	334 0	363 0	399 0

1.5 放射線治療

名称	施設基準の概要		届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)		
			平成23年	平成24年	平成25年
放射線治療専任加算	・放射線治療を専ら担当する常勤医師又は歯科医師が配置 ・当該治療を行うにつき必要な体制、十分な機器、施設の保有 等		475 8	479 9	492 12
外来放射線治療加算	・放射線治療を専ら担当する常勤医師及び診療放射線技師が1名以上配置 ・当該治療を行うために必要な機器、施設 等		463 8	479 9	482 12
高エネルギー放射線治療	・年間合計100例以上実施 等		634 7	644 9	649 10
強度変調放射線治療 (IMRT)	・放射線治療を専ら担当する常勤医師又は歯科医師が配置 ・当該治療を行うにつき必要な体制、十分な機器、施設の保有 等		121 5	152 6	171 8
画像誘導放射線治療 (IGRT)	・放射線治療を専ら担当する常勤医師又は歯科医師が1名以上配置 ・当該治療を行うにつき必要な体制、十分な機器、施設の保有 等		221 7	257 7	288 10
直線加速器による定位放射線治療	・放射線治療を専ら担当する常勤医師が1名以上配置 ・当該治療を行うにつき必要な体制、十分な機器、施設の保有 等		298 8	327 11	352 12

16 病理

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)			
		平成23年	平成24年	平成25年	
保険医療機関間の連携による病理診断	(送信側) ・ 離島等に所在する保険医療機関等 ・ 病理標本の作製を行うにつき十分な体制の整備 等 (受信側) ・ 病理診断を行うにつき十分な体制を整備した病院 等	送信側	-	84	98
		受信側	-	0	2
テレパソロジーによる術中迅速病理組織標本作製	(送信側) ・ 離島等に所在する保険医療機関等 ・ 病理組織標本の作製を行うにつき十分な体制の整備 等 (受信側) ・ 病理診断を担当する常勤医師の配置 ・ 病理診断を行うにつき十分な体制を整備した病院 等	送信側	74	82	81
		受信側	1	0	0
テレパソロジーによる術中迅速細胞診	(送信側) ・ 離島等に所在する保険医療機関等 ・ 細胞診を行うにつき十分な体制の整備 等 (受信側) ・ 病理診断を担当する常勤医師の配置 ・ 病理診断を行うにつき十分な体制を整備した病院 等	送信側	34	41	42
		受信側	-	-	-
病理診断管理加算	・ 病理診断を専ら担当する常勤医師が1名以上配置 ・ 病理標本作製及び病理診断を行うにつき十分な体制の整備 ・ 当該療養を行うにつき十分な設備及び機器 ・ 医師の配置、カンファレンスの実施等に応じて1及び2に区分	1	-	(病院数) 470	(病院数) 482
		2	-	(病院数) 186	(病院数) 217

17 歯科

名称	施設基準の概要	届出医療機関数		
		平成23年	平成24年	平成25年
地域歯科診療支援病院歯科初診料	・ 常勤の歯科医師、看護職員及び歯科衛生士の配置 ・ 当該歯科医療にかかる紹介率 等	412	417	418
歯科外来診療環境体制加算	・ 歯科外来診療における医療安全対策に係る研修を受けた常勤歯科医師の配置 ・ 歯科衛生士の配置、緊急時の対応を行うにつき必要な体制の整備 等	5,040	6,687	7,937
歯科診療特別対応連携加算	・ 著しく歯科治療が困難な患者にとって安心して安全な歯科医療の提供を行うにつき十分な機器等を有している ・ 医科診療を担当する他の保険医療機関(病院に限る。)との連携体制が整備されている 等	396	590	600
臨床研修病院入院診療加算	・ 単独型若しくは管理型臨床研修病院又は協力型臨床研修病院 ・ 研修歯科医の診療録の記載について指導歯科医が指導及び確認する体制 ・ 臨床研修を行うにつき十分な体制の整備 等	112	141	186
地域歯科診療支援病院入院加算	・ 地域歯科診療支援病院歯科初診料の施設基準に係る届出を行っている ・ 地域において歯科診療を担う別の保険医療機関との連携体制が確保されている	175	184	183

医療機器安全管理料	・生命維持装置等の医療機器管理等を行う常勤臨床工学技士が1名以上配置 ・放射線治療を専ら担当する常勤医師が1名以上配置 等	76	147	154	
歯科治療総合医療管理料	・当該療養を行うにつき、十分な経験を有する常勤の歯科医師により、治療前、治療中及び治療後における当該患者の全身状態を管理する体制が整備されている ・歯科衛生士又は看護師の配置 等	10,082	10,891	10,983	
在宅患者歯科治療総合医療管理料	・当該療養を行うにつき、十分な経験を有する常勤の歯科医師により、治療前、治療中及び治療後における当該患者の全身状態を管理する体制が整備されている 等	1,791	2,116	2,277	
在宅療養支援歯科診療所	・後期高齢者の口腔機能管理に係る研修を受けた常勤の歯科医師が1名以上配置 ・当該地域において、在宅療養を担う保険医、介護・福祉関係者等との連携体制が整備 等	4,015	4,941	5,529	
地域医療連携体制加算	・地域歯科診療支援病院歯科初診料の届出をした病院等と連携している診療所 ・緊急時の連携体制の確保 等	8,066	8,071	7,961	
歯科画像診断管理加算	・地域歯科診療支援病院歯科初診料の届出を行った歯科医療機関 ・画像診断を専ら担当する常勤歯科医師の配置 ・画像診断を専ら担当する常勤歯科医師により、すべての歯科用3次元エックス線断層撮影について画像情報等の管理等に依拠して1及び2に区分	1	-	32	34
		2	-	20	22
う蝕歯無痛的窩洞形成加算	・当該療養を行うにつき十分な機器及び施設 等	2,038	2,317	2,522	
手術時歯根面レーザー応用加算	・当該療養を行うにつき十分な機器及び施設 等	943	1,179	1,379	
歯科技工加算	・常勤の歯科技工士を配置している ・歯科技工室及び歯科技工に必要な機器を整備している 等	6,884	7,311	7,255	
歯科点数表第2章第9部の通則4に掲げる手術	・必要な体制の整備及び歯科医師の配置 ・実施件数の院内掲示、手術内容の患者への説明及び文書提供 等	202	353	259	
歯周組織再生誘導手術	・歯科又は歯科口腔外科を担当する歯科医師として相当の経験を有する歯科医師が1名以上配置	5,811	6,351	6,484	
広範囲顎骨支持型装置埋入手術	・歯科又は歯科口腔外科を担当する歯科医師として相当の経験を有する歯科医師が2名以上配置 ・当該療養を行うにつき十分な体制 等	-	202	219	
クラウン・ブリッジ維持管理料	・クラウン・ブリッジの維持管理を行うにあたって、必要な体制が整備されている	69,288	69,450	69,635	
歯科矯正診断料	・歯科矯正治療の経験を5年以上有する専任の歯科医師が1名以上勤務している ・十分な専用施設 等	1,262	1,432	1,473	
顎口腔機能診断料	・障害者自立支援法に基づく都道府県知事の指定 ・十分な専用施設 等	799	870	896	

18 調剤

名称	施設基準の概要	届出薬局数			
		平成23年	平成24年	平成25年	
基準調剤加算	<ul style="list-style-type: none"> 患者ごとに、適切な薬学的管理を行い、かつ、服薬指導を行っている 患者の求めに応じて投薬に係る薬剤に関する主な情報を提供している 開局時間以外の時間において調剤を行うにつき必要な体制が整備されている 等 医薬品備蓄数、処方せん受付回数等に応じて1及び2に区分 	1	21,858	21,540	22,517
		2	6,137	6,979	7,692
後発医薬品調剤体制加算	<ul style="list-style-type: none"> 使用薬剤の薬価(薬価基準)別表に規定する規格単位ごとに数えた数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合に応じて1~3に区分 後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨、後発医薬品調剤体制加算を算定している旨を当該保険薬局の見えやすい場所に掲示 等 		27,942	32,268	1 11,115 2 8,713 3 16,925
無菌製剤処理加算	<ul style="list-style-type: none"> 無菌製剤処理を行うにつき十分な施設又は設備 無菌製剤処理を行うにつき必要な体制が整備されている 等 		304	435	547
在宅患者訪問薬剤管理指導料	<ul style="list-style-type: none"> 行う旨を地方厚生(支)局長に届け出た保険薬局 		41,194	42,745	44,045
在宅患者調剤加算	<ul style="list-style-type: none"> 在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出を行っている 在宅業務に対応できる体制が整備されている 等 		-	4,319	4,870

19 その他

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数/下段：診療所数)		
		平成23年	平成24年	平成25年
入院時食事療養(Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> 管理栄養士又は栄養士により行われている 「厚生労働大臣が定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法」に規定する基準に該当する保険医療機関でない 等 	8,258 1,640	8,244 1,622	8,246 1,579

主な選定療養に係る報告状況

- 保険医療機関等から地方厚生（支）局への報告が必要な事項のうち、主な事項について全国の状況を集計したものである。
- 届出状況については、地方厚生（支）局において閲覧に供することとしている。

1 特別の療養環境の提供

(1) 特別の療養環境の提供に係る病床数の推移

区 分	平成22年7月1日現在	平成23年7月1日現在	平成24年7月1日現在	平成25年7月1日現在
特別の療養環境の提供に係る 病床数（総病床数に占める割合）	床 %	床 %	床 %	床 %
1人室	159,875 (12.1)	163,711 (12.2)	168,037 (12.4)	173,083 (12.5)
2人室	52,771 (4.0)	52,337 (3.9)	51,801 (3.8)	50,693 (3.7)
3人室	5,531 (0.4)	5,558 (0.4)	5,417 (0.4)	5,306 (0.4)
4人室	32,602 (2.5)	33,178 (2.5)	33,740 (2.5)	34,605 (2.5)
合 計	250,779 (19.0)	254,784 (18.9)	258,995 (19.1)	263,687 (19.1)
当該医療機関における総病床数	1,319,446床	1,345,729床	1,359,098床	1,379,504床

(2) 1日当たり徴収額 金額階級別病床数

① 平成22年7月1日現在

	~ 1,050円	~ 2,100円	~ 3,150円	~ 4,200円	~ 5,250円	~ 8,400円	~ 10,500円	~ 15,750円	~ 31,500円	~ 52,500円	~ 105,000円	105,001円 ~	合計病床数	1日当たり 平均徴収額 (推計)
1人室	6,240	12,963	20,606	16,702	24,362	33,632	16,137	16,117	11,318	1,502	272	24	159,875床	7,558円
2人室	10,918	14,985	11,017	4,439	4,311	3,894	1,833	1,156	212	6	0	0	52,771床	3,158円
3人室	1,309	1,566	1,070	668	311	512	84	8	3	0	0	0	5,531床	2,774円
4人室	10,410	9,643	5,911	2,004	2,280	2,216	112	26	0	0	0	0	32,602床	2,485円
合計	28,877	39,157	38,604	23,813	31,264	40,254	18,166	17,307	11,533	1,508	272	24	250,779床	5,828円
													参考	最低 35円 最高 189,000円

② 平成23年7月1日現在

	~ 1,050円	~ 2,100円	~ 3,150円	~ 4,200円	~ 5,250円	~ 8,400円	~ 10,500円	~ 15,750円	~ 31,500円	~ 52,500円	~ 105,000円	105,001円 ~	合計病床数	1日当たり 平均徴収額 (推計)
1人室	6,507	13,522	20,777	16,827	25,352	34,068	16,932	16,624	11,209	1,538	286	69	163,711床	7,539円
2人室	10,873	14,903	10,932	4,464	4,454	3,919	1,714	961	109	8	0	0	52,337床	3,048円
3人室	1,402	1,508	1,056	633	370	493	87	9	0	0	0	0	5,558床	2,699円
4人室	10,270	10,630	5,661	1,978	2,516	1,975	118	30	0	0	0	0	33,178床	2,307円
合計	29,052	40,563	38,426	23,902	32,692	40,455	18,851	17,624	11,318	1,546	286	69	254,784床	5,829円
													参考	最低 80円 最高 367,500円

③ 平成24年7月1日現在

	~ 1,050円	~ 2,100円	~ 3,150円	~ 4,200円	~ 5,250円	~ 8,400円	~ 10,500円	~ 15,750円	~ 31,500円	~ 52,500円	~ 105,000円	105,001円 ~	合計病床数	1日当たり 平均徴収額 (推計)
1人室	6,752	13,802	21,159	16,989	26,488	35,165	17,368	17,243	11,258	1,503	282	28	168,037床	7,478円
2人室	10,748	14,633	10,890	4,432	4,593	3,683	1,767	966	83	6	0	0	51,801床	3,043円
3人室	1,336	1,511	1,026	646	356	439	63	40	0	0	0	0	5,417床	2,704円
4人室	10,180	10,983	5,708	2,192	2,342	2,196	124	14	1	0	0	0	33,740床	2,325円
合計	29,016	40,929	38,783	24,259	33,779	41,483	19,322	18,263	11,342	1,509	282	28	258,995床	5,820円
													参考	最低 50円 最高 367,500円

④ 平成25年7月1日現在

	~ 1,050円	~ 2,100円	~ 3,150円	~ 4,200円	~ 5,250円	~ 8,400円	~ 10,500円	~ 15,750円	~ 31,500円	~ 52,500円	~ 105,000円	105,001円 ~	合計病床数	1日当たり 平均徴収額 (推計)
1人室	6,896	13,754	21,379	17,049	27,385	36,445	18,080	18,396	11,795	1,595	275	34	173,083床	7,563円
2人室	10,092	14,521	10,701	4,530	4,531	3,499	1,693	1,034	84	8	0	0	50,693床	3,065円
3人室	1,255	1,437	1,023	594	351	508	127	11	0	0	0	0	5,306床	2,812円
4人室	10,192	11,237	6,038	2,261	2,470	2,249	132	24	2	0	0	0	34,605床	2,346円
合計	28,435	40,949	39,141	24,434	34,737	42,701	20,032	19,465	11,881	1,603	275	34	263,687床	5,918円

参考	最低	100円
	最高	367,500円

2 病床数が200以上の病院について受けた初診

(1) 報告医療機関数の推移

	平成22年7月1日現在	平成23年7月1日現在	平成24年7月1日現在	平成25年7月1日現在
報告病院数	1,202	1,174	1,204	1,191

参考	徴収額の最低	105円
	最高	8,400円
	平均	2,130円

(2) 金額階級別医療機関数

① 平成22年7月1日現在

	~ 525円	~ 1,050円	~ 1,575円	~ 2,100円	~ 2,625円	~ 3,150円	~ 3,675円	~ 4,200円	~ 4,725円	~ 5,250円	5,251円 ~	合計
病院数	68	290	241	246	112	169	5	27	1	39	4	1,202

② 平成23年7月1日現在

	~ 525円	~ 1,050円	~ 1,575円	~ 2,100円	~ 2,625円	~ 3,150円	~ 3,675円	~ 4,200円	~ 4,725円	~ 5,250円	5,251円 ~	合計
病院数	62	273	231	252	105	171	6	29	1	41	3	1,174

③ 平成24年7月1日現在

	~ 525円	~ 1,050円	~ 1,575円	~ 2,100円	~ 2,625円	~ 3,150円	~ 3,675円	~ 4,200円	~ 4,725円	~ 5,250円	5,251円 ~	合計
病院数	55	257	222	256	125	200	7	33	1	44	4	1,204

④ 平成25年7月1日現在

	~ 525円	~ 1,050円	~ 1,575円	~ 2,100円	~ 2,625円	~ 3,150円	~ 3,675円	~ 4,200円	~ 4,725円	~ 5,250円	5,251円 ~	合計
病院数	51	241	213	252	124	218	6	33	2	48	3	1,191

3 病床数が200以上の病院について受けた再診

	平成22年7月1日現在	平成23年7月1日現在	平成24年7月1日現在	平成25年7月1日現在
報告医療機関数	109	109	111	110
			参考	徴収額の最低 210円 最高 5,250円 平均 1,006円

4 予約に基づく診察

	平成22年7月1日現在	平成23年7月1日現在	平成24年7月1日現在	平成25年7月1日現在
報告医療機関数	400	407	437	451
			参考	予約料の最低 70円 最高 52,500円 平均 2,152円

5 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察

	平成22年7月1日現在	平成23年7月1日現在	平成24年7月1日現在	平成25年7月1日現在
報告医療機関数	233	187	293	323
			参考	徴収額の最低 50円 最高 15,750円 平均 2,205円

6 金属床による総義歯の提供

	平成22年7月1日現在	平成23年7月1日現在	平成24年7月1日現在	平成25年7月1日現在
報告医療機関数	17,250	18,775	14,369	13,042
			参考 1床当たり平均額(推計)	298,362円

7 齲蝕に罹患している患者の指導管理

	平成22年7月1日現在	平成23年7月1日現在	平成24年7月1日現在	平成25年7月1日現在
報告医療機関数	9,241	9,084	8,090	7,569
			参考 平均額(推計)	1,722円
			フッ化物局所応用(1口腔1回につき)	1,723円
			小窩裂溝填塞(1歯につき)	1,719円

8 入院期間が180日を超える入院

	平成22年7月1日現在	平成23年7月1日現在	平成24年7月1日現在	平成25年7月1日現在
報告医療機関数	3,392	3,409	3,398	3,139
			参考 徴収した料金(1人1日当たり) 最低	305円
			最高	6,000円
			平均	1,808円

9 医科点数表及び歯科点数表に規定する回数を超えて受けた診療

	平成22年7月1日現在	平成23年7月1日現在	平成24年7月1日現在	平成25年7月1日現在
報告医療機関数	857	856	895	841
内訳（複数選択有り）				
検査	233	204	209	201
リハビリテーション	615	644	678	630
精神科専門療法	9	8	8	10

参考	徴収した料金(1人1日当たり)	
検査	最低	340円
	最高	3,780円
	平均	1,249円
リハビリテーション	最低	100円
	最高	7,403円
	平均	1,842円
精神科専門療法	最低	200円
	最高	7,000円
	平均	2,274円

新医療機器の保険償還価格について

前回の総会資料(中医協総－１－１)において誤記があったため、以下のとおり修正する。

- エクリス・リバーズ人工肩関節 (グレノイドスフェア 補正型)
保険償還価格を以下のとおり訂正。

(誤) 161,000円 → (正) 164,000円

外国平均価格との比を以下の通り訂正。

(誤) 1.25 → (正) 1.27

- エクリス・リバーズ人工肩関節 (グレノイドスフェア 偏心型)
保険償還価格を以下のとおり訂正。

(誤) 161,000円 → (正) 164,000円

外国平均価格との比を以下の通り訂正。

(誤) 1.25 → (正) 1.27